

## 論 文

# 「北海道」・「沖縄」の植民地化とその国際法の論理

## — アジアにおける「先住民族」形成の一事例 —

上 村 英 明

(国際平和研究所特別所員)

### 1. 「アジアの帝国主義」と先住民族

先住民族の権利問題を扱う国連の人権機構では、現在、「先住民族」と「植民地主義・帝国主義」との関係をめぐり極めて重要な論争が繰り広げられている。それは、単純化すれば、アジア、アフリカに「先住民族」は存在するのかという論争である。

この議論が特に大きな波紋を呼ぶようになったのは、1996年7月にスイス・ジュネーブの国連欧洲本部で開かれた「第一四会期国連先住民作業部会」に中国政府代表が出席するようになってからだ。この年の作業部会で、中国政府代表は、台湾の先住民族（自らは漢語では「原住民族」を使う）代表の発言に再三警告を発すると共に、次のような歴史的声明を読みあげた。

「先住民族の根本的問題は、西欧諸国の植民地政策によって引き起こされたものである。西欧植民地大国の侵略と拡張のために、固有の土地に生活していた何世代にも渡る先住民族は数万人の単位で殺害された。こうした民族の伝統的領土は奪い取られ、固有の文化は破壊された。これは近代史の中で人類が経験した最悪のものである。……」

中国には、他のほとんどのアジア諸国と同じように、先住民族問題は存在しない。中国の五〇〇〇年の文明史の中で、中国のすべての民族は平等に扱われ、国家の統一と発展に向けて、それぞれの民族が共に独自な貢献を行なっている。」

日本政府はこの発言にあからさまな賛意を示さなかったが、これまで同じ主張を繰り広げてきたインド政府やバングラデシュ政府はこれを支持すると発言する一方、台湾をはじめとする多くのアジアの先住民族はこれに拳を挙げて抗議を行った。確かに、百歩譲って今日の中華人民共和国が民族の平等原則の上に成り立っていると認めたとしても、中国政府が五〇〇〇年に渡ってすべての民族を平等に扱ってきたという主張にはまともな神経の持ち主であれば、誰もが首を傾げるに違いない。もし、それが真実であれば、現在世界の国家は「中国」だけあれば十分であり、公正な機構改革に悪戦苦闘している国連など無用の長物というに等しいからだ。

そして、この問題は、国連の人権機構でここ数年別の形を変えて再燃している。同じ「国連先住民作業部会」では、1998年の第一六会期に委員の一人ミゲル＝アルフォンソ＝マルチネス（Miguel Alfonso Martinez<sup>(3)</sup>）を特別報告者として、彼が担当する「国家と先住民間の条約、協定および他の建設的取決めに関する研究（Study on Treaties, Agreement, and Other Constructive Arrangements between States and Indigenous Populations）」の最初の最終報告書案<sup>(4)</sup>が提出された。そして、翌年の最終報告書改訂案の中で、マルチネスは、「アフリカ、アジア、太平洋の諸国家」では、脱植民地化の時代は、「先住民族」が誰であるかという

概念に関して根本的な変化をもたらした、とした上で、次のように述べた。条約関係は、アジアやアフリカの文脈では、先住民族の問題とほとんど関係しない。そこでは、「先住性 (indigenousness)」<sup>(5)</sup>は明らかでなく、「先住民族」と「政府に抑圧されている少数民族 (State-oppressed ethnic minority)」の区別は明らかではない。その結論からすれば、アジア、アフリカのこうした状況は、「先住民作業部会」ではなく、1995年に設置された「少数者<sup>(6)</sup>作業部会」に持ち込まれるべきである。

マルチネスの分析は、コロンブスに代表されるヨーロッパ人の植民地建設を前提に、誰が「先住」していたかで「先住民族」を定義しようという、国連の議論を一〇年昔に引き戻すものであった。そのため、作業部会のアフリカ地域からの委員であるエル＝ハッジ＝ギッセ (El-Hadji Guissé) をはじめ、アジア、アフリカの先住民族団体 (Indigenous Peoples Organization = IPO) やこれを支援するNGOから激しい批判を浴びせられた。<sup>(7)</sup>

「先住民族」の権利問題は、確かにマルチネスがいうように脱植民地化の問題と深く関連している。これまで国連は、1960年の「植民地独立付与宣言」に代表されるように、植民地の解放をその主要な目的として取り組んできた歴史をもっている。しかし、「植民地独立付与宣言」には、大きな落とし穴があった。宣言は、その第六項で、「国の国民的統一と領土保全」を破壊する試みにこの宣言を利用してはならないと釘を刺したのである。つまり、植民地とは、宗主国の領土から海を隔てた所に存在し、しかも、宗主国が「植民地」と宣言した所しか植民地とみなさないという極めて政治的で不公正な原則（青海説／塩水説）を設定した。「先住民族」の権利運動は、これに抗して、国家の内部に残された「植民地」を総点検しようという試みに他ならず、マルチネスの条約研究もその一環であったが、マルチネスは、この権利回復運動を再び政治的な原則で一步進めたに過

ぎなかった。それは、ヨーロッパ人の遠隔地からの入植が「先住者」に対して行われ、その入植者の子孫によって国家が形成された南北アメリカ大陸やオセアニアの地域でのみ、国家内部に「先住民族」が存在するという論理である。このヨーロッパの植民地主義と「先住民族」を結び付ける考え方は、その存在を否定するアジアやアフリカの政府には歓迎すべきものであったが、同時にそれは次のような問題を抱えている。アジアやアフリカには、国家の内部に「植民地」を取り込むような植民地主義はもともと存在しなかったという考え方であり、また、少なくとも、植民地解放後の国家建設において既存の国家は、この問題について全く「無罪」であるという考え方である。しかし、先住民族の権利回復運動においては、「先住性」を明らかにすることが、その権利を語るための本質的問題ではない。地球上に現在存在するすべての「近代国家」が形成された過程で、実質的な意味で、犠牲となった民族が救済を求めていた「植民地化・植民地支配」が存在しなかったかどうか、あるいは、現在もそれが存続していないかという問題を検証することがその運動の本質である。

この視点からすれば、「先住民族の権利」に関してアジア・アフリカを他の世界から分断しようとするマルチネスの理論に、より効果的に反論するためには、少なくともアジアにも、まず、民族の支配－従属の概念と制度が近代以前から存在したことを証明する必要がある。そして、アジアの地域で誕生した近代国家が、ヨーロッパ的な国家を建設する過程で、特定の民族をその「国家形成 (state-formation)」あるいは「国民形成 (nation-building)」の名のもとで「植民地化」してきた事実と論理、つまり「先住民族」を生み出してきた歴史を証明する必要がある。その文脈では、ひとつの「植民地解放」が別の新たな「植民地建設」だったことを証明することになるかもしれない。

ともかく、アジアやアフリカは、諸民族が流動

的な地域であり、民族の歴史的興亡が繰り返される中で、先住民族も少数民族もないといった「低俗な議論」を一掃するためには、その近代国家の形成過程を細かく追うことが、不可欠の作業となる。その一例として、アジアにおいて近代国家を形成した日本が、その過程でどのように日本の「先住民族」の問題を生み出すようになるかを本稿では近代国際法の視点から検証してみたい。

## 2. 「日露交渉」の論理と「帝国主義」の始まり

1854年3月31日（安政元年3月3日）、日本を「開国」という名で国際社会に投げ込んだ「日米和親条約」が、調印された。全文一二条から構成されるこの条約には、下田・函館の開港の他、米国の難破船と乗組員の保護、欠乏品の供給、米国領事の駐在などが規定されている。その後、同じような内容の「日英約定」（1854年10月）、「日露和親条約」（1855年2月）、「日蘭和親条約」（1856年1月）が次々と調印されたが、この中で、特に先住民族と植民地化という視点で注目されるのは1855年2月（安政元年12月）下田で調印された「日露和親条約」であった。

その理由は、この条約のみがロシアというヨーロッパの国家と日本というアジアの国家間の領土問題に関する条文を持っていたからである。この意味で、安政諸条約の中でのこの条約に対する評価は再考されるべきだと考えるが、その条約締結の過程を検証すれば、近代化を始めた日本が直接ヨーロッパの大団と国境交渉をするという事実を通して、どのように「領土概念」をヨーロッパ化させていったかを見ることができる。

そのポイントとなる条約第二条は、千島方面においては、エトロフ島とウルップ島の間に日露国境を引き、同時に、サハリン（樺太）島は日露雑居地であると定めている。<sup>(8)</sup> そして、アイヌ民族とその権利を巻き込んだこの条約交渉、特に、国境交渉は、現在の北方領土や戦後補償にまでつな

がる問題だけでなく、沖縄問題を再考する鍵であり、日本のみならず、東アジアの近代史にとって、重要な意味を持つものであった。

### 2-1. ロシア政府の論理と「国際法」

ロシアの特派大使エフィミイ＝ブチャーチン（Evfimii V. Putyatin）は、英國で旗艦バルラーダ号の修理を終え、対日交渉に当たるため1853年1月18日にボーツマスを出港した。このブチャーチンに、ロシア政府から与えられた訓令および長崎入港前に小笠原諸島で手渡された追加訓令には、領土交渉に関する交渉原則が明記されていた。

これによれば、ロシア政府は、千島列島方面では、ウルップ島までの領有を主張したが、その根拠はロシア領土を管理する権限を持った「露米会社」がウルップ島を管理し、そこにロシア人が居住しているというものであった。他方、サハリン島に関しては、日本に南端のアニワ湾一帯の権利を認めることがあるとしても、それ以外は「無主の地（*terra nullius*）」であり、近い将来この地域を占領するつもりであるので、日本にアニワ湾以外の権利を認めてはならず、交渉が最悪の事態を迎えた場合には問題を現状のまま維持するよう指令されていた。<sup>(9)</sup>

この訓令は、当時のヨーロッパを主体とする「国際法」（日本では「万国公法」と呼ばれた）に基づいたものであった。千島列島に関していえば、ウルップ島以北に対して「露米会社」の管理とロシア人の居住をもって「実効的占有（effective occupancy）」あるいは実効支配が行われている領土であることを主張し、また、サハリンに関しては「無主の地」を前提にまもなく「先占（prior occupation）」あるいは「占領（occupation）」の行動をとる予定であるから、日本の領土権を認めてはならない、というものであった。

1853年8月21日、ブチャーチンは、四隻の艦隊とともに長崎湾に現われ、訪日の意図、国境画定と開港通商を求めるロシア帝国政府の総理大臣カ-

ル＝ネッセルローデ（Karl R. Nesserlode）の手紙を提出して、日本政府の対応を待った。当時の日本政府であった徳川幕府は、対応に手間取り、老中・阿部正弘が、筒井政憲と勘定奉行・川路聖謨を「露西亞使節應接掛」に任命したのが11月8日、さらに、この二人の政府代表が長崎に旅立ったのは12月4日になってしまった。しかし、この間、ロシアは、領土確保のための布石を忘れてはいなかった。1853年10月3日、ネヴェルスコイ（Nevelskoi）大佐と露米会社の遠征隊が、日本人が居住するアニワ湾のクシュンコタンに上陸し、「ムラヴィヨフ哨所」と呼ばれる警備用の軍事施設を建設して、サハリン島がロシア領であることを宣言した。<sup>(10)</sup> 訓令書にある通り、ロシアはサハリンを「無主の地」、つまり、ロシア政府が認知するところのいずれの国家も領土主張をしていないということを前提に、遠征隊による領有の意図のある「占領」を行い、「先占」の儀式を敢行した。

日本政府は、この事件をロシアによるものとは確認できないまま、「露西亞使節應接掛」を派遣することになったが、<sup>(11)</sup> プチャーチンはロシア政府によるサハリン島「先占」の報告を僚艦ヴォストーク号から受けると、11月18日第二の手紙を日本政府に提出して、長崎から一端離れる行動をとった。この手紙では、領土交渉に関し、次のような新しい提案が行われた。千島列島方面では、ロシア人がかつて居住していたエトロフ島の帰属を議論すべきだとし、また、サハリン島に関しては最近ロシア領となつたので、交渉上の問題となるのは、「臨時的住居」を建設してアニワ湾一帯に住んでいる日本人が残留するかどうかの選択だけだと主張した。<sup>(12)</sup>

交渉の第一段階でのロシア政府の論理は興味深い。まず、領土主張には、必ず国家機関との関連の深い、いわゆるロシア軍による占領や露米会社に属するロシア臣民の居住権を持って行い、決し

て支配下にある北方先住民族のそれを利用していない。そして、サハリン島に関しては、日本人の居住は「臨時的」なものと断定し、日本人そのものの居住権に基づく領土権を一切認めていない。この論理は、「無主の地」の先占が成立するための近代国際法上の一般的な要件である「実効的占有」を根拠にしている。しかし、「実効的占有」では、自国民が土地を利用あるいは居住しているだけではなく、対象となる土地に管轄権をもつ恒常的な地方的権力機構の成立が不可欠となる。<sup>(13)</sup> この点、アニワ湾一帯に季節労働の形を取って居住する漁業関係者を中心とする日本人の存在は国際法上の「実効的占有」に値しないというのがロシア政府の主張であった。

## 2-2. 日本政府の論理とアイヌ民族の権利

プチャーチンは1854年1月3日再び長崎に入港し、筒井、川路の日本代表も1月12日に到着して、1854年1月18日から「日露和親条約」の具体的な交渉が開始されたが、この交渉の中心は、もちろん他の条約と大きく異なり「領土・国境画定」であった。

18日の第一回交渉で、プチャーチンが、11月18日の第二書簡に従い、エトロフ島はどこの領土だと思うかと日本側に切り出すと、「開明派」といわれた川路は、次のように切り返した。まず、千島列島はすべて日本の「属領」であり、それは、島の名前が「蝦夷言葉」（アイヌ語）であることが証明している。しかし、ロシアの海軍軍人であるワシリイ＝ゴロヴニン（Vasilii M. Golovnin）が来訪した際、ウルップ島を中立地帯として国境を分けたいというので、エトロフ島には外国人を入れず、松前藩の警備基地（番屋）が設けられている。<sup>(14)</sup> つまり、川路は、千島列島にはアイヌ語の地名が使用されているから日本の領土であるという説得性の乏しい論理を展開し、少なくとも実効支配を行っているエトロフ島以南を渡すわけにはいかないという日本政府の意思を表明した。そ

して、この日、日本の暦では、嘉永6年12月20日、<sup>(16)</sup> プチャーチンと川路の間では、アイヌ民族の地位と居住権をめぐって、これに続く次のような議論が行われた。プチャーチンが、エトロフ島に言及して、ロシア人が居住するようになるまで、この島には日本人は住んでいなかったのだから、ロシア領だと主張すると、川路は、アイヌ民族は日本に所属する人民で、アイヌが住んでいたということは日本の領土という証拠だ、と初めてヨーロッパ人にも理解できる論理で反論した。<sup>(17)</sup> この川路の論理展開は、その後の日本の北方地域における領土交渉の中心理論となり、この交渉過程での極めて重要なポイントとなった。

他方、サハリン島に関しては、川路からのクションコタンへのロシア軍の上陸に対する抗議と撤兵要求に始まったが、<sup>(18)</sup> プチャーチンは、もともとロシア人が住んでいた土地ではないが、サハリン島の住民がロシアに帰属したいと願い、また、外國の勢力が占領をねらっているので、守備隊を派遣し、住民の防衛を行っただけであり、日本領に属す土地があれば、<sup>(19)</sup> これに干渉しないというかなり柔軟な姿勢を見せた。

1月20日の第二回交渉では、日本側からサハリン島を北緯五〇度で分割したいという後に紹介する新しい提案が提出されたが、これに対し、ロシア側はサハリン島南端のアニワ湾さえ日本人はわずか二〇名しか生活しておらず、日本人の居住する所には手を出さないつもりだが、むしろその実地検分を行いたいとの逆提案が出された。さらに、ロシア側は、エトロフ島に関しては半分に分割したいと提案したが、日本側はその理由はないとしてこれを拒絶している。<sup>(20)</sup>

ここでもうひとつの重要な点は、日本政府がロシアに対して、サハリン島の「北緯五〇度国境」画定という論理を初めて公式に表明したことだ。1854年に始まるこの「北緯五〇度国境」の主張は、その後も、日露間そして日ソ間の外交交渉の遊び

道具として、サハリンの先住民族の生活や権利をすたずたに切り裂いてきた悲しい歴史を刻むことになる。例えば、1905年5月日露戦争の最中に、日本軍は、サハリン全島を占領するが、1905年8月の「ポーツマス条約」第九条に、この北緯五〇度以南のサハリン島の主権を日本が獲得することが明記され、日本軍はその南部に撤兵した。1920年5月には、ロシア革命の混乱の中で「尼港事件」が起こり、日本軍は北サハリンを再び占領するが、1925年1月に「日ソ基本条約」が調印され「ポーツマス条約」の有効性をソ連政府が確認すると、同年5月日本軍は北サハリンからの撤兵を完了させた。<sup>(21)</sup> また、1945年8月8日にソ連が対日参戦すると、ソ連軍部隊が北緯五〇度を越えて南下して戦闘が始まり、8月20日からはコルサコフ（真岡）に上陸したソ連上陸軍を加えた激戦が始まり、この南サハリンにおける戦闘が基本的に終結したのは8月23日のことであった。<sup>(22)</sup> さらに、1951年9月に調印された「サンフランシスコ平和条約」第二条c項で、日本は南サハリンの主権を放棄したが、その主権がソ連・ロシアにあるとは現在も認めておらず、日本の公式地図ではこの地域はいまだに「領土未帰属地域」とされている。こうした歴史は、国籍や市民権、教育制度の選択を含めて、サハリンの先住民族に筆舌に尽しがたい苦難をなめさせることになった。

ともかく、この長崎交渉は、日露両政府の領土主張を述べあつただけで、次回下田における交渉への継続をもって1854年2月に終了した。長崎を離れたプチャーチンは、米国の全権使節であるペリーの動向を探るため、船首を南に向け、2月13日には琉球王国の那覇に入港した。他方、日本政府のその後の重要な対応は、説得力の最も高い論理である、日本の「属民」であるアイヌ民族の居住地域が北緯五〇度線まで及ぶことを確認する作業であった。地名がアイヌ語である、あるいは、外国の地図に日本領として色分けされているとい

う長崎交渉で出した別の根拠は、近代国際法を使った領土交渉に利用できるとは考えられなかつたからであるが、五〇度国境線の主張も当時不正確な事実にもとづいていたからである。老中・阿部正弘は、交渉以前から計画していた蝦夷地調査隊に勘定吟味役・村垣範正、目付・堀利忠を任命し、次の交渉に連動させるべく1854年4月には江戸を速やかに出発させた。<sup>(23)</sup>

近代国際法による領土交渉の考え方そのものは、ある意味では日本政府の一部の「開明派」からさらにその周辺に広がりつつあったと考えができる。蝦夷地調査隊が出発する直前の同じ1854年4月に水戸の徳川斉昭は、長崎交渉を受けて、領土確保のためにサハリン島への日本人の入植が必要との「実効的占有」を示唆する提言を阿部に行なった。しかし、堀利忠は「蝦夷種居住之地ハ信証眼前ニ有之誣難き儀も御座候」と、日本に帰属するアイヌ民族の居住の事実を根拠とすれば、日本人の植民はなくとも領土権を主張できると反論し、阿部が、徳川斉昭の提言を却下した経緯はこの展開を物語っている。<sup>(24)</sup>

そして最も注目すべき点は、調査終了後、1854年11月に、村垣・堀から提出された「北蝦夷地」調査報告書と、そこで展開された「領土権」の根拠であった。もともと村垣・堀は、アイヌ民族の居住地までは日本領を主張し、それより北に関しては領土交渉の対象にするという方針を立て、これを実地検分することを目的にサハリン島に足を踏み入れた。<sup>(25)</sup> そして、当初二人が立てた予想は、1854年3月阿部宛てに提出された上申書の中に次のように読み取れる。サハリン島における日本領は、たぶんその南端から約一二〇～一六〇キロメートル程度北上した所で、その地域までは日本の「介抱」を受けたアイヌ民族が居住している。だが、北緯五〇度まではサハリン南端から約五二〇キロメートルもあり、ここまで領土権を主張することは難しい、というものであった。しかし、

調査の結果は、より積極的なものになった。アイヌ民族は日本人の予想以上に遠隔地交易に従事していた。報告書によれば、日本の「領土権」に関する次のような見解が示されている。日本に「従属する」アイヌ民族の居住地は、サハリン島の東岸はフヌブ（約北緯四八・五度）、西岸はホロコタン（約北緯五〇度）まで確認できた上に、それ以北の北サハリンの地も中国に帰属することはあっても、ロシアに帰属する領土ではないというものであった。<sup>(26)</sup>

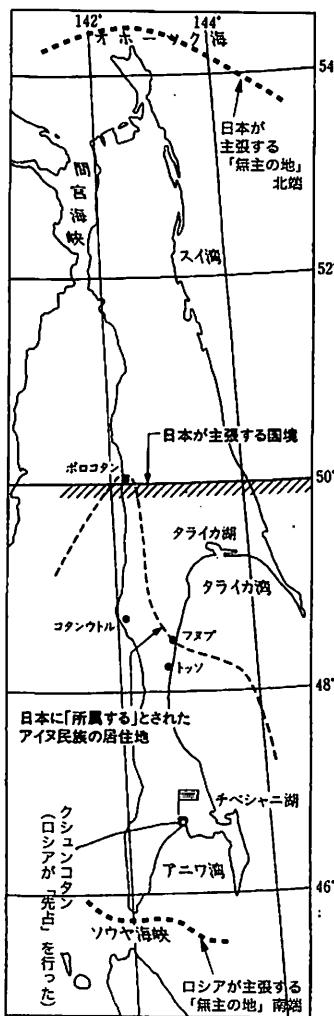
### 2-3. 「日露和親条約」の締結

長崎交渉の継続として、場所を伊豆に移しての下田交渉が始まったのは、1855年1月31日であった。実は、前年12月22日に交渉は一旦開始されたが、翌日「安政の大地震」が発生し、ブチャーチンの新しい旗艦ディヤナ号は大破してしまった。

震災の復興作業の中で再開された下田交渉に対して、1855年1月阿部から出された指示は、「北蝦夷地」調査報告書に忠実に基づき、サハリン島北部においてもロシアに帰属する民族は存在しないから、サハリン島に国境を引く理由はそもそもなく、交渉においてサハリン全島を日本領として確保すべし、いわゆる「唐太全島は本邦所属」というものであった。<sup>(27)</sup> 日本側がサハリン北部に関して提示した理論は、まさに「無主の地理論」であったといえる。

この日の交渉では、前回の交渉以来、日本領は日本人が住む南端のアニワ湾だけだと主張するロシア側に対し、日本側は「アイノ居住丈ハ日本領、其余とても、スメレンクルハ満州所属之由」と反論した。つまり、アイヌ民族の居住する地域は日本領であり、「スメレンクル人」の居住する地域は中国領であるとの主張で、村垣・堀の報告書にあるようにロシアの領土権を原則的に認めなかつた。「スメレンクル人」とは、現在のニブフ民族を指すアイヌ民族による呼称で、ロシア人はこの民族を「ギリヤーク人」と呼んだ。そして、アイ

図1 サハリン島と国境交渉（1853～54年）



ス民族の居住権に基づいた粘り強い交渉で日本政府は、ロシア側から「日本人及び蝦夷アイノ住む丈ケハ、是迄之通日本所属と可認」<sup>(29)</sup>するという確認を取り、また、サハリン島の国境はこれまで通り設定しないという合意に達した。

翌2月1日の第2回交渉では、条約の基本草案が決定し、「領土」に関する第二条の草案も次のように確定した。

#### 「第二条草案

今より後、露西亞国と日本国との境、エトロフ島とウルップ島との間にあるべし、エトロフ全島は日本に帰属し、ウルップ全島夫より北にあるクリル諸島は露西亞領に属す。カラフト島に至りては、是迄之通日本国と露西亞国との間に於て界を分たず。

#### 附録

カラフト島之儀は、嘉永五年暦数千八百五十二年まで、日本人ならびに蝦夷アイノ居住したる地は日本所領たるべし」

これによって、日本政府は、千島列島方面ではゴロウニンとの交渉を尊重しつつ、他方では、アイヌ民族の居住権をもってサハリン島南部の「領土権」をロシア政府に認知させたとみることもできる。しかし、最後の段階でチャーチから、「附録条項」中の「蝦夷アイノ」を「蝦夷島アイノ」に書き換えるように申し入れがあり、議論の結果、「附録条項」はすべて削除となつた。<sup>(30)</sup>その他若干の字句の修正をした後、1855年2月7日(安政元年12月21日)「日露和親条約」の調印式が行われた。確定した条約の第二条は以下のようになつた。

「今より後、露西亞国と日本国との境、エトロフ島とウルップ島との間にあるべし、エトロフ全島は日本に帰属し、ウルップ全島夫より北にあるクリル諸島は露西亞領に属す。カラフト島に至りては、日本国と露西亞国との間に於て界を分たず、是迄仕来之通たるべし。」

そして、日本側が採択された条約の「是迄仕来之通たるべし」という文言をサハリン全島に対する日本の領土権の確保と考え、「附録条項」の削除にも合意したのに対し、ロシア側はこの文言は国境を単に設定しないと理解するという行き違いの末、歴史的ともいえるサハリン島の「日露雜居」が決定してしまつた。<sup>(31)</sup>

#### 2-4. アジア型からヨーロッパ型への支配論理の転換

この交渉の基本論理は、ロシア政府が訓令や追加訓令を通して持ち込んだヨーロッパ型の近代国際法にある。しかし、日本政府は、この論理の展開に極めて巧妙にアジア型の国際秩序の論理を組み込んでいった。そのキー概念は、日本に「朝貢」していたアイヌ民族を日本の「属民」とする論理である。

阿部に提出された「北蝦夷地」報告書には、この「属民」を規程する論理が明確に述べられている。アイヌ民族が松前藩に「介抱」あるいは「撫

育」されていると述べた村垣・堀の報告書は、「スメレンクル人」は「満洲江貢之皮類持渡り、人別之増減等申立」てるから中国に帰属する、また、サハリン中北部に生活する「ウィルタ人」、報告書にいう「オロッコ人」はこうした行動をしないのでどこにも帰属していないとみなした。<sup>(34)</sup>この報告書が、阿部の「サハリン全島確保論」を生み出し、下田交渉でのその強気な「領土権」確保の根拠となつことは疑う余地がない。

村垣・堀の報告書の背景には、次のような事実がある。中国政府と北方諸民族との「朝貢貿易」はかなり古くまで遡るとみられているが、清朝が成立すると、1700年ごろには「満州仮府」と呼ばれる施設が設置された。一八世紀～一九世紀にはこの「仮府」はアムール河畔を移動し、デレンという場所に最も長く置かれたが、ここには周辺の民族が集まり、中国政府の官人との間で制度化された交易が行われた。<sup>(35)</sup>つまり、村垣・堀報告書が指摘するように、ニブフ人（「スメレンクル人」）は、中国政府が珍重した毛皮を持って満州に渡り、「儀礼」をもってこれを「進貢」しながら、人口などの情報を中国の役人に伝え、中国政府から対価として厚手の絹織物である「山靼錦」など高級な中国製品を与えられた。この「儀式」が終ると、「仮府」の周囲に沿って設けられた市場での、民族同士の自由な交易が行われた。しかし、アイヌ民族から「オロッコ人」と呼ばれた「ウィルタ民族」は、この「朝貢貿易」に直接参加せず、当時「山靼商人」と呼ばれたウルチ人の商人がもたらす中国製品を中継貿易してアイヌ民族と交易を行っていた。<sup>(36)</sup>つまり、「朝貢貿易」を「支配-従属」の形態とみれば、「スメレンクル人」は中国に帰属しており、「オロッコ人」はどこにも帰属していないという、村垣・堀の評価は、調査当時も行われていたかどうかはともかく歴史的には正確であった。

そして、次の問題は、松前藩が行っていたアイ

ヌ民族に対する「介抱」や「撫育」を日本政府が異民族に行つた「もうひとつの朝貢貿易」として、「領土権」主張の中核の根拠にすえたことだ。「介抱」や「撫育」は、日本人が設置した「会所」と呼ばれる交易基地で、ある種の儀礼を用いて商品の交換を行なう、デレンで見られたのと同じような交易形態であった。

この根拠がいかに重要であったかは、その補強が「日露和親条約」の締結後に改めて露骨に行われるようになったことで明らかである。条約締結後、日本政府によって、西海岸のコタンウトルやホロコタン、東海岸のトッソへの「出張会所」や「元陣屋」などの建設が次々と提案された。そして、興味深いことは、1856年12月サハリン島東海岸に住むウィルタ民族への「撫育」が、阿部によつて決定、指示されたことだ。阿部の説明によれば、今後北緯五〇度以南を確固たる日本領と主張するためには、そこに居住する民族が日本に所属することを証明しなければならない。しかし、村垣・堀の調査では、東海岸では、日本の「撫育」を受けているアイヌは北緯四八・五度のヌヌブに住むアイヌ民族まで、そこから北緯五〇度までに居住するアイヌ民族は六〇人を数え、その六〇人は日本の「撫育」を受けていなかつた。さらに、北緯五〇度までの地域に居住するウィルタ民族も日本の「撫育」を受けておらず、彼らを「撫育」しない限り、日本の固有の「領土権」の主張を維持できないというのが、この政策決定の本音であつた。<sup>(37)</sup>

この段階では、日本の「帝国主義」の論理は明確な形を取っていないが、それでもその原型をスケッチすることは不可能ではない。整理をすれば、次のようになる。アジアにおける民族間関係の中心は、中国を頂点とした「朝貢貿易」にあるが、この交易関係を中心にした国際システムの構造は、「主従関係」・「文明-未開」秩序を基盤とするものであった。これは、ヨーロッパに誕生した近代

国際法システムが、現実の矛盾とその地域的限界をもっていたとはいえ、原則的には諸国家の対等な関係を前提にしたものであることと異なっていた。

日本政府が日露国境交渉で取った論理は、まず、中国の「朝貢貿易」に類似する日本の異民族貿易制度に参加する周辺諸民族を一方的に「属民」とみなすことにあった。その最初の対象は、アイヌ民族であった。そして、その「属民」が居住する範囲には、国家としての固有の「領土権」が主張できるとした。北サハリンのように、その周辺に広がる地域は、交渉の余地のある所、あるいは、他の國家が「領土権」を主張していないのであれば、先に「領土権」を主張することができると考えた。そして、日本政府のこの論理は、ロシア政府が、サハリン島を「無主の地」として「先占」しようとしたヨーロッパの論理に見事なまでに接続する。

## 2-5. 北海道の「植民地」支配

日本政府が、この日露交渉で得た最大の利益は、むしろアイヌモシリの中核である北海道本島の領有であったということができる。「属民」であるアイヌ民族の居住地には、日本の固有な主権、領土権が成立するという論理を確立する一方、交渉相手であるロシア政府が、サハリン島と千島列島のみを交渉の対象としたため、北海道本島は、この論理に従ってそのまま日本の固有の領土とされた。アイヌ民族の居住権を利用して、現在の日本の22パーセントにあたる地域を領土とすることに成功したが、北海道の沿岸の一部を除いて日本の実効支配が行われていなかったことは明らかであった。もし、ロシア政府が、アイヌ民族の居住権を領土権の根拠と認めず、あるいは、北海道本島に日本の実効支配を認めなかつたとすれば、日本政府が容易に北海道を領有することができたかどうかは疑わしい。もちろん、当時の日本政府は、この領土権主張の根拠に弱点を感じていたため、こ

れを隠すため、あるいは、消滅させるためにさまざまな政策を採用したが、それこそがアイヌ民族政策の根幹をなすものであり、北海道の植民地統治を基礎づけるものであった。

まず、固有の領土権を主張するためには、アイヌ民族の民族性を抹殺する（エスノサイド）ための同化政策、強制同化政策が必要と考えられた。1855年2月に「日露和親条約」が締結されると、日本政府（江戸幕府）は、ただちに「蝦夷地」をその直轄地とし、日本語や日本の風俗の奨励、仏教の布教などを推し進めた。<sup>(38)</sup> そして、それまでアイヌ民族に使用していた「夷人」や「異人」という用語を、もともと日本の領土内で土地の人を表す「土人」に変更し始めた。<sup>(39)</sup> また、明治政府の下に、1869年7月「開拓使」が設置されると、入墨、耳輪、亡くなった人の家を焼く自家焼却など、アイヌ民族の伝統、習慣、文化を禁止する政策（強制同化政策）が1871年から次々と取られるようになった。アイヌ民族の同化政策に始まった、日本の異民族政策は、その政治機構を支配する間接統治を行わず、個々のアイヌの家庭生活に至るまで日本の文化様式と日本語を押し付けたが、その契機は、北方地域における領土権の確保と大きく関係していた。

この地域に固有の領土権を主張するためのもうひとつの不可欠なものは、アイヌ民族の居住地域に日本の実効支配が行われていることを示す行政上の証拠を積み重ねることであった。江戸幕府の「直轄地化」がその一例ともいえるが、明治政府も、中央政府の直轄官庁である「開拓使」を設置し、同じ1869年8月にアイヌ民族の領土を「国内化」するため次のような制度改革を行った。まず、地名呼称の日本的変更であった。日本政府は、「蝦夷地」を「北海道」、「北蝦夷地」と呼んでいたサハリン島を「樺太州」、そして、クナシリ島とエトロフ島を合わせて「千島国」と改称した。また、その中心である「北海道」に「国郡制」を

実施し、一一国八六郡の行政区画を設定した。<sup>(40)</sup>

名目的な日本の行政区画が実施されても、日本政府の本音は、「北海道」は「日本」の外という認識であった。明治初年のこの矛盾に関する最も典型的な例は、国防計画に見出される。1873年は、近代国家となった日本にとって重要課題である国軍の整備が行われた年であった。この年1月「徵兵令」が施行され、国防は、「国民皆兵」の原則の下、封建武士団から平民中心の国軍に移行した。この年の実績でいえば、当時の日本軍は、七個師団体制で、平時三万一千六八〇人、戦時四万六三五〇人の規模しか維持できなかった。<sup>(41)</sup> 七個師団体制とは、天皇を直衛する近衛師団の他、東京の第一師団、仙台の第二師団から、熊本の第六師団までの七つの師団が編成され、それぞれの軍管区に師団司令部が設置された。また、同じ1月の「鎮台条例」の改正で、それぞれの軍管区には、鎮台が設置され、常備軍が配置された。

しかし、名的に日本の行政区画ができあがったばかりの北海道には、「第七軍管区」という名称が与えられただけで、師団も、鎮台も、常備軍も配置されなかつた。「北海道」は日本の防衛圏の「枠外」に置かれたことになる。「固有の領土」内に置かれた「植民地」が示す独特の特徴である。

当時「開拓使」の開拓次官で、この問題を憂慮した黒田清隆は、1873年11月、太政大臣に対し、北海道防衛に関する建議書を上申した。それは、北海道に一五〇〇戸六〇〇〇人規模の「屯田兵」を設置しようという計画であった。翌1874年6月に日本政府によって決定された「屯田兵」制度には、次のような極めて矛盾した、しかも植民地としての特別の性格が与えられている。

まず、「屯田兵」は、国民皆兵の時代に逆行して、世襲制の士族兵であった。当時、士族の軍事部隊は、この「屯田兵」と警視庁の警察部隊だけであり、これらの士族部隊は重要な戦争に動員された。次節で説明する1874年5月に強行された

「台湾出兵」の中核には、元警察官で構成された三〇〇名の「徵集隊」が置かれており、1877年2月に「西南戦争」が勃発し、平民中心の国軍と北上する薩摩士族軍の戦線が熊本で膠着すると、警視庁部隊とこの北海道の「屯田兵」が戦闘に投入された。また、1879年の「琉球処分」において那覇に上陸した部隊にも一六〇人の警視庁部隊が配備された。つまり、士族兵は、外征や反乱鎮圧用の特別部隊であり、北海道にこの強力な部隊が軍事力として展開したことは注目に値する。<sup>(42)</sup>

次に、「屯田兵」は、開拓と国防に従事するだけでなく、すべて「憲兵」として配備された。「屯田兵」には、軍事警察権の他、行政警察権、司法警察権という広範囲な警察権が付与されていた。<sup>(43)</sup> 具体的には、北海道に侵入した外国のスペインを逮捕する権限、これと内通する国内の協力者を調査、摘発する権限が与えられた。この「屯田兵」が「憲兵」として配置された当初の目的は、アイヌ民族に関する治安管理が考えられる。日本政府は、アイヌ民族の実効支配を強調しようとしたが、アイヌ民族の自治的意識は強く、日本の支配を快く思っていないことは明らかであった。

例えば、1853年にサハリンを占領した時のロシア側報告書では、アニワ湾のアイヌ民族は、ロシア人を歓迎し、日本人による差別と搾取を次々に訴えた、と記録されている。<sup>(44)</sup> 1859年9月に江戸に来航したロシア政府の東シベリア総督ニコライ＝ムラヴィヨフ（Nikolai N. Muravyov）は、こうした情報を根拠に、サハリンのアイヌ民族は日本に服属しておらず、日本の臣民ではないという主張まで展開した。<sup>(45)</sup> こうした状況は、日本政府自身も把握していた。1869年5月に日本政府自らが発し、「蝦夷地」を「皇國の北門」と位置づけた「蝦夷地開拓方針」は、次のように述べている。

「是迄官吏之土人を使役する、甚だ過酷を極め、外人は頗る愛恤を施し候より、土人往々我邦人を怨離し、彼を尊信する」<sup>(46)</sup>

この点、日本政府の認識からは、アイヌ民族が外国人、特にサハリン島やウルップ以北に居住するロシア人を手引きする可能性は小さくなく、この先住民族は十分治安管理の対象とされたと考えられる。

そして、最後に最も重要な点は、「屯田兵」の指揮権が問題となったことだ。これを問題にしたのは、黒田であった。当時、各鎮台の常備兵の指揮権は、1872年2月に兵部省に代わって設置された陸軍省、海軍省に、直属していた。また、黒田は、1870年に着任以来、「開拓次官」という文官であり、文官に軍の指揮権は原則的に与えられなかつた。1874年6月の日本政府決定はこれを「名案」で解決する。それは、文官である黒田を、同時に武官として任命し、「屯田兵」に対する一定地域内における指揮権を承認した。これによって、「開拓次官」黒田清隆は、「陸軍中将」に任命され、同時に強大な警察権をもつ「北海道屯田憲兵事務總理」に就任し、「開拓使」管轄地域における「屯田兵」の指揮権を手に入れた。この余勢をかけて、同年8月には、黒田は國務大臣に当たる「參議」を兼任し、「開拓使」の最高位である「開拓長官」に昇りつめた。<sup>(47)</sup>言い換れば、1874年をもって、北海道は現役武官による軍政下に置かれたことになり、政務権と兵権を併せ持つ独裁的な「開拓長官」のポジションは国内行政制度からは異質なものであり、同時に、明治官僚の出世コースのひとつとなつた。

「固有の領土」といわれながら、実効支配が行われていたなかった地域では、こうした奇妙な制度が確立された。そして、そこで確立された「奇妙な制度」こそが、日本の公式の植民地で大木に育つていった。黒田ほど恒常的ではなかったが、明治の初年に文官と武官を兼ねたもうひとりの官僚に、後に紹介する「琉球」問題の「处分官」、松田道之がいた。その意味は、まさに、日本の歴史に対する「琉球」の眞の位置づけを示唆している。

### 3. 「台灣出兵」とアジアの国際秩序

「日露国境交渉」が近代日本の北方における国境画定だとすれば、南方における国境画定は1872年9月に始まる「琉球併合」の経過をみると理解することができる。しかし、これを考察する前に、1871年12月の「琉球宮古漁民遭難事件」に端を発し、1874年5月に行われた近代日本の最初の本格的な外征であった「台灣出兵」を考察することによって、ここにはっきりと現れるアジアの帝国主義概念の変化を検討してみたい。

#### 3-1. 中国政府の領土概念と日本政府の対応

まず、「琉球宮古漁民遭難事件」とは次のようないきな事件であった。宮古の住民六九名が首里王府に納税の帰り、台風のため台湾南東部に漂着した。六九名の内、三名は水死、五四名は現地の先住民族に襲われて殺害され、残り一二名の漁民は中国人に救助されて帰郷した。<sup>(48)</sup>この事件の情報は、「日清修好条規」改定のため天津に滞在中の日本の外務省の代表から、1872年5月東京の本省に送付された。<sup>(49)</sup>この時点では、「琉球王国」は存続しており、「琉球藩」はまだ設置されていない。1872年9月、この事件を知った鹿児島県、特に鎮西鎮台第二分営長（鹿児島）で、後の初代台湾総督を務めた樺山資紀から討伐の軍を派遣するよう中央政府に強い働き掛けがあり、二年後の1874年5月西郷従道に率いられ、軍艦に分乗した日本軍三六〇〇名は台湾南部に上陸し、先（原）住民族の掃討作戦を開戦した。

樺山が強硬論を展開し、日本政府上層部に働きかけた背景には、彼がこの地域を中国の主権が及ばない地域と考えた認識があった。1866年、台湾に漂着した米国船ローヴァー号の船員一四名が先（原）住民族地域で殺害されたが、中国政府はこの事件に積極的に対応しなかった。そこで、米国は軍艦を出動させ、責任追及を行おうとしたが、効果は上がらず、1867年に廈門在住の米国領事チャールズ＝リゼンドル（Charles W. LeGendre）が乗

り込んで先住民族の大首長「トウキトク」と直接交渉し、米国国旗を掲げた船には危害を加えないとの約束を取り付けた。この事件を1872年10月の権山の日記は次のように書いている。

「台湾蕃地は支那の主権外に属し、各社統領あつて之を主宰す。先年米人暴殺に逢い戦争を起したるときは、…将来国旗を掲げ、相互危害を受けざることに条約をなし置きたり」<sup>(50)</sup>

そして、サハリン島で日露双方から展開された「無主の地」の論理は、この「台湾出兵」で再び精緻な形をとって登場することになる。1874年2月、この出兵を閣議決定した「台湾蕃地処分要略」は、その第一条で、侵攻の根拠を次のように展開している。

「台湾土蕃の部落は清国政府政権およびざるの地にして、その証は從来清国刊行の書籍にも著しく、ことに昨年、前参議副島種臣使清の節、彼の朝官吏の答えにも判然たれば、無主の地と見なすべきの道理備われり。ついては我藩属たる琉球人民の殺害せられしを報復すべきは日本帝国政府の義務にして、討蕃の公理もここに大基を得べし。」<sup>(51)</sup>（傍点引用者）

ここでいう「前参議副島種臣使清の節」とは、1873年6月副島外務卿（外務大臣）が北京を訪れた際、6月21日、中国政府の総理衙門でこの事件について日本の駐清公使・柳原前光が言及したのに対し、外務大臣・毛昶熙が次のように発言したことを持っている。

「ただ生蕃の琉球国民を掠殺せしを開き、未だ貴国人に係ることを知らず。…未だ服せざるを生蕃と謂うてこれを化外に置き、甚だ理むることをなさざるなり。…生蕃の暴横を制せざるは、我が政教の逮及せざる所なり」<sup>(52)</sup>（傍点引用者）

つまり、台湾先（原）住民族に殺害されたのは我が中国の「属国」である「琉球国民」であるから、日本国民が被害を受けたわけではなく、また、台湾原住民族は中国政府の支配が及ばない「化外」

だから、中国政府が日本に対してこの問題の責任を負う必要はない、と答えた。

ここで、中国政府は、「琉球」は「属国」であり、台湾先（原）住民族地域は「化外」であると述べたが、問題は、この意味をアジア型の国際秩序の視点から考察することである。それを示唆する答は、この議論を引き出した中国外務省での、日中政府間の問答に表れている。柳原は、琉球・宮古島民の事件に言及する前に二つの質問を毛外務大臣に行った。ひとつは、マカオはポルトガル人に占領されているがポルトガルの属領になったのかと質問した。これに対する答は、貸したけれども返さないだけだという苦しいものであった。<sup>(53)</sup>国際法的にいえば、実効支配されているが、主権・領土権は中国にある、いわゆるマカオは中国「本土」に属するという言い方で、今日日本政府が「北方領土」に言及する論理と変わらない。

そして、もうひとつの、本稿に関係して重要な質問は次のようなものであった。中国政府は、米国政府からの問い合わせに対し、朝鮮は「属国」だがその「内政」には関与しないと答えたことは事実かというものであった。これに対して、毛外務大臣は、朝鮮とは「朝貢・冊封」関係にあってもその「和戰權利」には関与しないと回答した。<sup>(54)</sup>この問答が非公式のものであったとしても、後の「領土権」に対する中国政府の対応をみれば、中国のいう「属国」がアジア型の国際秩序の概念のひとつであり、宗主国の「領土権」や「主権」が発生する対象を意味する概念でなかったことを確認することができる。

### 3-2. 日本政府の侵略の論理

しかし、この交渉では、日本政府は「属国」の意味よりも、「化外」という文言を極めて重要視した。「台湾蕃地処分要略」が北サハリンに比べて、台湾先住民族地域を明確に「無主の地」と記している理由は、明治政府の法律顧問・グスタフ＝ボワソナード（Gustave E. Boissonade）や領事を

辞職した後日本の外交顧問となつたリゼンドル、あるいは日本に国際法による行動を再三勧告した米国の駐日公使・チャールズ＝デロンゲ（Charles E. DeLong）の近代国際法の視点からの強い助言の影響である。

例えば、1872年10月25日、デロンゲは外務省に副島を訪ね、台湾で先（原）住民族と直接交渉したリゼンドルが横浜に滞在していることを告げた。そして、注目すべき発言を行なった。台湾は「即ち浮きものにて、取る者の所有物と相成り申すべく」と進言した。<sup>(56)</sup>つまり、台湾は近代国際法上「浮きもの=無主の地」なので、「先占」をした国に自國領土とする権利があるとほのめかした。そして、副島の質問に対し、台湾は中国政府の管轄内ではあるが、東部および南部の先（原）住民族地域では「政府の命令は行われず」、実効的支配は行われていないと説明した。「無主の地」と「先占」の理論は、興味深いことに、まずロシア人から、そして、ここでは米国人から日本政府に伝えられた。

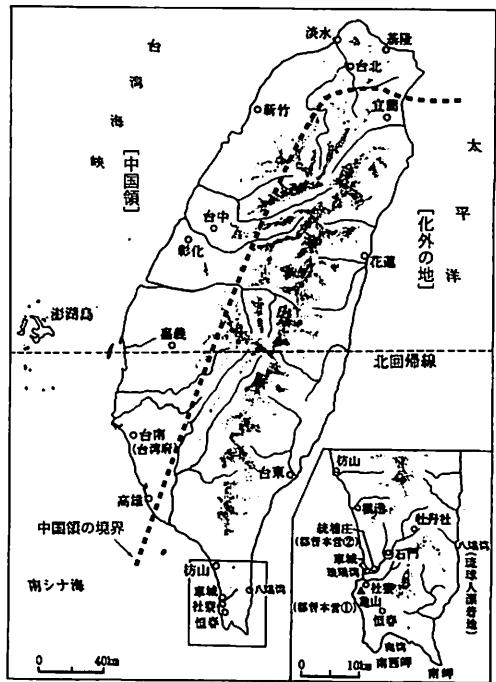
この理論に興味を示した副島は、翌10月26日横浜で、その翌日の27日には東京でリゼンドルと会見した。そして、この会見で、台湾先（原）住民族地域の情勢を副島に説明したりゼンドルは、日本が台湾を領有すべきであるとまで進言した。<sup>(58)</sup>その後、リゼンドルは、四通の覚書を外務省に提出し、外務省はこれに基づいて、対処方針を決定していった。特に、重要な影響力を持った「第一覚書」に日付はないが、同じ10月中に作成されたものらしく、台湾先（原）住民族地域問題について、次のような内容の提言を行つた。

中国政府は台湾島の先（原）住民族を文明化（開化）する努力を怠ってきたため、漂着者の安全が脅かされている。もし、先住民族地域が未開の地であれば、「無主の地」としていずれ歐米列強によって植民地化されるだろう。日本政府は近隣の地に歐米の植民地が建設されることを好まな

いが、もし中国政府がこの地を領土とみなす気がないのであれば、歐米人の手に落とすよりは、日本政府が領有するつもりである、というものであつた。<sup>(59)</sup>

法的に整備されたこの論理は、「無主の地」と「先占」を領土獲得の根拠として巧妙に展開した理論であり、1854年にチャーチンが露米会社の遠征隊によるサハリン島の「先占」を正当化した際にも用いた論理構造をもっていた。そして、1873年6月に中国外務省で行われたやり取りは、この日本側の論理を中国政府に確認し、台湾先（原）住民族地域は「無主の地」に最も近いアジア的概念である「化外」であるという言葉を中国外務省から引き出すために行われたと考えてもよい。そして、結果的には、「化外の地」には「先占」が可能であるというこの理論を実践する形で、1874年5月の「台湾出兵」が実行された。

図2 リゼンドルが提出したとされる地図と境界



「台湾出兵」から作成：「都督本營」は侵略した日本軍の拠点

もちろん、中国政府の国際秩序概念が、日本が行なった「台湾出兵」により大きく動搖させられたのも事実である。

1874年9月、掃討作戦が終了した後、日本政府は大久保利通を全権代表として、北京に送り込み事件の外交交渉による決着を図った。ボワソナードを伴った日本政府側は、近代国際法の論争を挑み、一貫して、先（原）住民族地域を「無主野蛮の地」と主張し、交渉を進めようとした。これに対し、中国政府は、この地域は清国流のやり方で治めている「属地」であるとの反論を繰り返した。中国政府は、自ら「化外」と主張した先（原）住民族地域をこの時点から「属地」と主張するようになり、日本政府が読み替えたように、国際法上の「無主の地」と主張されないため、「開山撫番」と称し、「撫育」を通しての同化政策と支配を及ぼし始めた。<sup>(60)</sup>中国もまた、交渉において近代国際法に沿って行動を始めたことになる。もちろん、この地域における「撫育」の開始はまさに1870年代であったにも拘わらず、冒頭で紹介したように、中国政府は、先（原）住民族の権利を一切無視して、この地域に固有の領土権があると主張している。

### 3-3. その後の中国政府の「領土権」主張

1911年10月の「辛亥革命」によって、清朝が崩壊して、「中華民国臨時政府」が成立したが、孫文は、1912年1月「中華民国臨時大總統宣言書」を発表し、「国家の根本（国家之本）」と「領土の統一（領土之統一）」として「一国家とするとは、すなわち漢、滿、蒙、回、藏の諸族を一つにすることである」と宣言した。漢族の他、滿族、モンゴル族、ウイグル族、チベット族を対象にした、いわゆる「五族共和論」の公式表明であり、別の見方をすれば、中華民国が清朝の基本的領土と主権の正当な継承者であるという宣言でもあった。その後、その初代大統領には、軍閥の袁世凱が就任し、政権は混乱を極めたが、1927年4月の蒋介石

による「南京国民政府」樹立によって、行政制度がやや安定すると、1931年「中華民国訓政時期約法」第一条で「中華民国の領土は、各省とモンゴル、チベットである」と定めた。<sup>(61)</sup>具体的には、袁世凱時代に始まった内モンゴル、チベットの「内地化」を進めると共に、1928年に熱河、チャハル、綏遠特別行政区を省に格上げし、<sup>(62)</sup>1929年には青海省、<sup>(63)</sup>1939年には西康省を新設した。

この中国政府の領土認識にもチベットや新疆問題など多くの問題を含んでいるが、近代中国政府の基本的な領土権認識は、清朝中期に軍事的な征服が行なわれ、中央政府によって「内地化」が始まったチベット、新疆、モンゴルには、領土権を主張するというものだ。征服されたモンゴル地域（全域に統治が始まったのは1755年）の統治には、1634年に「蒙古衙門」が設置され、直接統治が始まられたが、1638年にはこの「蒙古衙門」が改められて「理藩院」となり、チベット、新疆の管轄も後にこの中央官庁で行なわれるようになった。チベットに対しては、1720年の征服後、1727年に「駐藏弁事大臣」が置かれ、新疆では、1760年の征服以降、強大な軍事力を持つ「イリ將軍」が配置された。<sup>(64)</sup>そして、その一方でここで論じる中心である「属国」と称した「朝貢・冊封国」に関しては、毛外務大臣が柳原に答弁しているように、中国政府が領土権を主張していない点が重要だろう。

つまり、中国に「主従関係」を求められた「朝貢貿易国」、具体的には、朝鮮、琉球、ベトナム、<sup>(65)</sup>ラオス、シャム（タイ）などの国家に対して、政権の安定（冊封）と経済利益（貿易）によって実質的に結ばれ、この関係を維持するための防衛協定によって形成されるアジア型国際秩序は、本来、「朝貢国」の内政・外交を含めて基本的な国家の権利（主権や領土権）を侵害するものではないという点はここでも明らかであった。

#### 4. 「琉球併合」と「大日本帝国」の論理

##### 4-1. 「附庸」の関係と近代国家

日本の南方における国境確定では、従来「琉球処分」といわれてきた事件を再検討しなければならない。これを検証する視点は、1850年代以降、日本政府が、明治政府に移行後も取り続けたは近代国際法に沿った外交関係の維持である。1868年に誕生した明治政府は、江戸幕府が欧米各国との間に結んだ不平等条約の改正に大きなエネルギーを注ぐが、例えば、これは明治政府が国際法上の「国家承継 (state succession)」という論理を認めていたことに他ならない。つまり、「先行国」(徳川将軍国家=江戸幕府)が負った国際法上の権利・義務は、「承継国」(大日本帝国=明治政府)が引き継ぐという考え方である。そして、アジア的国際秩序概念から近代国際法概念への恣意的な変換を明治政府は、その南方での領土獲得においてより巧妙に利用することになるが、ここでもその特徴は、北方地域で展開した論理と同じ、「属国」に対して、その主権を確立できるという強引な理屈であった。

1872年7月、鹿児島県から、日本の天皇の命令(「朝命」)として、明治維新に対する「慶賀使」の派遣要請が琉球政府に伝えられた。琉球政府内部では、「朝命」の意味が「理解」できず、徳川幕府に対する「慶賀使」である「江戸上り」と同じものとして、使節の派遣を決定した。しかし、この琉球政府の「混乱」と従来の研究で呼ばれたものが、まず「日本」と「琉球」の基本的関係を示唆している。つまり、「慶賀使」派遣の要請主体が、將軍から天皇に代わったとしても、それは「先行国」政府と「承継国」政府の国内事情にすぎず、その「外部」にある「琉球」にとっては本質的な問題ではないと考えられるからだ。

ともかく、これに対し、琉球政府は、伊江王子朝直(尚健)を正使、宜野湾親方朝保(向有恒)を副使として、東京に派遣することに決め、一行

は船で9月3日品川に着き、9月14日明治天皇に面会した。琉球政府のあいさつ文は、政治が天皇の下に一新されたのを聞き、使節を派遣して、これを慶び、土産の品々を献上する、という一般的な文章であった。あいさつの主体は、原文では「琉球國中山王尚泰」とあったものを、日本政府の「外務省」での打合わせで「琉球尚泰謹奏」と書き改められた。これに対し、天皇から勅語があり、その中で「琉球ノ薩摩ニ附庸シタル年久シ」く、今回維新にあたって、使節を派遣し、土産を献上するという忠義をうれしく思う、と述べられている。

さらに、天皇は、外務卿(外務大臣)に詔勅を授け、読み上げさせた。重要な部分は、尚泰王を「陞シテ琉球藩王ト為シ、叙シテ華族ニ列ス」という件である。つまり、琉球国王を琉球藩王にし、華族の身分を与えるということで、日本政府の認識としては、「琉球王国」を廢して「琉球藩」を設置し、また「琉球」を日本に統合したことを意味していた。ここでも、その措置を行う理由のひとつに「薩摩附庸ノ藩」という言葉が添えられている。<sup>(69)</sup>

ここでの日本政府の論理構成は、「附庸」=従属国(属国)である「琉球」には日本の領土権が及ぶという日露和親条約の時と同じものであったが、その対応は、サハリン・千島列島の交渉と比較してもむしろ混乱しており、相手がロシアというヨーロッパの政府代表ではなかったことだけが幸いした。この詔勅によれば、「琉球」を近代国家日本の領土に組み込む根拠は、再三薩摩藩の「附庸」となって久しいからという理由であった。例えば、この琉球使節が東京に着く、四ヶ月前の1872年5月30日付で、大蔵大輔(今日の事務次官クラスに当たる)であった井上馨は、「琉球」を日本に併合するための建議書を提出したが、そこには次のような論理が描かれていた。「琉球」は、1609年の薩摩の侵攻以来、薩摩藩の「附庸」

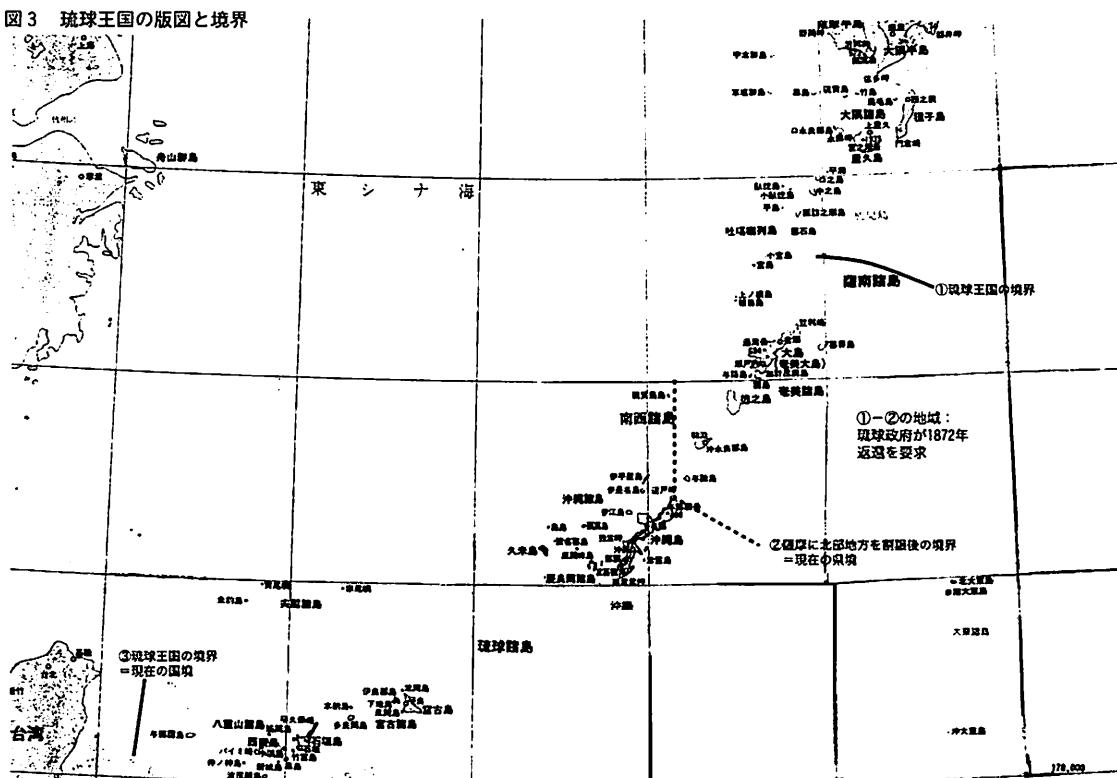
であるが、従来、中国からも冊封を受けるという「両属」状態であった。しかし、日本が明治維新によって近代国家となった今日これを認めるわけにはいかず、その「酋長」（井上は、琉球国王を「酋長」と蔑称で呼称した）を説得して、「我所轄ニ帰シ」、「内地一軌ノ制度」を実施する必要がある、と論じた。<sup>(70)</sup> 天皇の勅語にあった「琉球ノ薩摩ニ附庸シタル年久シ」は井上の建議書から類推すれば、1609年の薩摩侵攻以来を意味している。そして、その時点から「琉球」は薩摩藩の「附庸」=従属国（属国）になったのであるから、維新に際し、国王を説得して、日本に併合して、国内制度を一律に実施するというもので、これが、「琉球藩」を設置した詔勅の下敷きになったことは間違いない。この論理は、アイヌ民族の統合あるいはアイヌモシリ併合の論理と同じであった。アイヌ民族は、政府機構を持っていないとみなされたために、「属国」ではなく古来からの「属民」と称されたが、古くから日本に服属していたこの「属民」が居住する地域に、日本政府は領土権を主張できるとした。江戸幕府を承継した明治政府も、「琉球」は「属国」であるから、領土権を主張することができると考えた構造に大きな違いはない。井上の他にも、内務省大丞（局長クラスに当たる）で、後に「琉球」問題の「処分官」となった松田道之は、さらに溯って古代から「琉球」は天皇家に帰服しており、中世以降の騒乱の中で、天皇の権威を及ぼすゆとりがなく、中国との「両属」という不合理な関係が誤ってできてしまっただけだと論じたこと<sup>(71)</sup>もあった。

しかし、この交渉が対等で、もし、「琉球使節」に欧米人の外交顧問がいたとすれば、チャーチンが、千島列島全域はアイヌ語の地名がついていることからあるいは外国の地図に日本と同じ色で塗られているから、古くからの日本の領土だという川路の飛躍した主張を笑ったように、日本政府の論理は一蹴されたことだろう。近代国家を名乗

る日本が、主権や領土権を主張するのであれば、それは基本的に近代国際法に従うものでなければならない。そして、これに従って考えれば、「琉球」に「日本」の固有の領土権が及ぶとすれば、「琉球人」に「日本人」としての帰属意識があるか、もしくは、日本政府が実効支配を行なってきたかを証明する必要があった。日本政府は、この時期、後者の論理、「属国」として日本は「琉球」を実効支配してきたというポイントにより強い力点を置いていた。しかし、実効支配を主張するならば、いくつもの反論が可能であった。1871年7月に、国内で「廢藩置県」が行なわれた直後に、あえて「琉球藩」という奇妙な藩を新設し、日本の国内制度になかった「藩王」という特別の地位をなぜ創設しなければならなかったのか。あるいは、国内の旧諸藩が大蔵省の管轄（内務省の設置は翌年の1873年）であったにも拘わらず、なぜ、「琉球藩」のみが外務省の管轄とされたのかの説明を求めるに違いない。ましてや、「琉球使節」が、井上の建議書を読んでいたとすれば、「我所轄ニ帰シ」、「内地一軌ノ制度」を実施すべきという箇所を指して、日本政府の高官自らが、近代国際法的に読めば、実効支配はなかったと指摘しているではないかと反論したことだろう。

そして、ここでは「琉球」に課せられた「附庸」=従属国の内容をやや詳細に検討する必要がある。薩摩藩は、1609年3月に琉球侵攻を開始し、4月には首里城を攻撃して、国王尚寧および高官一〇〇余人を捕虜にして鹿児島に凱旋した。<sup>(72)</sup> この時期から「附庸」の国という言葉が使われるようになるが、この戦争の後、薩摩藩が琉球に課した条件は、次の内容であった。まず、1611年、薩摩藩は、「琉球王国領」であった奄美大島から与論島までの五島の割譲を琉球国王に認めさせた。また、同年琉球全域で行なった「検地」に基づき、琉球の石高を八九〇〇〇石と定めて、薩摩藩に対する貢租の内容を決定した。その他、国王・摂政の就

図3 琉球王国の版図と境界



任に関する承認、薩摩藩事務所（在番奉行所）の琉球設置などの取り決めも行なわれた。<sup>(74)</sup> この関係は、19世紀末に、アジアにヨーロッパの近代国際法システムが取り入れられる中どう考えればよいだろうか。

19世紀後半の時点では、薩摩藩を介在させた「日本」対「琉球」の関係は、17世紀の戦争後の講和条約の条件によって、国家主権の一部を別の国家に委ねた「保護国 (protecting state)」対「被保護国 (protected state)」の関係に近かったとまず考えることができる。そして、この「被保護国」に関して最も重要なポイントは、主権の一部を委ねるということで、国際法の主体となる権利を失ったかどうかの検証である。アジアにおけるこの典型的な例としては、「韓国併合」の過程の中で、「ポーツマス条約」締結直後の1905年11月「第二次日韓協約」で、日本政府が韓国（当時は「大韓

帝国」）を国際法の主体とはならない「被保護国」にした事例がある。この時、ソウルには強力な日本軍が駐屯し、この協約によって日本政府の直轄機関である「統監府」が設置され、大韓帝国政府のすべての外交権が停止された。具体的には、ソウルにあった各国の外交公館は退去を命じられ、海外にあった大韓帝国政府の公館はすべて閉鎖された。

1609年の戦争とその講和の条件交渉の中で、琉球は「領土」の一部を確かに失い、また、国王の最終承認権や貢租の徵集権の一部など主権の一定の部分を他国に委ねたことになる。しかし、ここで重要なことは、薩摩藩が目的としたものは、主権を剥奪して、「琉球」全域に実効支配を及ぼすことではなかった点である。名目的には、中国の朝貢貿易と冊封制度を小規模ながら実現して自らの藩の威信を示し、実質的には、毎年確実な経

済的利益を「琉球」から吸い上げることがその目的であった。逆に、「琉球政府」の視点に立てば、国王の最終承認権は中国政府がもっていた冊封の権利と同種のものを委ねるものであり、服属の意思を表す朝貢貿易によって中国からの安全保障を獲得するように、経済的権利の一部を譲渡することで、薩摩藩からの武力侵攻を受けない状態を確保することができた。そして、前節でみたように中国は、朝貢貿易による支配－従属関係を基本的に、中国政府の統治権を及ぼす地域を示す領土権と結びつけていなかった。つまり、「琉球」の実態は、アジアの常識的な国際秩序の中で、自らの主体的、総合的な外交政策の視点から、巧妙な安全保障を実現していたのであり、この国家の状態は主権を停止された「被保護国」とみなすことはできず、主権の一部を譲渡せざるを得なかつた「被保護国」のカテゴリーに含められるかどうかも疑問であると解釈できる。その視点からいえば、琉球政府にとって、「琉球」は「日清両属」状態だったのではなく、大琉球時代に比較すれば制限を受けたとはいえ、貿易を中心とする外交政策を駆使して、中国にも、日本にも帰属しない固有の民族の国家と領土を維持してきたとみなすことができる。その状況では、当然のことながら、日本の領土権や主権が琉球に存在するわけではないと行動したはずである。そして、歴史上の琉球政府の行動はこの仮説を事実として明らかに証明している。

#### 4－2. 琉球政府の抵抗と国際環境の変化

1872年の天皇の詔勅そのものに対する反応が、まず琉球政府の主体性を意味していたと考えることができる。「琉球藩王」の称号の付与は、日本政府の意図とは異なり、琉球使節にとっては、薩摩藩が持っていた国王の承認権が、天皇からの冊封に代わっただけだという認識であった。<sup>(76)</sup> アジアの国際関係の常識からいえば、それはむしろ当然の反応だった。そして、「国家継承」が行われ

たこの時期をねらい、琉球使節一行は、この機会を「外交交渉」の場として果敢かつ迅速に行動した。天皇と会った後、伊江王子らは、外務省に副島外務大臣を尋ね、薩摩藩が一七世紀に併合した奄美大島から与論島までの五島の返還、防衛協定の担保にあたる賃租の軽減を要求した。<sup>(77)</sup> 日本の新政府に対して、領土の返還交渉が、最初の琉球政府の「外交政策」であったとすれば、その姿勢はまさに意氣盛んだったと評価してよいだろう。そして、副島は、領土返還に関して「琉球のために善処したい」と答えたが、その約束は今日と同じように守られなかった。<sup>(78)</sup>

これに対し、日本政府は、重要なことだが、近代国際法に従った「併合」の手続きを一方的に進め始めた。最初の手続きは、国際法の主体に認められる「条約締結権 (treaty-making right)」の剥奪である。1872年9月28日に、1850年代に「琉球王国」と米国、フランス、オランダの間に結ばれた条約を日本の外務省の所管とする「太政官布告」<sup>(79)</sup>を発して、条約正文を東京に没収した。琉球政府は、1854年7月11日に那覇において「琉米条約」を米国全権マシュー＝ペリー (Matthew C. Perry)<sup>(80)</sup> 提督と琉球国總理大臣尚宏煦との間で締結した。この条約は、1855年3月9日、連邦議会の批准を経て、米国大統領から正式に布告されたものであった。また、「琉仏条約」は1855年11月24日、そして、「琉蘭条約」は1859年7月6日にそれぞれ締結された。<sup>(81)</sup> そして、これらの条約は欧米諸国から、国際条約とはっきりと認められていたため、日本の外務省に、条約上の権利は、琉球政府から日本政府に承継されるのかという問い合わせが寄せられた。1872年10月20日付けで、米国公使デロングから問い合わせの手紙が、副島外務大臣に送られたが、デロングの認識は次のようなものであった。「琉球国王」がその称号を剥奪されたことで、「琉球が日本帝国の一部として併合されたこと (incorporating Lew Chew, as an integral portion of

the Japanese Empire)」を理解するが、「前王国の領土内 (within the territorial limits of the former Kingdom)」に関する条文は日本政府が遵守するのか、というものであった。<sup>(K2)</sup>

琉球政府に国際法の主体としての権利があるという認識は、条約を締結した当事国政府に限られなかった。イタリア代理公使コント＝リッタ (Comte Litta) からは、1873年8月27日付けで次のような手紙が日本の外務大臣に寄せられた。それは、米仏蘭と琉球政府が結んだ条約に書かれた権利を、旧王国の領域内においてイタリアの船舶および人民にも承認してほしいという内容であった。副島は、早速、その旨を琉球藩に申し伝えるという回答を行った。これらの議論の重要な点は、米国政府やイタリア政府が琉球政府に対して、「条約締結権」を認めた上で、さらに「領域管轄権 (territorial jurisdiction)」が存在したこと前提に話を進めている点である。加えて興味深い点は、日本の外務省が、琉球政府が欧米諸国と結んだ条約を本来「無効」と主張せず、「承継」するという立場を取っている点である。外務大臣自らがイタリア船舶や人民への権利の拡大を「琉球藩」に申し伝える（「同様取扱候様同藩に相達し置可申候」）と回答して、依然として、条約に関する「領域管轄権」は琉球藩にあると思わせるような姿勢をみせてもらっている。<sup>(K3)</sup>

条約に関する琉球政府の「領域管轄権」は実は、副島がそのそぶりを見せたように、1879年に琉球併合が断行される以前には、完全には否定されていなかった。1873年3月、先島方面に測量のために赴いた日本船が外国人漂流者を連れ那覇に寄港した際、その取り扱いを外務省出張所が一方的に行なったため、「琉球藩府」との間で対立が生じている。また、この事件の結果、1873年7月三司官の浦添親方が東京に出向し、外務省と三条太政大臣に対して、漂流民の措置については従来通り「琉球藩」に管轄権があると抗議した。<sup>(K4)</sup>

しかし、日本政府は、こうした中「併合」のプロセスをさらに半歩進めた。やや前後するが、1872年9月の「太政官布告」と同時に、薩摩藩の事務所であった「在番奉行所」を廃止して、外務省の出張所を設置し、薩摩藩の官吏をそのまま外務省に採用した。他国を併合する際に、外交権をまず剥奪し、外交権を代行する中央官庁の出先機関を設置する方法は、「韓国併合」の前に行なわれた日本の「統監府」のソウル設置と外交権の停止を大韓帝国政府に認めさせた1905年11月の「第二次日韓協約」の原型ともいえる。しかし、日本外交の侵略手段は当時はまだ「洗練」されていなかった。

1873年7月の浦添親方の外務省交渉時、副島外務大臣が渡清中で十分な交渉ができなかつたと判断した琉球政府は、8月に与那原親方を東京に再度派遣し、帰国した副島と再び交渉のテーブルを開んだ。副島は、この交渉で、外国との条約締結を除けば、国内の政治は「藩王」に一任されていることを確認し、清国人漂流者の送還に関しては、従来通り、「琉球藩」に管轄権があることを認めた。「琉球藩」を管轄する副島の対応をみると限り、1873年の段階では、内政権は「琉球藩」にあり、また、外交権も中国との関係に関するものに限り同じく琉球政府にその一部が維持されていた。<sup>(K5)</sup>

#### 4-3. 中国政府の対応と日本政府の論理、琉球政府の行動

1873年の对中国政府交渉に始まった台湾問題は、1874年5月「台湾出兵」として武力による解決が強行された。戦争そのものは6月には終了したが、この出兵を「日清修交条規」に違反した行動であると非難する中国との外交交渉が難航し、1874年9月14日に始まった北京での交渉が、駐清英國公使トマス＝ウェード (Sir Thomas F. Wade) の仲介で、賠償金五〇万両を含む講和条約としてまとまつたのは、1874年10月31日のことであった。

この事件が日中の外交問題として交渉されてい

る時期、「琉球」の地位に関しては次の三つの対応が行なわれた。

まず、对中国交渉に全権代表として出かけることになった大久保利通内務大臣は、出発に先立ち、「琉球」が外務省の管轄であることは国際社会では交渉時には不自然なので、内務省に移管するよう、外務省に提言させた。これによって、「琉球藩」は、1874年7月12日に外務省から内務省に移管され、国内の地方自治体（府県）と同じ管轄になった。<sup>(86)</sup> そして、那覇にあった「外務省出張所」は「内務省出張所」に改称された。

また、10月31日に台湾出兵を巡って日清間に締結された条約「互換条款」には、次のような文章が入った。「台灣生蕃曾テ日本國ノ屬民等ヲ將テ妾りニ害ヲ加エルコトヲ為スヲ以テ」、日本はこれを問責したというその「義挙」を中国政府が認める内容であった。<sup>(87)</sup> そして、この文章は、「琉球人」を「日本國ノ屬民」と中国政府に認めさせたことでもあった。ボワソナードは、翌年1875年3月に日本政府に提出した意見書の中で、この文章に言及し、中国政府に「琉球人」を「日本臣民」と名称させたことは「条約の最幸なる結果」であり、中国に「琉球」の主権が日本にあることを認めさせたことだと絶賛した。<sup>(88)</sup> しかし、これは、アジアの国際秩序を知らないボワソナードの早合点と考えられる。確かに、それまで、琉球は「属国」としていた中国が、「日本國ノ屬民」と一歩譲歩したことは明らかである。しかし、もともとアジア的概念である「属国・属民」に対して「主権」が及ぶと主張していたのは、これまでみてきたように日本政府だけであり、中国政府の立場は「主権」が及ばないというものであったから、中国が琉球に日本の主権を認めたかどうかは大いに怪しかった。

そして、こうした大国間の頭越し外交交渉に対して最も痛快なことは、すでに内務省の管轄になっていた琉球政府が、日本政府の政策を無視して、

国頭親雲上を代表とする一八〇人、帆船二隻からなる「進貢使」を、1874年11月に中国に向けて派遣したことである。琉球政府は、国際法上の外交権の一部である「使節権」を依然行使しており、中国に対して「特別使節 (special mission)」を派遣することが可能であった。最後の「進貢使」ではあったが、これを北京で知った日本政府は慌てふためいた。日本の駐清代理公使は、1876年3月24日に中国政府に対し、「琉球使節」への面会を申し込んだが、中国政府はこれをきっぱり断っている。<sup>(89)</sup> ボワソナードの思い込みが誤りであったことは明らかであった。日本の駐清代表部は、同年3月28日に寺島宗則外務大臣にこれを打電して、訓令を求めたが、外務省本省からの指示は、内務省から近々「御所分」があるはずであるから、見逃して、静観するようにというものであった。<sup>(90)</sup>

大久保内務大臣は、同年12月、太政大臣に「伺書」で、こうした琉球政府の行動を批判し、いわゆる「琉球処分」の断行を決意する内容を明らかにした。

この中で、大久保は、「琉球藩」の行動は「頑僻固陋旧章」を「墨守」しているだけで、「条理」を尽くしても理解しないと批判した。これは単なる侵略者の一方的な論理にすぎなかつたが、その結果として、清国との外交関係の断絶、日本軍駐屯地の設置（具体的には熊本「鎮台支営」の「那覇港内」への設置）、司法・教育などの制度改革など、後の「琉球処分」で提示された処分条件がこの伺書には列挙されることとなつた。<sup>(91)</sup>

#### 4-4. 「琉球」の外交権、内政権の停止命令

大久保の意見書を承認した日本政府は、1874年12月中に「琉球藩」に対して、高官を東京へ派遣するよう求める命令書を発した。1875年2月5日、「琉球藩」の代表として、池城親方、与那原親方、幸地親雲上と随員八人が那覇を出発し、3月18日には東京の内務省に出頭した。<sup>(92)</sup>

一方、日本政府は、「琉球」問題を内務省に移

管したにも拘わらず、この問題を国際法上の理論でどう扱うべきかという点にも依然として固執していた。内務省は、ボワソナードに対してこの問題を詰問し、ボワソナードの「琉球島見込案」と題する意見書が内務省に提出されたのは、この「琉球使節」が内務省を訪れた前日の3月17日であった。ボワソナードの意見は、大久保と異なっていた。琉球に関して日本は主権を主張することが可能で、中国との外交関係はすべて廃止すべきであるとしたが、内政に関しては特命の理事官を送る程度で、政令の公布や裁判などは、従来のように「琉球藩王」の自治に任せるべきであると提言した。提言をまとめれば「多少の独立を許し置く可し」という言い方が象徴的だが、刑法に関してのみ、日本の刑法より過酷な部分を改正すべきだと付け加えた。<sup>(93)</sup>

ボワソナードの意見は、要約すれば、琉球を間接統治すべきだという意見であり、これは、特にヨーロッパにおいて英國が採用した植民地統治形式であった。植民地の間接統治は、その地域の主権と外交権は、宗主国が握るが、内政権は現地の権力機構に任せていた。<sup>(94)</sup>つまり、ボワソナードは、その本音では、琉球に対する日本の領土権の主張を明らかに「植民地」の形成と認識していたと思われる。

日本政府内務省と「琉球使節」の交渉は、最終的には、ボワソナードの提言を廃し、大久保の強硬案に沿って行われ、日本政府側の交渉責任者は、同年3月25日に滋賀県令から内務省大丞に着任したばかりの松田道之であった。なぜ、ボワソナードの意見が退けられたかは、幕末以来の日本政府の外交交渉を検証すれば明らかである。日本政府の論理は、「属國・属民」の居住地域には、日本の主権と固有の領土権が直接存在するとしたものであり、これは決して「植民地」を確保する論理としては用いられて来なかった、あるいは、用いてはならなかったからである。しかし、3月31日

から5月4日までに八回に渡って行われた松田と「琉球使節」（4月18日の第三回から東京駐在の津波古親方が加わった）の会談では、松田の説得を使節側は断固として受け入れなかつた。<sup>(95)</sup>

大久保内務大臣の上申書を受けて、ここに、日本政府は「琉球藩」を「処分」するための方針を5月中に決定し、二通の「達書」を作成して松田に琉球出張を命令した。松田は、6月10日に天皇に拝謁して「処分官」に正式に任命された。そして、松田に率いられた総勢七〇余人の日本使節団は6月12日品川を出港し、7月10日に那覇に到着した。7月14日、首里城正殿に入った松田ら日本使節は、病気の藩王の代理である今帰仁王子に太政大臣からの二通の「達書」と自らが「処分官」として追加した条項を含む「説明書」を読み上げ、今帰仁王子に手渡した。<sup>(96)</sup>

ここで読み上げられた要求項目は次の九項目であった。

- 1) 中国への「進貢使」の派遣、中国皇帝即位への「慶賀使」の派遣の禁止
- 2) 中国からの「冊封使」の受入の禁止
- 3) 明治年号の全面使用
- 4) 新刑法の採用、施行の準備・調査のため担当官三名の東京への派遣
- 5) 職制を含む藩制改革
- 6) 留学生一〇名程度の東京への派遣
- 7) 中国・福建にある「琉球館」の廃止
- 8) 謝恩としての藩王の東京訪問
- 9) 日本軍鎮台分営の設置

1)、2)、7)は、中国に対して残されていた外交権の完全剥奪であり、3)、4)、9)は内政権の剥奪の開始であった。

「琉球藩」の回答は、次の通りであった。留学生および刑法関係調査担当者の派遣は了承する。藩王の東京訪問は病気のため無理である。職制に関しては、琉球は日本と異なる事情を有しており、応じられない。鎮台分営に関しては、反対意見が

が着任した。<sup>(102)</sup>

内政権の剥奪が続く中、ついに琉球政府は最後の切り札を使って、日本政府の「併合」政策への闘いを挑んだ。次節で詳述するが、「琉球併合」のプロセスは、後に行われた「韓国併合」プロセスの原型ともいえる。そして、「韓国併合」のクライマックスのひとつは、1907年オランダ・ハーグで開催された「万国平和会議」に大韓帝国政府が、日本の併合政策の不当性を訴える密使を派遣した「ハーグ密使事件」であった。であるとすれば、それを溯る30年前、1876年12月から行われた「琉球政府」の抗議行動は、もし現在の沖縄に教育に関する自己決定権があれば、その教科書には「中国密使事件」と紹介されるべきものであった。

琉球政府は、ここにおいて、幸地親方（向徳宏）、伊計親雲上（蔡大鼎）、名城里之子親雲上（林成功）を密使として中国に派遣することを決定した。1876年12月6日、祈願のために伊江島に渡ると称した「密使」は本部港から中国に向けて出港した。荒天のため「密使」は、1877年3月にようやく福州に到着、福州総督、福建巡撫に「琉球国王」の親書を手渡して、日本政府のために朝貢が妨害されている事情を説明した。<sup>(103)</sup>

福州総督・福建巡撫からの北京の中国政府への上奏文は、興味深い。琉球は、中国の「外藩」、「藩属」であるから、日本政府に朝貢を阻止する権利はないとした上で、駐日中国公使をもって交渉に当たらせると同時に、欧米各国の駐日公使を含めて「國際公法」に照らして事の善悪を判断すべきである、と提案した。欧米駐日公使を含めての「國際公法」による判断は、欧米各国とも条約を結んできた琉球の「密使」によって発案された可能性が高い。北京政府は、これに対し、東京に着任直前の駐日公使・何如璋に対し、日本到着後に「適宜処理」させることを約束した。<sup>(104)</sup>

1877年12月に着任した何公使の対応は、当初慎重であった。神戸で琉球政府の官吏に対日関係の

強かったが、兵員数を最小限にするという条件で受け入れる。しかし、「進貢使」、「慶賀使」、「冊封使」の派遣、受入と明治年号の全面使用は受け入れられない。<sup>(99)</sup>

松田の説得あるいは脅迫にも拘わらず、琉球政府は、外交権の剥奪に関する要求を断固として受け入れず、議論は平行線を辿ったままであった。激しい応酬の結果妥結した唯一の線は、琉球政府が再び東京に「嘆願」のための特使を派遣するというものであった。1875年9月11日、松田は、池城親方、与那原親方、幸地親方、喜屋武親雲上、内間親雲上、親里親雲上などの新たな琉球使節と共に、二ヶ月滞在した那覇を後にした。しかし、怒り心頭に達した松田の、9月25日付けの太政大臣向け報告書には、「琉球藩の廃止」、「沖縄県の設置」<sup>(100)</sup>が明記されていた。

#### 4-5. 「中国密使事件」と琉球政府の国際的抵抗

東京に滞在した琉球使節は、1875年10月15日付けの「嘆願書」提出以来、日本政府の命令は受け入れられないという抗議を1876年10月まで再三粘り強く繰り返した。

こうした抵抗によって、日本政府の併合政策は大きく遅らされたが、日本政府は、内政権の剥奪のプログラムを一步一步進めていた。1876年5月17日付けで、太政大臣から内務省に通達が発せられ、琉球藩にあった「裁判権」と「警察権」が「内務省出張所」に移管されることになった。これが「琉球藩」に伝えられると、藩庁からは「藩内人民相互」の刑事、民事事件は「琉球藩」に「裁判管轄権」(jurisdiction) があるとする強い抗議が行われたが、8月1日から内務省出張所での裁判事務が開始された。<sup>(101)</sup>

また、琉球・沖縄における最初の「外国軍」の軍事基地である日本軍基地は、1876年9月3日那覇港に近い「古波蔵」村の土地に一万八〇〇〇坪の兵営が完成し、熊本鎮台歩兵第一分隊の二五人

実情を聞き、東京でも在京の琉球官吏と会談して、調査を行った。そして、1878年5月、北京政府との実権を持っていた直隸総督・李鴻章に対して、何は、確信をもって強硬な措置を取るよう要望した。また、自らは、1878年9月3日と27日の二回、寺島外務大臣と会談し、中国に対する琉球の外交関係の断絶を強く抗議し、10月7日付けの書簡で、日本の外交政策は、「弱国」を欺く「不信不義無情無理」のものであると激しく非難した。<sup>(105)</sup>

この時期、琉球問題に関しては、さらに二つの展開があった。まず、1878年5月14日内務大臣・大久保利通が暗殺され、その後任に伊藤博文が着任した。1879年の「琉球併合」の完成は、伊藤内務大臣の下で行われることになるが、伊藤の就任によって、「琉球併合」と「韓国併合」の糸は実質的な意味においてつながることになる。伊藤は、韓国に設置された「統監府」の初代統監として、まさに「韓国併合」を推し進めた人物であったが、彼が、「琉球併合」を指揮した事実は重大である。

もうひとつの展開は、「琉球処分」を直接決定づけることになった事件である。在京の富川親方（毛鳳来）、与那原親方（馬兼才）の連名によって、日本政府の暴虐を訴える密書が東京にあった、米国、フランス、オランダの公使に送られたことである。フランスおよびオランダ公使はこの受け取りを拒否したが、米国公使ジョン＝ビンガム（John A. Bingham）は本国政府の指示に従って処理することを回答した。この密書には、琉球政府が米国、フランス、オランダと結んだ条約に言及し、その正文がヨーロッパの各国語と中国語を使用した点から、琉球と中国の強い外交関係を訴える内容が含まれていた。<sup>(106)</sup> この各公使への密書の送付は、何公使の発案とも言われるが、欧米各国の駐日公使との接触は、1877年3月の福州総督の上奏文にも見られ、琉球政府そのものの発案と見る方が自然だろう。

#### 4-6. 「琉球併合」の法的完成

1878年12月28日、当時内務省大書記官の地位に昇進した松田は、東京の琉球藩邸の小禄親方、伊江親雲上を内務省に呼び付け、東京藩邸の廃止と官吏の東京退去を命令した。理由は明示されなかつたが、在京の各公使への密書の送付がその理由であることは明らかであった。<sup>(107)</sup>

一方、伊藤内務大臣は、松田に「琉球処分案」の提出を求め、松田案は1878年11月に伊藤のもとに提出された。この提案の中核は後に1879年3月1日付けで「琉球藩処分法案」として、太政大臣に上申されている。そして、1879年1月、松田は、再び琉球出張を命じられ、1月26日首里城で今帰仁王子に太政大臣の達書を手渡した。それは、中国との外交関係の禁止が守られず、裁判事務の引継ぎが妨害されたことを批判する内容であった。また、松田は自らの書面で、中国への密使の派遣



「沖縄タイムス」（朝刊）2000年4月15日。松田（前列中央）は勲章を授与されたが、この併合政策そのものが国際法的に「処分」される日が来るかもしれない。

や各国公使への密書の送付をさして、日本「政府ニ対スル大不敬」と非難した。<sup>(108)</sup> 琉球と日本を対等な関係とみなし、国際法的に考えれば、この時、松田から手渡された文書は、日本政府の琉球政府に対する「最後通諭 (ultimatum)」と考えることができる。

国際法上、「最後通諭」の後に来るものは、当然「武力行使」である。松田大書記官は、1879年3月8日、ついに三度目の琉球出張の辞令を受け、3月11日には太政大臣から命令書を受けられた。この命令書には、自らが作成した「処分案」が一三項目に渡って記載されていた。そして、3月12日、松田処分官は、随行官吏九人、内務省出張所の増員三二人、武装警察官一六〇余人を乗せた汽船で横浜を出港した後、鹿児島で熊本鎮台兵四〇〇人を乗船させ、3月25日那覇に到着した。

1879年3月27日午前10時、首里城において、今帰仁王子に対して太政大臣からの達書が松田処分官から伝達され、同意を強制させられた。さらに、松田は、尚泰王に31日正午までに城を立ち退くこと、それと同時に、首里城を日本軍が接収することを伝え、城門をすべて閉鎖して、関連書類を差し押さえた。<sup>(109)</sup> ここに、「琉球藩」は廃止され、「沖縄県」が設置されたが、廃止されたものは「琉球藩」ではなく、この章で検討してきたように、「琉球王国」であったことは明らかである。その一連の事件は、「韓国併合」と同じレベルで「琉球併合」と呼ぶべきものであるというのが本稿の結論のひとつである。

アイヌモシリの「併合」と植民地化の視点からいえば、この「琉球併合」は武力あるいは軍事力によって、より直接的に断行されたともいえる。松田処分官は、実は、北海道の開拓次官だった黒田清隆と同種の重要な権限を与えられていたからだ。松田処分官が、太政大臣から受け取った命令書には、「琉球藩」が命令に従わない場合には、松田自らが兵力を指揮・運用する権限や藩王を逮

<sup>(110)</sup> 捕、連行する権限の付与が明記されていた。

松田は、本来、内務省の大書記官という「文官」に過ぎなかったが、この時期、派遣された警察部隊、国軍兵士を指揮する権限をもつ「武官」としての地位も与えられていたのである。「琉球王国」は、最終的には日本の武官と軍事力によって消滅させられた。派遣された兵員は琉球占領に十分な規模であった。東京から乗船した警察部隊は、平民から構成された国軍に対して、実践経験のある士族から構成された当時最強の特殊部隊であり、特殊部隊として北海道に展開された「屯田兵」と同じ役割を期待されていた。琉球占領軍の中核はむしろこの警察部隊である。そして、琉球の政治機構を熟知していた日本政府にとって、琉球国王を拘束することで、琉球政府の組織的抵抗を粉砕できることは自明のことであったと思われる。

## 5. 日本の植民地の原型としての「北海道」と「沖縄」

近代日本の形成時における「植民地」問題を検討してきた。日本政府は、幕末以来今日まで、「北海道」と「沖縄」を「植民地」と認めたことはない。しかし、この二つの地域が「植民地」として日本に一方的に併合されたことは、アイヌ民族や琉球・沖縄民族の視点に立てば明らかである。

その論理構造は、以下のように共通していた。まず、中華帝国を模倣した形で、日本にも小規模ながら「華夷秩序」という国際的な支配－従属関係が近代以前から存在していた。思想的にいえば、儒教思想を中心とする人倫に基づいた「王化－属国・属民－化外の民」などの秩序であり、この関係は「朝貢」のような儀礼によって成立していた。

元来、アジア的な「朝貢制度」は、名目上の支配－従属の関係を含んでいたが、近代国際法における国家の統治権とその実効的支配を前提にした主権、領土権の存在を意味するものではなかった。<sup>(111)</sup> しかし、日本の帝国主義の初期の展開は、

「属国・属民」というアジア的概念を強引に、あらゆる理屈と圧力をを利用して、ヨーロッパ的な「実効支配」と言い張り、主権と領土権の範囲を確定する手法であった。もちろん、「属国」の住民、「属民」には、「日本人」としての意識はなく、実効支配は行われていなかったから、そこで行われた同化政策や支配は、実質的に「植民地政策」以外の何ものでもなかった。もうひとつの重要な点は、ここで行われた「植民地政策」が後に獲得され、日本政府が公式に認定した植民地に展開された植民地政策の原型となったことである。

例えば、植民地総督は、文官と武官を兼任して、植民地守備軍の指揮権をもつという1895年以降の台湾総督、1910年以降の朝鮮総督に適用された「現役武官制」の原型は、黒田が1876年に「開拓使」で確立し、松田にも1879年の「琉球併合」時に一次的に与えられたも権限に由来している。また、朝鮮の植民地統治機構で展開された憲兵隊の強大な権限と治安維持の原型は、北海道の「屯田兵」の制度的展開に見ることができる。さらに、順次外交権を剥奪し、内政権を剥奪した1905年から1910年までの「韓国併合」は、1872年から1879年までの「琉球併合」で実験済みであった。

そして、本稿が指摘したい最大のポイントは、先住民族の権利の視点がなかったために、日本の歴史学をはじめとする社会科学が、この大日本帝国の詭弁に一五〇年にも渡って誤魔化されて、「北海道」と「沖縄」を植民地問題のスコープからはずしてきててしまったことである。そして、その結果、依然として「植民地政策」や「同化政策」<sup>(112)</sup>が続行中であるという事実に向き合うことも忘れ去られている。

こうした視点からは、さまざまな方向性を示唆することができる。ひとつの方針としては、韓国の動きが参考になる。韓国では、ここ数年、1910年の「韓国併合」をどう再評価できるかという動きが盛んになっており、その方向性は、国際法

的視点から「韓国併合」を無効であったと論証し、日韓関係に新しい視点の歴史解釈を行いたいとするものである。<sup>(113)</sup> この点、「北海道併合」、「琉球併合」の歴史を再解釈し、その中からアイヌ民族、琉球・沖縄民族の本来の権利回復への道を模索することが不可欠の作業のひとつとなることだろう。少なくとも「琉球併合」では、「条約法に関するウイーン条約」(1969年)<sup>(114)</sup> 第51条に抵触する問題としてその国際法上の無効を議論することは不可能ではない。

当然、こうした作業は、国家の内部で行われることが本来の姿だろうが、極めて弱い立場にある先住民族の権利に関しては、国連のような国際社会の場を利用することも少なくない。現在あるいは未来の権利を語るために、国際社会で歴史論争を行う常識を日本社会が理解する必要もある。

ともかく、日本というアジアの国家に関しても、先住民族の存在あるいは非植民地化問題の存在を論証することは可能であった。そして、ここで検討した本来実効支配が行われていなかった地域に、固有の領土権があると主張する近代国家形成の手法は、ひとつの事例として、日本だけに特殊なものではなく、ヨーロッパの近代国家制度の影響下に20世紀後半に成立したアジア、アフリカの国家の植民地主義の問題を再検討するヒントになるだろう。その点、アジアやアフリカに先住民族が存在するかどうかの問題は、歴史学が真摯であるかどうかの問題だけに依存し、決してマルチネスがいうように本質的な難問ではない。

(うえむら ひであき)

## 註

- （1）中国政府は「先住民族」に対して「土着人」という用語を使用している。しかし、これには、「未開」・「野蛮」の意味が強いとして、1999年に開かれた「第一七会期国連先住民作業部会」では参加していた台湾先住民族（漢語では「原住

- 民族」を使用)の代表から、委員および事務局に強い抗議が行なわれた。
- (2) 上村英明『第14回国連先住民作業部会報告書』市民外交センター、1996年、50頁。
- (3) 上村英明「アジアにおける先住民族の権利確立に向けて－先住民族の権利に取り組む国連人権機構の歴史と現状」「国連人権システムの変動」(アジア・太平洋人権情報センター編)、現代人文社、1997年、80-81頁。
- (4) UN Document, E/CN.4/Sub.2/1999/20, 22 June 1999.
- (5) UN Document, E/CN.4/Sub.2/1999/20, 22 June 1999, para. 68.
- (6) UN Document, E/CN.4/Sub.2/1999/20, 22 June 1999, paras. 69-90.
- (7) 審議が継続となった翌1999年の会期では、例えば、アジアにも琉球のように欧米との条約関係があり、この扱いをみることによってアジアにおける先住民族の存在を証明できるとする声明(WGIP, the 17th session, under item 8, Statement of the Shimin Gaikou Centre/ Chika Onaka)も読みあげられた。
- (8) 外務省外交史料館編『日本外交史辞典』山川出版、1992年、745頁。
- (9) 和田春樹『北方領土問題－歴史と未来』朝日新聞社(朝日選書)、1999年、66-67頁。
- (10) 太滝堂鼎『領土帰属の国際法』東信堂、1998年、166頁。
- (11) 和田春樹、同上、68頁。
- (12) 蔵慎一「幕末における蝦夷地上知過程と樺太問題」『歴史学研究』No.671、1995年、2頁。
- (13) 和田春樹、同上、69頁。
- (14) 太滝堂鼎、同上、19頁。
- (15) 和田春樹、同上、71頁。
- (16) 「十二月二十日長崎西役所対話書国境及び和親交易の件」『大日本古文書』東京大学所蔵。
- (17) 蔵慎一、同上、2頁。
- (18) 太滝堂鼎、同上、167頁。
- (19) 和田春樹、同上、71頁。
- (20) 和田春樹、同上、71頁。
- (21) 和田春樹、同上、134頁。
- (22) 和田春樹、同上、178-179頁。
- (23) 蔵慎一、同上、1-4頁。
- (24) 蔵慎一、同上、4-6頁。
- (25) 蔵慎一、同上、6頁。
- (26) 蔵慎一、同上、3頁。
- (27) 蔵慎一、同上、7-9頁。
- (28) 蔵慎一、同上、8頁。
- (29) 蔵慎一、同上、9頁。
- (30) 和田春樹、同上、74頁。
- (31) 蔵慎一、同上、9頁。
- (32) 蔵慎一、同上、9頁。
- (33) 蔵慎一、同上、9頁。
- (34) 蔵慎一、同上、8頁。
- (35) 上村英明『北の海の交易者たち－アイヌ民族の社会経済史』同文館、1990年、23-25頁。
- (36) 上村英明、同上、27-36頁。
- (37) 蔵慎一、同上、14-15頁。
- (38) 小熊英二『<日本人>の境界』新曜社、1998年、53頁。
- (39) 萩野茂他『アイヌ語が国会に響く』草風館、1997年、119頁。「蝦夷」の呼称は、1871年の戸籍法の公布で、廃止される。
- (40) 萩野茂他、同上、61頁。
- (41) 防衛庁防衛研究所戦史部編『陸軍軍戦備』朝雲新聞社、1979年、7頁。
- (42) 上村英明『北海道における植民地統治と地域史の欠落』『地域研究論集』Vol.2, No.1、1999年3月、44頁。
- (43) 防衛庁防衛研究所戦史部編、同上、8頁。
- (44) 小熊英二、同上、53頁。
- (45) 太滝堂鼎、同上、175頁。
- (46) 小熊英二、同上、54頁。
- (47) 上村英明、同上、45頁。

- (48) 毛利敏彦『台湾出兵－大日本帝国の開幕劇』中公新書、1996年、2頁。太政大臣による出兵理由書では、この他、1873年3月岡山の漁民四名が先（原）住民族から暴行略奪を受けたことも列記されている。
- (49) 毛利敏彦、同上、3頁。
- (50) 毛利敏彦、同上、23-24頁。
- (51) 毛利敏彦、同上、20-21頁。
- (52) 毛利敏彦、同上、124-125頁。
- (53) 毛利敏彦、同上、54-55頁。
- (54) 毛利敏彦、同上、54-55頁。
- (55) 毛利敏彦、同上、55頁。
- (56) 毛利敏彦、同上、26頁。
- (57) 毛利敏彦、同上、26-27頁。
- (58) 毛利敏彦、同上、30-31頁。
- (59) 毛利敏彦、同上、35頁。
- (60) 毛利敏彦、同上、162-163頁。英国人として清国政府に雇用されていたロバート＝ハートは、この交渉を目撃し、日本政府が、有名な国際法学者で、労働と耕作の視点から「先占」を理論化したヴァッテル（Emerich de Vattel）、マーテンス（Georg F. von Martens）などの国際法学説を中国政府に「射ち込んでいる」と表現している。
- (61) 小林岳二「[台湾原住民族]、模索していく民族像」『PRIME』、明治学院大学国際平和研究所、No.6、1997年、57頁。
- (62) 松本ますみ『中国民族政策の研究－清末から1945年までの「民族論」を中心に』多賀出版、1999年、82-83頁。
- (63) 松本ますみ、同上、83頁。
- (64) 岡本雅享『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社、1999年、83頁。
- (65) 岡本雅享、同上、83頁。
- (66) 毛里和子『周辺からの中国－民族問題と国家』東京大学出版会、1998年、2-6頁。
- (67) 毛利敏彦、同上、181頁。
- (68) 宮城栄昌『琉球の歴史』吉川弘文館、1977年、215頁。
- (69) 宮城栄昌、同上、216頁。
- (70) 山下重一『琉球・沖縄史研究序説』御茶の水書房、1999年、129-130頁。
- (71) 小熊英二、同上、28頁。しかし、この「両属」という言葉を使用したのは、日本政府や薩摩藩であって、琉球政府側がこれを主体的に使用したとは思われない。（宮城栄昌、同上、214-215頁。）
- (72) 宮城栄昌、同上、217頁。日本の国内でも異民族で日本に帰属意識のない琉球を統合する政策には反対もあったが、当時政府の意思決定機構であった正院は国際法上の合理的な対応という視点から、琉球を併合する道を選択した。
- (73) 高良倉吉『琉球王国』岩波書店、1993年、69-71頁。
- (74) 宮城栄昌、同上、104-107頁。
- (75) 薩摩藩は、…七世紀に併合した奄美地域に関しても、文化や宗教にはあまり干渉しなかった。琉球王国の広義の政治システムは、国王を中心とする行政システムと国王に所縁の女性を中心とする「神女組織」による宗教システムから構成され、国王は「神女」である「ノロ」の任命権を持っていた。そして、この任免権は、奄美地域では薩摩藩に統合されてからも、琉球王府がこれを維持していた。（河村只雄『南方文化の探求』講談社、1999年、281-282頁。）
- (76) 新川明『琉球処分以降 上』朝日新聞社、1981年、3頁。
- (77) 新川明、同上、3-4頁。むしろ、天皇に統治権が戻った明治維新は、琉球政府にとって、島津侵略以前に返ることだという期待も存在した。
- (78) 新川明、同上、4頁。
- (79) 山下重一、同上、131頁。
- (80) 外務省条約局編『旧条約彙纂 第三卷（朝鮮・琉球）』外務省、1934年、651頁。（外務省外交史料館所蔵）

- (81) 外務省条約局編、同上、651-661頁。
- (82) 外務省条約局編、同上、662-663頁。創島外務大臣は、同じ日付の書簡で、条文に書かれた権利を承継する旨の回答を行っている。
- (83) 外務省条約局編、同上、664-665頁。
- (84) 山下重一、同上、131頁。
- (85) 山下重一、同上、132頁。
- (86) 山下重一、同上、132頁。
- (87) 宮城栄昌、同上、219頁。
- (88) 小熊英二、同上、24頁。
- (89) 山下重一、同上、136頁。
- (90) 山下重一、同上、137頁。
- (91) 山下重一、同上、137頁。
- (92) 山下重一、同上、138頁。
- (93) 小熊英二、同上、25頁。
- (94) 小熊英二、同上、25頁。
- (95) 山下重一、同上、140頁。
- (96) 山下重一、同上、141-143頁。
- (97) 山下重一、同上、147-148頁。
- (98) 宮城栄昌、同上、219頁。
- (99) 山下重一、同上、150-151頁。
- (100) 山下重一、同上、158頁。
- (101) 山下重一、同上、161-162頁。
- (102) 山下重一、同上、162-163頁。
- (103) 山下重一、同上、163-164頁。
- (104) 山下重一、同上、164頁。
- (105) 山下重一、同上、165-166頁。
- (106) 山下重一、同上、167頁。
- (107) 山下重一、同上、169頁。
- (108) 山下重一、同上、170頁。
- (109) 山下重一、同上、172-173頁。
- (110) 山下重一、同上、172頁。
- (111) 太淵堂鼎、同上、163頁。
- (112) 大仲千華「沖縄と先住民族・遺産の権利（上）（下）」「沖縄タイムス」（朝刊）、2000年5月11日・12日。特に（下）を参照。
- (113) 例えば、次のような論文がある。李泰鎮「韓国併合は成立していない（上）－日本の大韓帝国國權侵奪と條約強制」「世界」1998年7月号。同「韓国併合は成立していない（下）－日本の大韓帝国國權侵奪と條約強制」「世界」1998年8月号。
- (114) 「条約法に関するウイーン条約（ウイーン条約法条約）」は、1969年に採択され、1980年に発効したが、その第51条「国の代表者に対する強制」は国際慣習法として遡及することができるとみなされている。ここでは、ある国の同意の表明が、当該国の代表者に対する脅迫などの強制による場合、この表明はいかなる法的効果も有しないと規定されている。（日本政府はこの条約を1981年に批准している。）
- (115) 金勝龍「外交文書で語る日韓併合」合同出版、1996年、266-268頁。

## 論 文

# The Legacy of Hiroshima and Nagasaki — A-bomb literature available in English \*

Tomoko Nakamura  
(Hiroshima Shudo University)

## Introduction

Fifty five years have passed since Hiroshima and Nagasaki suffered the devastation of the A-bombing. While there is a concern about the extinction of the experiences as aged hibakusha,<sup>(1)</sup> A-bomb sufferers, die, there are unceasing efforts to succeed in spreading the legacy of Hiroshima and Nagasaki to the world through the publication of A-bomb literature available in English.

The purpose of this paper is to prove the fact that the publication activity of English language A-bomb literature has been continuing even after the 50th anniversary of the A-bombings and to discuss what has been left undone: distribution of the copies to the grass roots, and multi-lingual publication of A-bomb literature.

## I. Bibliographies on A-bomb literature available in English

The bibliography has been revised and enlarged three times by the author so far. The task of sending English summaries to Wilmington College Peace Resource Center from 1979 to 1981 led the author to make a list of English-language literature to afford convenience to lay-people, teachers, journalists, and researchers who are interested in this area.

### 1. Summaries of Japanese A-bomb literature sent to Wilmington College Peace Resource Center, in Wilmington, Ohio. (25 books)

The Hiroshima/Nagasaki Memorial Collection of the Wilmington College Peace Resource Center in Wilmington, Ohio, donated by Barbara Reynolds,<sup>(2)</sup> is the most extensive collection of atomic bomb related materials in English and Japanese outside of Japan. English summaries for Japanese books were prepared by volunteers of the Hiroshima Appeal Committee, and attached to the books sent to the center.

### 2. A guide to A-bomb literature available in English (44 books contained)

The article appeared in the special issue on Hiroshima and Peace Education of *Shin Eigo Kyoiku (the New English Classroom)*, July issue 1983. The aim of this article was to provide a resource about English books on Hiroshima and Nagasaki for English language teachers in Japan in the expectation that they would use them as sub-textbooks for Japanese English language learners in classes.

There were two factors which caused the author to write the article: the then world situation, and the role played by English language teachers. The nuclear arms race between the superpowers was serious during the East-West con-

\* This paper is based on the author's presentation at International Peace Research Institute of Meiji Gakuin University on August 6, 1999.

frontation in early 1980s. It was thought to be of critical importance to let the world know the stories of Hiroshima and Nagasaki to avoid another nuclear holocaust. Moreover, it is part of an English teachers' role to find good English reading materials to foster younger generations' awareness of peace issues, and to help their students exchange opinions in English with non-Japanese.

In this article, forty-four English books are classified into three categories: books conveying the experiences of Hiroshima and Nagasaki (nineteen books and three series of slides), A-bomb literature (seven books), and books on Hiroshima and Nagasaki written by non-Japanese (fourteen books). Books are arranged chronologically<sup>(3)</sup>.

### 3. Annotated bibliography of books on Hiroshima and Nagasaki (78 books contained)

This bibliography was included as an appendix to a book entitled, *The Legacy of Hiroshima*, Kosei Publishing Company, 1986, written by Naomi Shono, translated by the author. The purpose of the annotated bibliography is to provide non-Japanese with information about A-bomb literature. Seventy-eight books are divided into two groups: books written by Japanese and books written by non-Japanese, arranged in the alphabetical order of the authors' names.

### 4. A-bomb literature: an annotated bibliography (183 books contained)

The English-Japanese edition of annotated bibliography in *Hiroshima Handbook* (1995) edited by Keiko Ogura and published by the Hiroshima Interpreters for Peace is a revised and enlarged edition of the bibliography which was published in 1986. 183 English-language books concerning A-bomb experiences in Hiroshima and Nagasaki are introduced. These are

classified into five genres: literature, juvenile literature, memoirs, photography and art, and research and reports. Books are arranged chronologically. The first book review in 1983 was to offer information to English-language teachers; however, this English-Japanese edition is for a larger audience including researchers and journalists abroad as well as in Japan.

### 5. A revised and enlarged edition of the bibliography published in 1995 (unpublished)

140 books are to be added to the latest edition. Among them 54 books, originally written by Japanese and later translated into English, have been confirmed.

Figure 1 below, based on this edition, shows the yearly increase of the number of publications of English-language books on Hiroshima and Nagasaki originally written by Japanese authors. (See Appendix 1 for further particulars.)

## II . Toward the global succession to the legacy of Hiroshima and Nagasaki

### 1. Classification of the postwar days

Ubuki (1995) classifies the half century of postwar history of Hiroshima and Nagasaki into five periods: (1) the first period, 1945—1954, (2) the second period, 1955—1963, (3) the third period, 1964—1976, (4) the fourth period, 1977—1986, (5) the fifth period, after 1986. In the next chapter, the process of globalization of Hiroshima and Nagasaki and the role played by English-language A-bomb literature are discussed according to each period.

### 2. Ways to convey messages abroad

Hibakusha and citizens of Hiroshima and Nagasaki have made efforts to spread their experiences to the world in the following ways.

- ① A-bomb survivors have testified about their

- experiences abroad.
- ② Signature collection campaigns have been conducted.
  - ③ Resolutions of meetings and conferences held in Japan are sent to political leaders abroad and to the United Nations.
  - ④ Exhibitions of A-bomb materials are held abroad.
  - ⑤ A-bomb literature has been translated into foreign languages. A-bomb survivors have been the driving force for the publication of their accounts in English.

This paper, focusing on the last activity, discusses the role played by A-bomb literature available in English in letting the world share the experiences of the A-bombings. In 1980, Barbara Reynolds insisted on the necessity of more English-language books on Hiroshima and Nagasaki in her essay in the fall issue of *Nagasaki no Shogen* (Witness of Nagasaki). She also claimed in the article that for 350 Japanese-language books translated from English, there was only one English-language book translated from Japanese, and that publication was a novel.

It is confirmed that there were, in fact, only 40 English books originally written by Japanese (5 literary works, 2 pieces of juvenile literature, 16 memoirs, 8 photographic records, and 9 reports) at that time. As a matter of fact, to compare the number of publications according to genre, memoirs had been published most as of 1980. Research and reports were the second most numerous publication.

However, Reynolds' comment is not wrong in one aspect. To classify the books into two categories: those books which do not have distribution routes to retail bookstores (such as private publications by individuals, groups, associations, and by public organizations such as schools and cities), and those books which have (that is, publications by publishers). 72% of the literary works, including juvenile literature, were

published by publishers which had distribution routes to retail bookstores as of 1980. On the other hand, 62.5% of memoirs were private publications. Similarly, only 33% of research and reports were published by publishers, while the others were published privately or by public organizations such as schools and the municipal authorities. As a result, literary works and juvenile literature in English with comparatively large circulation were more readily available at bookstores than the books in the other genres. Even today, the percentage of the publications by publishers have not changed much to this day.

Twenty years have passed since B. Reynolds' plea in 1980. How many books have we added to the category of A-bomb literature? 166 English-language books on Hiroshima / Nagasaki, originally written by Japanese authors, have been confirmed as of May 10, 2000. They are categorized into five periods according to their date of publication. Figure 1 shows that the number of such publications has increased steadily: especially in the fourth period, the number of English-language memoirs rose sharply. Even after the 40th anniversary of the A-bombings in 1985, the number of publication has not fallen at all; rather, it increased still further in the fifth period. In this period, the numbers of English-language literary works and research and reports doubled from the previous period (from 7 to 15, and from 12 to 25 respectively). Memoirs also increased steadily (from 23 to 32). These figures confirm that the role of Hiroshima/Nagasaki has not diminished yet but is as relevant as ever in the post-cold war days.

Three are only three English books originally written by Japanese authors. One of them is Nakajima, Kenzo ed., *Living Hiroshima*. Hiroshima, Nakajima, Kenzo ed., *Hiroshima Tourist Association*, 1948. This book contains photographs which show the reconstruction of the city and survivors' stories. It includes those of the six witnesses in Hiroshima, written by John Hersey. Another is Matsutomo, Yuko. *My Mother Died in Hiroshima*. Hiroshima, Hiroshima Peace Culture Foundation, 1985. The original English booklet was published in 1949. It was later reprinted in a bilingual edition in 1985. The original English booklet was published in 1949. It was later reprinted in copies available at the bookstore in the Hiroshima Peace Museum. The third is Nagai, Tatsushi, *We of Nagasaki: The Story of Survivors in an Atomic War*, New York, Dell, Sloan and Pearce, 1951. A doctor in Nagasaki, Takashi Nagai, who lived in a one-room cabin with his son and daughter after his wife's death in the bomb blast, also suffered from A-bomb disease after his relief work as a doctor and died leaving his children. He left those of his son and daughter.

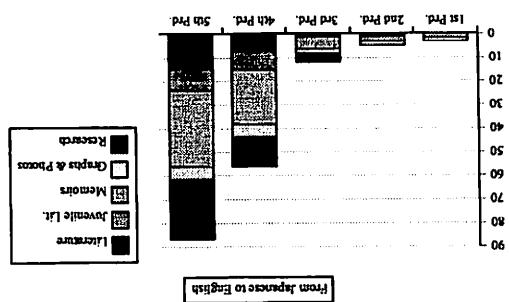
Memorial Museum. Stivell's own anthology contains a series of poems entitled, "Three poems of the Atomic Bomb." The main idea came to her on September 10, 1945, when she read an article about the A-bombings of Hiroshima and Nagasaki in the Times. She warmed that nuclear power would lead to humananity's self-destruction, quoting an eyewitness account after the bombings.

In this period, most of the English-language books were published by non-Japanese because the Japanese, especially A-bomb survivors in too much agony surviving hard postwar living conditions and struggling against the effects of A-bomb disease,<sup>(7)</sup> to think of writing their accounts of these experiences, still less publish-

## 1. The First Period (1945—1954)

### III. How the Stories of Hiroshima and Nagasaki have been spread over the world

Figure 1: Japanese-language A-bomb literature translated into English



German editions of this evoked a public response abroad. Also, in Japan his accounts caused a so-called Nagai Takashi boom.<sup>(8)</sup>

## 2. The Second Period (1955—1963)

During the last two years of the first period, there was a general public mood against nuclear weapons, which led to the nationwide anti-nuclear signature campaign. The direct origin of the mass movement was when the Lucky Dragon No. 5,<sup>(9)</sup> a tuna fishing boat was showered with radioactive fallout from a U.S. H-bomb test on Bikini Atoll, which resulted in human deaths.

The signature campaign was an unprecedented grass-roots movement including a wide range of ordinary Japanese people. Half of all the inhabitants of Hiroshima Prefecture, 1,003,472 people, signed their names to express their opposition to A- and H-bombs. The total signatures collected nationwide amounted to approximately 28% of the whole Japanese population. The signatures arrived at the headquarters of the United Nations on September 22, 1954, the day before the United Nations General Assembly.<sup>(10)</sup>

The campaign had three slogans:

- ① Let all the nation sign for the abolition of A- and H-bombs.
- ② Let us appeal to all the nations and peoples of the world.
- ③ Let us protect human beings' lives and happiness.

It should be noted that local assemblies and local women's associations, which were considered to be conservative, took the lead in this signature campaign.

As a consequence of this upsurge, the First World Conference against Atomic and Hydrogen Bombs was held in Hiroshima from August 6 to 8, 1955, which caused hibakusha and other citizens to turn their eyes to the world for the

first time. Mass movement thus shifted from a signature campaign to preparation for the World Conference. As a result of the conference, the Japan Council against Atomic and Hydrogen Bombs was established in September of that year. To fulfill the main purpose of the council, promotion of international cooperation, it started sending delegations including hibakusha and doctors to European and Asian countries such as India, Ceylon and Indonesia. Dr. Yoichi Fukuhara, reported after his overseas speaking tour that it was crucial to inform the world of the after effects of A-bomb disease.<sup>(11)</sup> This was the first occasion on which doctors were sent abroad.

In spite of the mood of the time, there were not enough publications available concerning the real facts of damage done by the bombings. In this period, however, two Japanese language memoirs were translated into English. Both have gone through several editions and been broadly read among non-Japanese. One is Hachiya, Michihiko/ *Hiroshima Diary*/ North Carolina/ Chapel Hill Press, 1955. The author, the then director of Hiroshima Communications Hospital, kept a diary of what he saw and did during the bombing and its aftermath. The other is Osada, Arata ed./ *Children of the A-bomb*/ Tokyo/ Uchida Rokakudo, 1959. The latest edition titled *Children of Hiroshima* (Tokyo, the Asahi Evening News, 1980) is still available. Emeritus Professor of Education Arata Osada (former president of Hiroshima University) collected 105 accounts of the bombing by the children of Hiroshima.

## 3. The Third Period (1964—1976)

The Japan Socialist Party and the General Council of Trade Unions of Japan withdrew from the World Conference and the Japan Council against A- and H-bombs in 1963, and formed an interim group which later became the

Japan Congress against A- and H-bombs.<sup>(12)</sup> Nationwide peace movements, which had arisen spontaneously from among people, were thrown into confusion. Some quit their activities with a deep distrust of the anti-nuclear movement led by political parties.<sup>(13)</sup> Others embraced the activities led by hibakusha such as appealing to the government to enact a hibakusha relief law, and to compile a comprehensive report on the damages caused by the atomic bombs in Hiroshima and Nagasaki.

During this period, reflecting on postwar politics-ridden nuclear movement in Japan, some researchers tried to reaffirm the historical significance of "Hiroshima and Nagasaki" and scientifically classify data concerning the damage done to the two cities.

Under these circumstances, two comprehensive books on damage caused by the atomic bombings were published in this period. One was entitled "*Actual Facts of the A-bomb Disaster*,"<sup>(14)</sup> originally written in English for the members of the Hiroshima-Nagasaki World Peace Mission to bring abroad with them. This tour plan originated with Barbara Reynolds.<sup>(15)</sup> The mission, with 40 members including hibakusha, peace activists and medical personnel, set out for a 75 day tour in Europe and the United States.

The other comprehensive book, originally written in Japanese, was translated into English later: *Hiroshima and Nagasaki: The Physical, Medical and Social Effects of the Atomic Bombings*. Committee for the Compilation of Materials on Damage Caused by the Atomic Bombs in Hiroshima and Nagasaki/ Tokyo/ Iwanami Shoten publishers, 1981; Hutchinson & Co. Ltd., London, 1981. This book contains scientific essays on the damage caused by the atomic bombings. *The Impact of the A-bomb*/ Tokyo/ Iwanami Shoten Publishers, 1985, suitable for the general reader, is an abbreviated

version of the main section of the earlier work. This volume adds some new material on the atomic bombings and their aftermath.

#### 4. The Fourth Period (1977—1985)

The International Symposium on the Damage and Aftereffects of the Atomic Bombing of Hiroshima and Nagasaki was held in Tokyo, Hiroshima and Nagasaki from July 21 to August 9, 1977. The declaration of the symposium, "We are all survivors of the Hiroshima and Nagasaki Bombs. We also are *hibakusha*,<sup>(16)</sup> as the survivors of those cities call themselves." symbolizes the new stage of anti-nuclear movements. Ubuki (1982) mentions that in the second period, a slogan, "the only country to have been subjected to nuclear bombings," banded Japanese people's opinions together; however, this declaration shows that in the late 70s it was the time for the rest of the world to share the experiences of Hiroshima and Nagasaki for the survival of the human-kind. Thus, the meaning of survival in the two cities was broadened in this period, which coincided with Europeans' concerns about "Euroshima."

During this period, the number of English-language books published on Hiroshima and Nagasaki increased rapidly (from twelve in the previous period to fifty-six publications in this period). In the year of the 40th anniversary, there was the greatest number of English-language books published (eleven) during this period. It is notable that publications of memoirs stand conspicuous in number (23 books).

*Hibakushas'* eyes were turned abroad further; they were among 500 delegates to a Special Session of the United Nations General Assembly on Disarmament, held in New York, 1978, supported by a petition with more than 18 million signatures for the abolition of nuclear weapons throughout the world.<sup>(17)</sup>

Doctors also went abroad for the treatment of the people exposed to radioactivity. Those who had been engaged in the medical treatment of hibakusha responded to the needs of the inhabitants at the nuclear testing site on the Marshall Islands in the South Pacific,<sup>(18)</sup> as well as to A-bomb survivors in the United States and in South Korea.<sup>(19)</sup>

In this period, two books were published to report the present situation of Korean survivors: *The Atomic Bomb survivors in Korea/ Hiroshima/ Kakkin*, 1978, and Pak, Su-Num/ *The Other Hiroshima: Korean Atomic Bomb Victims Tell Their Story/ Kanagawa/ private publication*, 1982. The former was compiled by the National Council for Peace and against Nuclear Weapons. The author of the latter book tracked down Korean A-bomb victims and recorded the stories of eight of them.

##### 5. The Fifth Period (1986~ )

The shift of the role played by Hiroshima and Nagasaki in Japan to their role in the world has become more evident since the late 1980s. Requests for Hiroshima doctors, for instance, became more critical than ever before when there was the Chernobyl nuclear reactor core meltdown in Ukraine in 1986. Ten years after the accident, a medical report was published by Hiroshima doctors: Takeichi, Nobuo ed./ *The Chernobyl Accident: Thyroid Abnormalities in Children, Congenital Abnormalities and Other Radiation Related Information - The First Ten Years - / Hiroshima/ Hiroshima-Nagasaki Peace Foundation*, 1996. In the preface, Dr. Takeichi mentions that what was often requested by the local doctors who had been engaged in treating the Chernobyl victims was information in book form on radiation injury following the accident, which made him conceive of the project of this publication.

Dr. Yukio Satow, in his essay, "General

Review of the Late Effects of the Chernobyl Accident: Comparison between Chernobyl and Hiroshima," contained in this book, says:

The many people from all walks of life—parents, mayors, village chief, and doctors whom I met in my 12 visits to the CIS all said that the tragedy of Chernobyl is a tragedy of all human-kind, not just the CIS. This is exactly what Hiroshima has preached to the world about its tragedy. But if the horrible reality of these radioactivity disasters spawns an international joining of hands to spare future generations the same suffering, the agony of today's victims will not have been for naught.

To meet increasing demands for Hiroshima doctors, Hiroshima International Council for Health Care of the Radiation-Exposed (HICARE) was established in 1991.<sup>(20)</sup> The dispatching and accepting of doctors to and from foreign countries for training, besides surveys and research on A-bomb sufferers' health, and organizing symposiums, was one of the main activities of the council.

The year 1990 was the 45th anniversary of the A-bombings. By this time, the word hibakusha had gained a broader meaning including those who are exposed to radiation. Those who had worked against A- and H-bombs sought for the solidarity of all those who were exposed to radiation, including the inhabitants at the nuclear testing site in Semipalatinsk, Kazakhstan. These people's circumstances were revealed by a Russian doctor at the World Conference of International Physicians for the Prevention of Nuclear War (IPPNW) held in Hiroshima in October, 1989.<sup>(21)</sup> The democratization of the Soviet Union made it possible for the inhabitants to inform the world of their complaints. Three Hiroshima-based broadcasting stations (RCC, HTV,

and TSS) produced special TV programs to report on the Kazak radiation victims and offered opportunities for Hiroshima citizens and the Kazak people to communicate with each other via satellite.

Under such circumstances, a team of journalists from the Hiroshima-based *Chugoku News-paper* reported the cases of radioactive contamination from all over the world in a book titled *Exposure: Victims of Radiation Speak Out / Tokyo/ Kodansha International, 1992*, revealing the existence of large numbers of radiation victims other than those in Hiroshima and Nagasaki. This book prompted the exchange of information concerning the treatment of radiation victims.

1995, the year of 50th anniversary of the atomic bombings, produced the most English-language books on Hiroshima and Nagasaki at home as well as abroad in the history of A-bomb literature publication. There are five characteristic features concerning the publications during these seven years:

- ① Books, which have become what is called classics of A-bomb literature such as essays by Makoto Oda and Kenzaburo Oe, both well-known novelists, and firsthand accounts by Dr. Michihiko Hachiya and Toyofumi Ogura were reprinted with a large circulation by major publishers. These help lay-people gain first access to A-bomb literature.
- ② It has become generally accepted that graphic and photographic records should have bilingual (Japanese and English) captions.
- ③ Publications by doctors stand out. The accumulation of collected data and medical treatment conducted in Hiroshima and Nagasaki for more than fifty years enabled doctors to identify a current problem in the world: radiation contamination.
- ④ Aged hibakushas endeavor to leave their

accounts while they are still alive. Bearing their lifelong lament of their loved ones' death, they believe that those who survived the first atomic holocaust have a responsibility to work for the abolition of nuclear weapons. Moreover, they are determined to appeal to the world as long as nuclear weapons remain a threat of all human beings. (From the preface of *Footprints of Nagasaki : excerpt from "Anohi Anotoki"* [edited by] Nagasaki Prefectural Girls High School 42nd alumnae/ Seibonokishi-sha, 1996. A collection of individual recollections of the atomic bomb experiences of the Nagasaki Prefectural Girls High School's 42nd alumnae.)

- ⑤ There are several examples of attempts at multi-lingual publications:

*The Unforgettable day: Cries of Hibakusha from Hiroshima & Nagasaki/ Kamezawa Miyuki ed./ Nagoya/ Group for spreading out "The Unforgettable Day" over the World, 1992.*

The book contains 35 accounts written by A-bomb survivors, as well as a postscript, "Survivors' Forty-six Years" by Ms. Kamezawa, the main editor, 17 years old then, now living in Nagoya City. The original Japanese book was translated into three languages: English, Russian, and Esperanto. Each edition has a circulation of one thousand and the English edition has been reprinted twice.

*Nagasaki Peace Trail: mutual understanding from peace Nagasaki/ MUP/ Fukuoka/ Kaichosha, 1995.*

A volunteer group in Nagasaki edited this multi-lingual (Japanese, English, Chinese, and Korean) guidebook of Nagasaki.

Dramatized by Shimako Murai, translated by Don Kenny/ *Hiroshima Girls/ Woman of*

Hiroshima Performance Committee/ Tokyo/ pp. 61, 1999.

A dramatization of "*The Atom Bomb of Hiroshima and the People of America - The Peace Pilgrimage of a Certain Pastor,*" written by Kiyoshi Tanimoto and published by Japan Broadcast Publishing Company Limited, in 1976. Woman of Hiroshima Performance Committee led by Shimako Murai, a playwright, have performed dramas concerning Hiroshima stories abroad in several languages such as English, French, German, and Czech.

*To the people of the world --朝鮮人被爆者の記録 -- / Zenkichi Mori/ Tokyo/ Dojidaisha, 1994, pp.122.*

This is a scenario of a documentary film on Korean A-bomb survivors produced in 1981. This book is written in eight languages: Korean, Chinese, English, German, French, Spanish, Russian and Japanese. The aim of multi-lingual publication is to make known to the world Korean survivors' requests for Japanese government compensation and the abolition of racial discrimination against Koreans living in Japan.

Among the languages used in the world, the number of Chinese-speaking people ranks first (1025 million), followed by English (497 million), Hindi (476 million), and Spanish (409 million).<sup>(22)</sup> Compared with the volumes of English books on Hiroshima and Nagasaki, the publication of books available in the other languages is still rare. Those who are concerned with the task of multi-lingual publication share a common motive: to spread their appeals to more people on the earth as well as English speaking people. To fulfill their wish, we will have to wait until the next generation achieves this.

## Conclusion

How much have we managed to achieve

what Barbara Reynolds hoped for twenty years ago? The table in the appendix shows that people have made strenuous efforts to make known the Hiroshima / Nagasaki stories to the world and have never abandoned their attempt, even after the year of the 50th anniversary. This is also proved from the fact that there are many cases of private publications by which A-bomb literature is characterized.

What is left undone is to find the ways to distribute the legacy of Hiroshima and Nagasaki to the masses of people abroad. Members of the Global Peacemakers' Association, a voluntary group led by Haruko Moritaki, a survivor in Hiroshima, took copies of books on Hiroshima / Nagasaki to India and Pakistan in February, 2000, to donate them to schools and institutions. They report that graphic resources with description of facts with survivors' stories attracted the attention of a wide range of people. English editions have played a certain role among educated people for the last fifty-five years; however, the future problem for us to solve is how the learnings of Hiroshima / Nagasaki can infiltrate into the grass roots. To attain this goal, multi-lingual publication, the new direction seen during the last seven years in the history of publication of A-bomb literature, is what we will have to pursue.

(中村朋子／なかむら ともこ  
：広島修道大学非常勤講師)

## Notes

- (1) In this paper, the term, hibakusha, is used to mean those who experienced A-bomb blasts in Hiroshima and Nagasaki. For non-Japanese, Linner (1995) explains the word, hibakusha, as follows: "the word is pronounced in three syllables: *hi* [as in "he"] *baku* [as in "Back"] and *sha* [as in the "Shah" of Iran] with the English translation, "explosion-affected persons," referring to both to those who were killed by and

those who survived the atomic bombings.

The definition of *hibakusha* has been broadened twice in the post-war history. In the late 70's, it turned out that there are many survivors living abroad such as in Korea, the U.S., and south America left alone without proper medical treatment. To refer to those sufferers abroad, katakana characters which are used mostly for writing loan words from foreign languages except for Chinese, ヒバクシャ、were used.

After the late 80's, when the media use katakana characters, ヒバクシャ, the term, hibakusha, refers both to the radiation victims of Hiroshima and Nagasaki as well as to those who were exposed to radiation as a result of nuclear tests and accidents at nuclear power stations (*Hiroshima : a tragedy never to be repeated /* text by Masamoto Nasu ; illustrations by Shigeo Nishimura ; translated by Joanna King and Yuki Tanaka/ Fukuinkan Shoten, 1998, pp. 69.).

The second syllable, *baku*, usually written with a Chinese character, 爆, which means "to explode", has a homonym, 曜, which means "to be exposed".

- (2) Barbara Reynolds was an honorary citizen of Hiroshima and founder of World Friendship Center in Hiroshima. As an American Quaker and pacifist, she dedicated her life to service to the survivors of Hiroshima. For further information, refer to the following books: Reynolds, Barbara/ *Good-bye to Hiroshima /* Hiroshima/ Association to Express Appreciation to Barbara San/ the YMCA, 1969. Reynolds, Jessica / *To Russia-with Love /* Charles E. Tuttle Co., 1962.

The Reynolds set off for Nakhotoka in a yacht to protest against the Soviet resumption of nuclear testing in 1961. This book is her logbook. Jessica is Mr. & Mrs. Reynolds' daughter. They also entered the US nuclear

testing area in the Pacific as a protest in 1954. Linner, Rachelle/ *City of Silence: listening to Hiroshima/* Orbis Book; 1995.

The author writes about B. Reynolds' lifelong peace activities based on their correspondence from December 1984 until her death in February 1990 and taped interview with her. This book adds new information about B. Reynolds' peace activities and life in the United States after coming back to the US.

Harada, Tomin/ *Moments of Peace: two honorary Hiroshimans: Barbara Reynolds and Norman Cousins/* Hiroshima/ Gariver Products, 1998.

This book is B. Reynolds' memoir written by the late Dr. Tomin Harada, a doctor and peace activist. B. Reynolds' essay, "The Phoenix and the Dove," is included in this book.

- (3) Copies of the English edition of this article, originally written in Japanese, were distributed to the participants in the Hiroshima International Conference of Asian Writers held on July 12-30, 1983.
- (4) 今堀誠二『原水爆時代 上』三一書房 1959  
(Imahori, Seiji/ *Gensuibaku Jidai Vol. 1/* San-ichi Shobo)  
Two volumes of this book written by a historian in Hiroshima give precious information about what happened in Hiroshima during the occupation days.
- (5) Before the Japanese edition was published by Hosei University Press in 1949, Takeshi Ebara, a Japanese Argentine, translated the Spanish edition into Japanese: ヒロシマと原子爆弾 (Hiroshima and the Atomic Bomb) / Buenos Aires/ Villanueva, 1947.
- (6) In 1950, the first Japanese edition was published by Hosei University Press. The latest Japanese edition is ハーマン・ハゲドーン「叙事詩アメリカに落ちた爆弾」法政大学出

版局1986。

- (7) from Kyoko Takasugi's account of her life after World War II., あさ3号4頁 (the third issue of *Asa*, a collection of accounts by mothers in Hiroshima) She mentions in her account that her life was even harsher after the war than during the war.

A mothers' study group in Hiroshima issued collections of their accounts entitled "Asa,"(morning), for eighteen years. One of the members died of an A-bomb disease in 1963, which motivated their publication of a collection of memorial writings, the first issue of *Asa*, in 1964. The annual publication of a collection had continued until the last issue of *Asa*, the seventeenth, was published in 1982.

- (8) 今堀誠二「原水爆時代 上」三一書房 1959  
71頁

(Imahori, Seiji / *Gensuibaku Jidai* Vol. 1 )

- (9) Lapp, Ralph E./ *The Voyage of the Lucky Dragon/* New York/ Haper & Row, 1957. This is the story of the Fukuryu Maru No. 5, "the Lucky Dragon V," the one hundred-ton tuna trawler that was dusted with fragments of the hydrogen bomb detonated by the United States 160 kilometers east of Bikini Atoll on March 1st, 1954. The Japanese edition, *Fukuryu Maru*, was published by Misuzu Shobo, Tokyo, in 1958. *Health Effects of Atomic Radiation: Hiroshima-Nagasaki, Lucky Dragon, Techa River, and Chernobyl: proceedings of Japan-USSR Seminar on Radiation Effects Research*, June 25-29, 1990, Tokyo / [editors Sadayoshi Kobayashi, Masafumi Uchiyama and Hiromichi Matsudaira]/ National Institute of Radiological Sciences, 1990.

- (10) Imahori, Seiji, Tsuruji Kotani, and Naomi Shono / *Hiroshima: Steps Toward Peace/* Hiroshima/ Hiroshima Peace Culture Foundation, 1969. *Atomic Bomb Materials Preservation Society/ The Meaning of Survival/* Hiroshima/ Chugoku Shimbun and the Hiroshima

International Cultural Foundation, 1983, is a documentary of Hiroshima and its people from 1945 to 1981. These informative books contain the post-war history of Hiroshima-based peace movements.

- (11) in February 1st, 1961, issue of the Chugoku Newspaper, a local Hiroshima area newspaper.
- (12) Imahori, Seiji, et.al./ *Hiroshima: Steps Toward Peace. Atomic Bomb Materials Preservation Society / The Meaning of Survival.*
- (13) This was Kaneko Yamada's comment when the author interviewed her on the phone in 1979. She proposed a motion at a meeting in 1949 which was a driving force that pushed the peace movement forward. At a meeting with 300 participants from thirteen organizations such as labor unions, Hiroshima City Youth Association, Mothers and Children Nursing Society and Widowed Women's Association, held on October 2, 1949, Ms. Yamada made an urgent motion that they call for the abolition of nuclear weapons to the world, as citizens who have first experienced nuclear devastation in the history of human beings. This led to the resolution, "As Hiroshima citizens, we appeal for the abolition of nuclear weapons." According to Imahori (1960), the resolution had not been scheduled from the first, but was created by the masses present at the gathering. He says that Hiroshima citizens' quiet resentment against nuclear war abruptly burst open at the meeting.
- (14) *Actual Facts of the A-bomb Disaster/* Good Will Ambassadors Hiroshima • Nagasaki World Peace Study Mission—March, 1964.
- (15) Naeve, Virginia/ *Friends of the Hibakusha /* Denver/ Allan Swallow, 1964. Participants in the first Peace Pilgrimage planned by B. Reynolds traveled to Europe, the United States and the Soviet Union. This book reports the response of American citizens to the project.
- (16) Tomin Harada, in his memoir of Barbara

Reynolds, (Harada 1998 p.51) mentions that he heard her say "I too am *hibakusha*." in the midst of a fast to protest against the extreme commercialization of Christmas, sitting on a bench in Peace Memorial Park in 1963.

- (17) May 3 issue of the Chugoku Newspaper, 1978
- (18) June 23 issue of the Chugoku Newspaper, 1972.
- (19) December 27 issue of the Chugoku Newspaper, 1976.
- December 15 issue of the Chugoku Newspaper, 1973.
- (20) April 8 issue of the Chugoku Newspaper, 1991.
- (21) October 8 issue of the Chugoku Newspaper, 1989.
- (22) 1999 *Data Book of the World* Vol. 11, Ninomiya Shoten.

#### 参考文献

- 『年表ヒロシマ』中国新聞社 1995
- 宇吹咲『原爆手記掲載図書・雑誌総目録 1945-1995』  
日外アソシエーツ 1999
- 「核兵器廃絶の世界へ」『年表ヒロシマ』中国新聞社 1995
- 「日本における原水爆禁止運動の出発 - 1954

- 年の署名運動を中心に」『広島平和科学』5 ('82) p.199-223.
- 「日本における原水爆禁止運動の前提 - 「被爆体験」の検討」『1981年度日本史研究会大会・個別報告特集号: 日本史研究236』 ('82. 4) p.2-103.
- 被爆50周年写真集『ヒロシマの記録』中国新聞社 1995
- 中国新聞社編『ヒロシマの記録 年表資料編』未来社 1966
- 今堀誠二『原水爆時代 上』三一書房 1959
- 今堀誠二『原水爆時代 下』三一書房 1960
- 中国新聞社編『証言は消えない 広島の記録1』未来社 1966
- 『炎の火から20年 広島の記録2』未来社 1966
- 『ヒロシマ25年 広島の記録3』未来社 1971
- 『検証ヒロシマ 1945-1995』未来社 1995
- 中村朋子「英語版ヒロシマ・ナガサキ文献案内」  
『新英語教育』7月号 三友社 1983
- 「Annotated Bibliography」「The Legacy of Hiroshima」俊成出版社 1986
- 「英語で読める原爆文献案内」「和英ヒロシマ事典HIROSHIMA HANDBOOK」平和のためのヒロシマ通訳者グループ編発行 1995

Appendix: English-Language A-bomb Literature Written by Japanese

The 1st Period	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	Total
Literature											0
Juvenile Literature											0
Memoirs					1		1				2
Graphic & Photographic Records				1							1
Research & Reports											0
Total	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	3

The 2nd Period	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	Total
Literature			1							1
Juvenile Literature										0
Memoirs	1				1					2
Graphic & Photographic Records				1			1			2
Research & Reports										0
Total	1	0	1	1	1	0	1	0	0	5

The 3rd Period	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	Total
Literature								1						1
Juvenile Literature														0
Memoirs						1			2			1	1	5
Graphic & Photographic Records											1	1		2
Research & Reports	1					1			2	1				5
Total	1	0	0	0	0	2	0	1	4	1	0	2	2	13

The 4th Period	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	Total
Literature		1		2	1			2	1	7
Juvenile Literature	1		1				3	2	1	8
Memoirs		2	4	1	2	2	4	5	3	23
Graphic & Photographic Records	1	2				1	1		1	6
Research & Reports		1		4	1	1		2	3	12
Total	2	6	5	7	4	4	8	11	9	56

The 5th Period	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	Total
Literature			1		2				5	5	2			1	16
Juvenile Literature		2			1	1			2	1		1	1		9
Memoirs	2	2		5	3	1	2	3	3	2	3	3	4		33
Graphic & Photographic Records						1				3		1		1	6
Research & Reports	1	1	1	2	1	1	1	2	2	6	1	1	3	2	25
Total	3	5	2	7	7	4	3	5	12	17	6	6	8	4	89

Ways of book search:

Webcat

Peace Memorial Museum Information Data Room

Hiroshima City Library Local Resource Room

Hiroshima University Library

Hiroshima Jogakuin University Library

Hiroshima Shudo University Library

## 武力紛争への子どもの関与に関する「子どもの権利条約」・選択議定書

平野 裕二

(ARC=Action for the Rights of Children)

2000年3月～4月に開催された国連人権委員会第56回会期は、子どもの権利条約の2つの選択議定書草案を採択した（決議E/CN.4/2000/L.62）。ひとつは今回紹介する「武力紛争への子どもの関与」に関するものであり、もうひとつは「子どもの売買、子ども売買春および子どもボルノグラフィー」に関するものである。いずれも、2000年5月24日に開催された第54回会期国連総会第97回全体会合でコンセンサス採択され、署名のために開放されることになった。発効のために必要な批准・加入国数は10か国とされているため、早期の発効が予想されるところである。

武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書の作成は、子どもの権利条約38条で子どもに対して提供されている保護が不充分であることから提案された。38条2項は15歳以上の者が敵対行為に直接参加することを、同3項は15歳以上の者を軍隊に徴募することを、それぞれ認めていためである。条約が「子ども」を18歳未満のすべての者と定義しているのに対し（1条）、この規定がバランスを欠くと受け取られたのも無理はない。そのため、条約の監視機関である子どもの権利委員会は、第2回会期（1992年10月）に行なった一般的討議「武力紛争における子どもの保護」の結論を踏まえ、いずれの最低年齢も18歳に引き上げることを提案するとともに、みずから選択議定書の

草案を提示した。

このような動きを受けて国連人権委員会作業部会が起草作業を開始したのは、1995年のことである。この間、各地の紛争で兵士として利用されている子どもが最低でも30万人にのぼるという推定も明らかにされ、基準の引き上げの必要性は国際社会のあいだますます強く感じられるようになつていった。しかしくつかの点で各国の意見が激しく対立したため作業は難航し、2週間ずつの会期を6回開催してようやく妥協が成立したものである。議定書の主な内容は以下のとおり。

（1）18歳に満たない軍隊構成員が敵対行為に直接参加することを禁じ、締約国にそのための「あらゆる実行可能な措置」を義務づける（1条）。この点については、年齢を17歳未満とすることを強硬に主張してきたアメリカが最終的に譲歩することにより、合意が形成された。これは従来の国際基準を実質的に引き上げる画期的な規定であるが、「直接」や「実行可能な」という文言の解釈について問題が生ずる可能性がある。

（2）18歳未満の者を軍隊に義務的に徴募することを禁じる（2条）。この点については、1999年6月にILO（国際労働機関）が採択した「最悪の形態の児童労働の禁止および廃絶のための即時行動に関する条約」（ILO第182号条約）3条(a)によってすでに禁じられており、それが再確認されるこ

ととなった。

(3) 自発的入隊を認める最低年齢は16~18歳のいずれかとし（3条1項）、その入隊が強制や強要により行なわれないようにするための保障を設置・維持する（同3項）。その保障のうち最低限のものとして議定書に掲げられたのは、(a) 当該入隊が真に自発的なものであること、(b) 当該入隊が、その者の親または法定保護者の、充分な情報を得たうえでの同意に基づいて行なわれること、(c) 当該の者が、当該軍務にともなう義務について全面的に情報を提供されること、(d) 当該の者が、国の軍務への受入れの前に、信頼できる年齢の証明を行なうことの4つである。

締約国は、批准のさい、自発的入隊を認める最低年齢が何歳であるか、入隊の自発性を確保するためにどのような保障が存在するかについて記載した「拘束力のある宣言」を寄託しなければならない（3条2項）。この宣言は、国連事務総長へ通告することによりいつでも強化することができる（同4項）。

多くの国およびNGOは、自発的入隊の最低年齢も18歳とするいわゆる「ストレート・エイティーン議定書」を強く求めていたが、議定書全体の採択を妨げないようにするためにこのような妥協が成立した。いずれにしても、現行の国際基準を強化する結果にはなっている。

なお、軍が運営・管理する学校にはこの年齢引き上げ義務は適用されない（3条5項）。この点は、自衛隊の学校に中学校卒業者を入学させてくる日本も強く求めたところである。ただし、そのような学校は条約28条（教育への権利）および29条（教育の目的）にしたがって運営・管理されなければならない。

(4) 反政府勢力や反乱軍など国の軍隊以外の武装集団も、18歳未満の者を徴募したり敵対行為で用いたりしてはならない（4条1項）。締約国は、「そのような徴募および使用を防止するため……

あらゆる実行可能な措置」をとることが義務づけられる（同2項）。これも画期的な規定といえるが、国の軍隊には18歳未満の者の入隊を認めるのに国以外の武装集団にはそれを禁じるというダブル・スタンダードが導入されたことには注意しなければならない。また、本条の実施には他の条項の実施以上に困難がともなうことになろう。

(5) 議定書の実施措置としては、国内レベルの措置（6条）、国際協力（7条）、子どもの権利委員会に対する報告の提出（8条）に関する規定が置かれている。身体的・心理的回復および社会的再統合についてはすでに条約39条で規定されていたが、議定書では除隊などの方法による軍務からの解放も規定された（6条3項）。

子どもの権利委員会の役割については、状況を把握するためのヒアリングの開催、委員による現地訪問なども起草過程では提案されていたが、採用には至っていない。ただし、委員会が初期に機能させようとした「緊急行動手続」をふたたび活性化させれば、重大な事態が生じた場合に締約国に情報を求めて審査することにより、一定の対応を行なうこととは可能である。

\*

\*

以上のように、選択議定書は、武力紛争の状況下における子どもの保護を法的に強化したものとして評価できる。ただし、その効果的実施には国際社会の強い政治的意図と広範な協力が必要である。さらに、とくにジュネーブ諸条約およびその追加議定書、ILO第182号条約（本文参照）、国際刑事裁判所設置規程などの関連の国際文書もあわせて批准・実施していくことが求められる。

◆選択議定書（草案）の日本語仮訳（筆者）は、子どもの人権連「いんふおめーしょん子どもの人権連」66号およびエイデル研究所「季刊子どもの権利条約」7号に掲載されている。

（ひらの ゆうじ）

## 「反人種主義・差別撤廃世界会議」

The World Conference against Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and Related Intolerance

伊 藤 衆 子

(反差別国際運動日本委員会)

2001年夏に南アフリカ共和国において、国連主催の「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に対する世界会議（以下「世界会議」）」が開催される。21世紀最初の世界会議に向けて、すでに各地で準備が始まっているが、アジア地域は全体として準備が遅れている。今なぜ「反人種主義・反人種差別」について世界会議が開かれるのか、これは日本にとってどういう意味を持つのだろうか。

戦後の国際社会では、いかなる人種優越主義も科学的根拠はなく正当化できないこと、人種的優越性、排除、または憎悪の理論に基づくあらゆる形態の差別は人権侵害であり、国際平和と安全を危険にさらすものであることが認識され、人種差別と闘う取り組みがなされてきた。その中では、国際条約の制定、植民地の独立やアパルトヘイトの廃絶などの進展があった。しかし、民族や人種間の緊張は、冷戦終結後の90年代になって、人種差別、外国人排斥、民族浄化、虐殺という形となって世界各地で表面化している。経済のグローバル化に伴う失業の増大や移住労働者の流入などによる新たな緊張が高まっている。

このような状況において、国連は93年から2003年までを「人種主義および人種差別と闘う第3次10年」と定め、国際、地域、国内レベルで取り組むべき行動計画を採択したが、成果をあげるに到らず、97年に国連総会はついに世界会議の開催を

決定した。この会議では、人種主義をなくしていくための予防や教育の方法、効果的な被害者救済などの実際的な行動重視の方策が話し合われる予定だ。人種主義の根幹を見つめ、それが噴出することを防ぐ制度づくりが緊急の課題となっているからである。

世界会議の事務局長として国連人権高等弁務官が任命され、人権委員会が準備委員会の役割を担うことになった。また、国連総会は、各国政府と地域機関に対して、国内・地域レベルで会議の重要性と目的に世論を喚起し、国際機関やNGOを含めて準備過程に参加するよう求めている。さらに、NGOは、会議前や会議中にフォーラムを開催し、会議に貢献することを期待されている。

国連での第1回準備委員会会合は2000年5月1～5日に開催され、第2回は2001年5月に開かれる予定となっている。国連人権高等弁務官事務所は、この会議の広報担当も兼ねているが（詳細は [www.unhchr.ch/html/racism/racism.htm](http://www.unhchr.ch/html/racism/racism.htm)）、ヨーロッパでは欧州評議会が中心となり、NGOも巻き込んだ準備作業が1998年11月より開始された。2000年10月には、人種主義禁止欧州会議を開催。アフリカでは、アフリカ統一機構が地域準備会合を計画し、専門家会議や準備会議を開催する。他方、南北アメリカでは米州機構が地域準備会合を計画しており、アジアでも、今年8月に、イランにおいて政府間準備会合が予定されている。

国際的なNGOの動きとしては、98年8月に人種差別問題に関するNGOが意見交換会を開催（ジュネーブ）し、99年8月から、NGO準備委員会・運営委員会を開催して、国連への働きかけを行っている。

日本では、99年末にNGO連絡会が立ち上がり、人種差別撤廃条約日本政府報告書に対するNGOレポート作成作業を通して、情報交換を行っている。「反差別国際運動日本委員会」が、国連広報センターと協力して国連文書の日本語訳などの広報作業を始めているところだ。

日本を含むアジア地域では、「人種差別」を皮膚の色による差別であると狭く解釈し、自分たちの問題ではないと考えがちである。96年1月に日本に発効した「人種差別撤廃条約」では、「皮膚の色」に限らず、「民族」や「種族」など、社会的・文化的特徴から区分される人の集団も含まれ、広い範囲の差別を撤廃の対象にしている。また、条約のいう「世系」という言葉は、出生や家柄などの身分差別も対象としている。

日本では、アイヌ民族、被差別部落出身者、在日朝鮮・韓国人、外国人労働者や難民を含む在日・滞日外国人、混血児などに対する差別が条約の適用対象となると考えられている。教育、就労、労働条件、入居、社会保険などの諸制度において、日本にも人種差別が存在することは否定できない。

最近、商店や施設が「外国人お断り」と張り紙を出すケースが多数起きている。また、石原都知事が、「『不法』入国者が凶悪犯罪を行っている」と発言し、実際には数字的根拠がないにもかかわらず、多くの人が発言を支持した記憶も新しい。

世界会議に向けて、私たちは、「日本（大和）民族」以外の人々への差別と排外主義、日本特有の部落差別が存在し、日本にも人種主義が存在することを見つめる必要がある。

また、人種主義を「植民地主義と奴隸制」という歴史的文脈の中で捉えて議論される世界会議は、

日本が非西欧国として唯一、周辺諸国を植民地化・侵略し、「従軍慰安婦」性奴隸制を国家として推進したことを反省する良い機会となることだろう。そして、国際的人身売買へ加担している立場からの問題解決策を提起し、日本企業進出地域における人種差別を反省する機会ともなるはずである。

日本、そして世界が、人間の多様性を認めあい尊重できるような社会になるように、一人ひとりの知力と行動が試されている。

#### —世界会議の目的 [総会決議52/111] —

1. 人種差別等との闘いの進展を妨げる障害と、それに打ち勝つための方法を再認識する。
2. 人種差別等と闘うために、現行の基準の適用、法律文書の履行をより確実にするための方法と手段を検討する。
3. 人種差別等によって生じる害悪についての意識を高める。
4. 国連の活動並びに機構の効果を高める方法について具体的な勧告をする。
5. 人種差別等へ導くような、政治的、歴史的、社会的、文化的、ならびに他の要素について再検討する。
6. 人種差別等と闘うための、より行動重視の国家的、地域的、国際的措置のための具体的な勧告をする。
7. 被害者救済の活動のための資金やその他の必要な資源を国連が確保するための具体的な勧告を作成する。

反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

〒106-0032 東京都港区六本木3-5-11

Tel/Fax : 03-3568-7709

E-mail : imadrjc@ff.ij4u.or.jp

URL : <http://www.imadr.org>

(いとう しゅうこ)

## 地域通貨とマイクロクレジット

田 中 優

(市民フォーラム2001・共同代表／未来バンク事業組合・理事長)

現在、世界の各地でオルタナティブな金融が試みられている。「地域通貨」を作ろうとする動き、「マイクロクレジット」と呼ばれる貧しい人への小規模な融資、「エコバンク」と呼ばれる環境保全を志した銀行、「ソーシャル・インベストメント」と呼ばれる環境や人権を価値として含んだ投資の仕組みなどである。このようなオルタナティブな金融の試みを分析し、それらの持つ限界性と可能性を見ていくのがこの文の趣旨である。

### さまざまな金融オルタナティブ

従来、地域または会員間で流通させる「地域通貨」は、途上国のインフレによる国家通貨の価値下落に備えるためのものであった。つい数年前まで途上国のインフレは日常茶飯事であり、途上国通貨で貯蓄をしても金利より通貨の下落が大きいために、国の通貨を持つこと自体が損になっていた。ところが地域通貨なら、「大根一本」という交換レートは「大根一本」の価値のままであり、インフレの影響は受けない。そのため地域通貨は大いに役立っていたのである。ところが現在では、IMF・世界銀行などによる「構造調整プログラム」により、インフレが抑えられている。ところがその一方で「構造調整プログラム」は、国際経済の不安定性を国内に招き入れ、貧富の格差を拡大し、人々を市場経済に巻き込んだ。この市場経

済化は、二つのことを人々にもたらした。あらゆるものの商品化と、カネを持たない者の排除である。商品化はあらゆる環境資源を売り払わせ、人もまた商品化の対象となった。人権すら奪われ、ついには人間の臓器でさえ売買されるようになった。また市場経済が経済効率を高めるメリットも、市場参加者の中だけの話である。カネを持たない者は市場に参加できないため、何であれ「売らざる自由」はあるものの、効率的に市場を利用することはできない。このような状態に対抗すべく、オルタナティブな金融が試みられ始めた。

途上国の貧困問題が深刻化する中で、「マイクロ・クレジット」が注目された。これはバングラデシュの大学教授モハメド・ユヌス博士が、貧しい人々にだけ融資する「グラミンバンク」を設立したことから始まる。貧しい人の中に連帯責任する五人グループを作らせ、一人ずつ融資を受けて生活の向上に向けていく。平均貸出額8,000円、貸出先の99%が女性、返済率もまた99%というグラミンバンクは、90年に入るとバングラデシュ最大の銀行となっていた。融資を受けた人々の多くは次第に生活を向上させて返済し、「貧しい人々は返済しない」という常識を覆した。この驚異的な結果が注目され、途上国だけではなく先進国にも広がっていった。やがてこの手法は世界銀行などの国際開発金融機関に採用されるまでになった。

しかしこれへの批判もある。マイクロ・クレジットが融資して成功するのは全体の中では少数であり、才覚のない貧しい者には役立たない、現在では途上国に「マイクロ・クレジット」が乱立し、サラ金地獄のような多重債務者を生み出している、世界銀行などの国際開発金融機関の行うマイクロ・クレジットは、結局返済率の高い「サラ金」の仕組みに過ぎない、というものである。しかしそれでもなお、グラミンバンクが貧しい人たちに生活改善の可能性を与えた功績は大きい。貧富の差が拡大する中で、唯一改善の機会を与えたのだから。

一方先進国の中では、「エコバンク」が発展した。これは環境保全のための銀行として預金を集め、環境に良い事業に融資しようとするものである。これは各国で行われたが、どこでも多額の資金が集まつた。しかし融资先である環境に良い事業が簡単に見当たらないことから、その大部分の資金が残ることになった。その資金は結局、国債などで運用されたため、実際には環境に悪い投資の方が多くなるような事態も多発した。

銀行のような間接金融ではなく、直接投資を利用する考え方も登場した。金融手法に応じてさまざまな仕組みがあるが、その意図は「投資家自身が社会的責任を持った投資をすべきだ」というものである。アメリカではそのための格付け機関も存在し、軍需や環境・原子力などをマイナス評価することで、投資家の選択に影響を及ぼしている。実際にアパルトヘイト（人種隔離政策）を探っていた南アフリカへの投資を問題にし、それによって制度の撤廃に大きな役割を果たした。このようなものを「ソーシャル・インベストメント（社会的責任投資）」と呼んでいる。

### ゲゼル理論と地域通貨

しかしこのような金融手法の試みも、「部分改善」にしかならないことも事実である。市場経済の中で「倫理的な投資」を訴えても、狼に「羊を

食べるな、食べる時は少し食べ残せ」と説教しているに等しい。そこからより根源的な「ゲゼル理論」による「地域通貨」の試みが始まった。ドイツ系アルゼンチン人の経済理論家シルビオ・ゲゼルは、滅失していく通貨の有用性を説いた。この地域通貨は金利がゼロかマイナス（つまり保持していると価値が減っていく）で、次々と会員間を流通していくことで経済を活性化させる。地域通貨であるがゆえに資本の流出を防ぎ、金融産業が上前をはねる機会を封じる。この通貨は紙幣の形をしていることも、通帳や交換する小切手帳の形を探ることもある。しかし共通して、「地域循環」と「マイナス金利」の二つの機能を持っていた。

金融の「地域循環」は、資金を域外に流出させずに地域循環されることである。例えば日本の地方で貯蓄されるカネは、東京で使い道が決められている。その結果、破壊的で不経済な開発が地方に届き、公共事業依存の地域社会を作り出している。しかし「地域通貨」を用いれば、資金は流出しなくなる。世界各地で「市」が見直されているのも同様の仕組みである。なぜなら「市」参加者は、自らの生産物を持ってきて売るのであるが、帰りには他者の生産した商品を買っていく。つまり通貨を媒介にしながら、行っていることは物々交換と同じなのである。

### 通貨の進化史

一方の「マイナス金利」を考えるには、いささか想像力を要する。そのため通貨そのものから話したい。通貨には貨幣と紙幣が存在するが、この二つは由来する意味が大きく異なっている。貨幣はそれ自体、金銀銅というような価値ある貴金属に由来する。従ってこれは持ち運びが簡単な価値ある商品であり、「物々交換」の一類型であった。しかも貨幣は滅失していくため、マイナス金利の方向を向いた通貨であった。一方の紙幣は、イギリスの金細工を行う業者の「預かり証」として出

した紙が、流通の対象として利用されたことに由来している。いわば流通する「質札」として、紙幣が発生したのである。紙幣は価値そのものではなく、価値を表す一種の記号として機能した。物々交換ではない抽象的価値は、滅失しない価値の尺度として機能するようになる。数字上に示せる「質札」としての紙幣は、他のものと相対的に比較される「物差し」として急速に広まっていく。単なる貴金属の「質札」だったものが他の商品の相対的価値を示すようになり、それらを「質草」として飲み込んでいったのである。「質草」の対象範囲が限りなく広がることで、通貨は価値を示す「情報の記号」という抽象的価値となり、やがて経済的価値の共通言語として、すべてのものに君臨する「流動性の化身」となっていったのである。

しかも貴金属職人の預かる金は、すべての「質札」分だけ持つ必要はなかった。一斉に実行されることのない貴金属の入れ替えであれば、一定量だけ手元に残して後は運用することも可能である。このことが銀行業のような、実在しないものの融資を可能にした。それまでの実物を保有する融資に代えて、実在しない価値の融資が広がるのである。信用は信用を生み、やがて流動する債権・債務額は地球上のすべての商品価格を超えた。今や実現可能性のない「質札」なのである。融資は金利を生み、滅失する宿命の「物質」を保持するより、ずっと多くの利益を与えた。そのためモノよりもカネにして保有する方が有利になり、貯蓄されるようになった。さらに貯蓄は長く固定される長期投資より短期融資に、さらには投機へと進んでいったのである。この通貨の進化史の中では、国家通貨自体も「地域通貨」に過ぎない。異なる国家間で同じ商品が異なる価格で売られるなら、交易することで利益が生ずる。これを拒否して国内経済の安定を優先するのが国家主権であった。ところがこれには黒船の昔からWTOの現在まで、

利益を得る強者の論理として「自由貿易」が強制されてきた。これこそが経済のグローバル化と呼ばれるものである。この「自由貿易」と同時に、通貨の国家管理も破壊されてきたのである。

### マイナス金利の効果

この流れを整理すると、簡便な物々交換に過ぎなかった貨幣が、それ自体に価値のない「質札」である紙幣に置き換えられ、当初は交換のツールであったものが次第に貯蓄の対象となり、さらには投機のツールとなった。その過程で通貨は価値情報を織り込むようになり、通貨は国際的に通用する尺度に統一されようとする流れにある。この「貯蓄」以降の過程を拒否するのが、ゲゼル理論の「マイナス金利」なのである。

貯蓄されないカネは常に流通する。それゆえ蓄積は他でするしかない。今の農業は金利に直すなら毎年数%しか稼げないし、モノ作りにしても今やわずかである。金融だけが高い金利を獲得できる。今の金融の仕組みでは、農業に投資するより金融で資産運用した方がトクである。ところが通貨自体が滅失するものであるなら、貯蓄はする端から減っていくことになる。するとわずかでも確実に稼ぐ農業に投資した方が、貯蓄するよりトクになるのだ。このことは長期的な社会投資を行うことにもつながっていく。「マイナス金利」は大きな変化をもたらすのである。

### 通貨改革の近未来

今の金融社会では、環境や人権を踏みにじっても利益を上げる会社が「良い投資先」である。このような「悪の競争」に対抗するのがオルタナティブな金融であり、地域通貨の運動である。しかしこの「地域循環」と、ゲゼルの「マイナス金利」は未だ混乱して使われている。ゲゼルの「マイナス金利」は地域に限定される必然性はない。また「マイナス金利」は金融帝国主義といえるような

体制は崩壊させるかも知れないが、現状の通貨が持つ「価値情報」のやりとりを妨げるものではない。国家通貨と交換性を持たせたとしても、貯蓄できない通貨であるために国際経済の不安定性に巻き込まれる可能性は少ないだろう。むしろ通貨が不安定になるなら、最初に述べた従来型の地域通貨として、むしろ活用される余地が広がるだろう。

一方懸念もある。この「地域循環」が悪しき「囲い込み」として利用されかねない点、所得の把握が困難になることを悪用する「脱税の一手段」

となる可能性である。また現在、「市民バンク」も「エコマネー」も共に一般名詞であるにも関わらず商標登録されていることも気にかかる。

今後地域通貨は、「質札」に担保される共有価値を見出せるだろうか。インターネットの進展で、価値情報の交換が非常に簡単になったことを利用できるだろうか。「マイナス金利」は社会的に実現できるだろうか。どちらにせよ21世紀にも、「通貨」をめぐる論議と試行錯誤が続いていくことだけは確かだろう。

(たなか ゆう)

岡本雅享著

## 『中国の少数民族教育と言語政策』

— 民族語教育の視点から見た中国の少数民族問題 —

フフバートル

(日本学術振興会外国人特別研究員・京都大学大学院文学研究科共同研究者)

在日韓国人・朝鮮人問題に関わる研究をしていた著者が多民族・多文化社会におけることばの問題の重要性を考え、中国の少数民族二言語教育についての研究をするという目標を目指して中国に留学したのが1991年の秋である。それから漢語（中国語）の勉強を始め、資料収集に取りかかり、調査旅行をするなど中国に滞在すること約一年半。その間著者は北京の中央民族学院に在籍していたほか、延べ三ヶ月にわたる現地調査を行い、延辺朝鮮族自治州、雲南省、内モンゴル自治区、新疆ウイグル自治区などを訪れている。

多民族国家である中国の諸言語地帯を歩いてきた著者は、言語がもつコミュニケーション手段を超えた意味を肌で感じたという。朝鮮語ができるため朝鮮語地域では大事にされるが、モンゴル語やウイグル語地域では冷たい扱いを受ける。言語的マイノリティーにとって、外部の者が自分たちの母語を知っていることは珍しいため注目を集め、親しまれるであろうことは想像しやすいが、中国では少数民族の言語、文化についての研究は学問のためというよりも、その民族の発展のためだという考え方方が普遍的にある。それは中国国内の少数民族研究が体系的に行われはじめた歴史的背景とその研究の性格及び中国共産党の少数民族政策の宣伝と深い関係がある。すなわち、1950年代に

全国規模で始められた少数民族地域での研究調査は、まずあるエスニック・グループを「民族」として公認するための民族識別を行なうためであり、言語の調査は社会主义段階における少数民族語の発展のためというマルクス主義の理論を背景にする目標をもつものであった。

少数民族の教育のみならず、中国の少数民族問題全体を網羅する資料収集に成功した著者はその膨大な漢語資料を巧みにさばき、約600ページにわたるこの大作を完成させた。一年半の留学で修得した語学にしてはたいした読解力だと思う。著者は中国側の統計の信憑性に悩まされながら統計の食い違いなどを一々クリアして項目ごとに詳しいデーターを添えている。中国側の統計は「70パーセントは統計、30パーセントは推計」(579ページ)と言われているように、研究上のデーターとして用いるには大いに慎重に扱うことが求められるが、現段階ではこういう統計をまとめておくこともこの分野の研究にとって不可欠なことであり、大きな貢献であると言えよう。

本書では少数民族語の固有名詞をなるべく原音に沿って表記するよう工夫している。著者のこういう意識は日本で裁判にもなった在日韓国人・朝鮮人名の民族語読み問題への理解と根底でつながっている。したがって、これは母語の音で名前を呼

ばれてはじめて自分でいるという感性を失いつつある中国からの少数民族の留学生たちにはよい示唆になるであろう。延辺の朝鮮族の学生が在日韓国人・朝鮮人名の民族語読みの問題を理解していなかったことに著者はショックを受けたと言っている。中国では少数民族語の固有名詞が漢字で書かれすることが多いため、そして、モンゴル語の場合は話すことばと大きく異なる古いモンゴル文字で表記されているため、その固有名詞がその民族の生きたことばでどう呼ばれようと、音よりも意味や形に気を取られがちである。「民族語読み」が理解されていない点ではモンゴル族も朝鮮族と同じであり、それが内モンゴルからのモンゴル人留学生たちの名前の片仮名表記に現れている。

「民族」ということばは日本語から漢語に逆流入されている（最初の出典は梁啓超『東籍月旦』1902年）ので、漢語におけるその意味は日本語の場合と基本的に同じである。しかし現在の中国では「民族」は、「漢民族」に対し、「中国領内少数民族」の意味で使われることが多い。内モンゴル自治区は一部の地域（フルンボイル盟）を除いて、自治区内の少数民族が基本的にモンゴル民族にかぎるので、「漢」対「蒙」でも済むが、新疆ウイグル自治区や雲南省、貴州省のように「区域自治」区域内に異なる多くの少数民族が共存する場合は、少数民族名を一々取りあげることなく、引っくりぬけて「民族」、または更に省略された形で、「民」という一語で表される。一方では本来の意味の「民族」（ethnic group）の省略形としての「族」が現れ、特定の民族名について、「～族」というふうに使われるようになっている。これは日本でもそのまま使われている傾向があり、本稿では本書の表記にしたがい、「～族」を使うことにする。

しかし、中国においても実際、例えば、「蒙古族」（Mengguzu）、あるいは「蒙族」（Mengzu）という呼称は学校教育を受けた人たちの間で使われ、学校教育を十分受けていない漢民族の民衆の

間では「蒙人」（Mengren）と言われるのが普通だった。これがこの語の自然の姿であったはずだが、今やほとんどの辞書に掲載されていない。「蒙族」によって取り替えられたのだ。そればかりか、特定の民族を指すはずの「～族」は今や個人を指す場合にも用いられるようになっている。評者は自分が「蒙族」と言われることにはなにげなく抵抗を感じる。つまり、「私は蒙族の一人ではあるが、蒙族、また蒙古民族そのものではない」という考えである。だから自分については「蒙古人」（Mengguren）を好んで使う。これは評者が中国国籍をもつ中国人であることに矛盾するものではない。なぜならば、中国においては「蒙古」民族は中華民族の一部であるため、「蒙古」民族であることが中華民族であることと矛盾しないからだ。

中国におけるこの「漢」対「民」というきわめて政策的な図式は、それが成立した1950年代以来、中国の少数民族に関わるあらゆる事業に導入された。「民族語文」と言えば、漢民族のことばである「漢語文」に対して中国領内少数民族の言語、文字を指す。実際、北京で出版されている『民族語文』という雑誌は、『中国語文』という雑誌が主として漢語の問題を扱うのに対して、中国領内の少数民族の言語を扱っている。たとえそれが学術的な問題であろうと、国境外の同じ言語については口に出さないのである。

興味深いのは、孫文がポジティブな意味で提唱した「民族主義」ということばが中華人民共和国ではネガティブな意味で使われるようになっていることだ。それは「民族主義」は中華人民共和国内においては「地方民族主義」、すなわち少数民族のナショナリズムを意味するからである。ちなみに漢民族のナショナリズムは「大漢族主義」と言われる（「民」が含まれていない）。だから「毛沢東は民族主義者ではない」といった、李登輝以前の台湾側からの批判もいわば「曖昧に腕推

し」だったのだ。

中華人民共和国における「民族」という用語の使い方から見て、「民族教育」とは「少数民族教育」を意味するものであることは明らかである。著者は「あえて区別する必要がある場合、それぞれの少数民族が自らの言語や文化を維持・伝承するために行なう教育を「民族教育」、国家が少数民族に対して行う教育を「少数民族教育」と呼ぶことにする」と説明している（101ページ）。「およそ我が国少数民族の文化水準（学力、教養）を向上させ、少数民族の各種各クラスの人材を育成する教育はすべて民族教育と称されるべきである」（99ページ）という、つかみどころのない中国の「民族教育」において、少数民族の精神文化の伝承に貢献できる実質的な教育は民族語の教育のみであるという本書の視点は、民族や地域によって異なる中国の少数民族教育の複雑な状況の中からその実態を把握するうえではたいへん有効であったと言えよう。著者はこの視点について次のように述べている。

日本で民族教育と捉えられている民族の歴史、言語、文化の教育のうち、公教育としての中国の民族教育の中で、各地域、各民族ごとの比較ができるほど全国的に幅広く実践されているのは、民族語教育ぐらいだといえる。本書が「中国の少数民族教育」と銘打って、その実、民族教育を中心にはじめているのは、そのためでもある（101ページ）。

つまり、中国の少数民族地域の学校教育における民族教育の中で、その地域、その民族独自の教育としてあるのは民族語教育だけだということである。こういう意味で本書は、中国の少数民族教育の本質的な部分をキャッチできたと言える。多民族国家の民族的マイノリティの存続にとって最も根本的な問題は民族語教育の維持である。それに焦点を合わせたという意味では、本書は少数民族の視点から中国の民族問題を論じたという独自

性をもっている。内容全体からみても、本書は周到な研究調査により、中国各地域、各民族の民族語教育について最も詳細に論じた大作である。

本書の構成は二部からなり、第一部「総論——教育、言語からみた中国のマイノリティ政策」で、第二部は「中国各地、各民族の民族教育」というふうに、中国の少数民族教育の問題をマクロとミクロの双方から分析し、双方の視点からアプローチすることを試みている。第一部では中国の少数民族の教育や言語の問題のみならず、中国の少数民族についての理論や当局の政策の面から幅広く述べている。

中国の少数民族は地理的環境、言語の系統、歴史、文化、生活方式など多様性に富んでいる。中華人民共和国の建国以前は国内の少数民族に対する国民統合がほとんど進まず、モンゴルや朝鮮など伝統的な文字をもつ諸民族は独自の近代的教育を進めてきたが、「新中国」成立以降はそれが少数民族教育という一つのカテゴリーに統合され、中国共産党の民族政策のもとで1957年までの「黄金時代」を迎えた。しかし、その後は地方民族主義批判や「反右派運動」により少数民族語の漢語への接近が余儀なく迫られた。それに社会主義建設のテンポを速めようとした「大躍進運動」が民族融合論に拍車をかけた。更に1966年から始まった「文化大革命」の中で民族教育は大きなダメージを受けたが、「文革」以降、1982年の中華人民共和国憲法で保障された民族自治権が中華人民共和国民族区域自治法（1984年5月31日公布）によって規定され、民族学校の設立や民族語教育の権限が認められるようになった。民族語教育は「文化大革命」の壊滅的な打撃を受けたすえようやく法的保護を受けるようになったのだ。それによりその後は「第二次黄金時代」を迎え、90年代に突入した。著者は執筆時点での現状をこう表現している。「中国で今日ほど少数民族語が広範に学校の教授用言語となった時代はないが、同時に今ほど漢語

教育が少数民族の隅々にまで浸透させられた時代もなかった」(571ページ)と。後者は少数民族地域における漢族人口の急増と中国政府の少数民族に対する「双語」(バイリンガル)教育政策によるものである。しかし、90年代以降は中国の市場経済や経済開発が少数民族地域の言語、伝統文化に強いダメージを与えるようになっている。

本書ではこうした時代の変化を中国政府の政策面から述べると同時に、各民族、各民族地域の民族語教育がどうであったのか、第二部ではそれを多くの事例を挙げながら具体的に記述している。評者が興味深く読んだ記述や事例の中からいくつかの例を見ることにしよう。

朝鮮人はロシア人と同様に「国籍変更によって、中国内の少数民族となった」(148ページ)。その後僑民意識を改造された。現在の朝鮮族の意識からみて、その経緯を知っている人は、はたしてどれぐらいいるものか。こういう意味では中国による「祖国観念を培い、僑民意識を防ぐ」(151ページ)という朝鮮人に対する国民化教育は成功していると言える。

1957年以降の左傾路線の中で、内モンゴル自治区では「蒙漢兼通」(モンゴル語・漢語の両方に通じる)なるスローガンが打ち出され、モンゴル族が漢語を身につけることを求める運動が行われたという(217ページ)が、現在の内モンゴルでこの用語は「バイリンガル」の意味で何気なくポジティブな意味で用いられている。

新疆ウイグル自治区カザフ族自治州のシベ族は漢文の教養はあるが、漢語があまり話せなかつた。彼らは辛亥革命以降も旗人という誇りを持って、独自の言語文化を維持してきた。シベ族は言語や民族的にマンジュ(満洲)族にたいへん近い民族だが、早くも漢語に同化し、民族的出身を隠していたというマンジュ人たちとは対象的である。

本書では日本の慣例にしたがってその民族名は「シボ族」になっているが、シベ語ではShibeであ

る。漢語にはbeの音節がないので、錫伯(Xibo)と表記されても仕方がないだろうが、日本語でなら「シベ」がよからう。

チベット自治区では初級・高級中学校ではほとんど漢語で教育をしている(470ページ)。ウイグル族の場合は高等教育(大学での教育)を漢語で行っているというが、いずれも民族語に近代語彙(近代教育文化、政治経済及び学術専門用語など)がまだ十分形成されていないからだろう。内モンゴル自治区と朝鮮族居住地域では1950年代からすでに高等教育を民族語で行ってきた。それは前者は旧モンゴル人民共和国から、そして後者は朝鮮民主主義人民共和国からそれぞれ近代用語や教育システムを体系的に導入したからであり、国境外に中国と友好関係にある同族の独立国家があるかないかによって、少数民族の教育レベルも異なるのであろう。

社会主義中国は宗教から教育を切り離す政策を取ってきたはずだが、チベット族(479ページ)などに見られる寺院教育の事例も興味深い。社会主義革命以前のモンゴル地帯では児童が寺院で文字を習うことが多かった。

次は「文化大革命」時期の民族語教育の状況についてであるが、評者は内モンゴルの遊牧地の人⺠公社で「文革」の時代を経験し、民族教育の破綻の中で小、中学校生活を送っている。「文革」以前は完全にモンゴル語で教えていた小学校も、その後漢族の塾と併合することによって、どこから出てきたのかと思うほど漢族の生徒が急増し、モンゴル語のクラスが削減されていったため、遊牧民の子供たちは学校を中退せざるをえなかつた。その時、私の父親は「うちの子供たちは子牛の牧草地を一步も離れることができないのでモンゴル語で勉強させてくれ」と学校側と粘り強く交渉したが、気がついたら学年がばらばらだったはずの二人の姉と私は同じ学年になっていた。やがてそのチャンポンのクラスもなくなり、私たちは漢語

のクラスへ移らなければならなくなつた。それで私は中学校時代を漢族生徒たちの中で過ごしたため、それまであまり話せなかつた漢語をネーティブスピーカーのように話せるようになった。「不幸中の幸い」と言えようか。高校に進学するころは「文革」もいよいよ終わりに近づき、モンゴル語による教育が復活しはじめたため、またモンゴル語のクラスにもどつた。

モンゴルのような北方の遊牧民族にとって、歴史や文化、言語的に深い関係があったチベットやウイグルなどチュルク系の民族及びマンジュ（満洲）、トゥングス系の民族は近い隣人であり、それに対して南方の少数民族は自分たちとほとんど

関係のない遠い存在のように思われがちであるが、本書を通覧して彼らも北方の諸民族と同じ「運命共同体」の中の仲間であることを深く感じた。

最後に、参考資料に関しては、間接的な資料が多く、中国の少数民族教育の研究に従事する研究者たちの論文、著書からの引用が多いように思われる。著者自身が述べている「いくつかの限界」の中で、「中国側の資料も、朝鮮語の資料を除けばすべて漢語のものである」ことを挙げているが、しかし、少数民族の言語を一つ利用できただけでもそれを知らない中国人（漢族）研究者や日本人研究者には見えない部分が見えていたであろう。

（B. Huhbator モンゴル民族出身）

## 平和研究所・平和博物館の動向

### リンクージ・フォー・ピース

2000年3月31日現在

\*ここに紹介してあるものは、各地の平和研究所や平和博物館で行われた、あるいは、行われる予定の公開のシンポジウム、研究会、企画展などです。日程がはっきりしないものは予定の月の最初に日付を入れずに紹介し、テーマが確定していないものは「仮題」としています。確定していないもの、また、詳しい内容は、それぞれの施設にお問い合わせの上確認してください。

#### 2000年2月

- ・5日／「第1回ながさき女性国際平和会議」  
【同実行委員会、長崎市】

#### 2000年3月

#### 2000年4月

- ・4日／公開研究会「アフリカの子どもの識字教育の現状」(講師：松谷曜子) 【PRIME】
- ・8日／シンポジウム「オランダ戦争展問題を考える」(パネリスト：鎌田定夫) 【同実行委員会】
- ・26日／公開研究会「ロシア・金融産業グループの現状分析」(講師：塩原俊彦) 【PRIME】

#### 2000年5月

- ・10日～24日／写真展「国連平和維持活動の50年：1948～1998」【立命館大学国際平和ミュージアム他】
- ・11日／公開研究会「Violence Transitions and Peace Building - Cases of Algeria and Indonesia」(講師：ファリダ＝オスマニ) 【PRIME】
- ・17日／公開研究会「1990年代ロシア経済のモデル」(講師：岡田裕之) 【PRIME】

#### \* それぞれの施設の問い合わせ先：

【沖縄県平和祈念資料館】

T:098-997-3844 F:098-997-3947

(新館が、2000年4月にオープンしました。)

【川崎市平和館】 T:044-433-0171 F:044-433-0232

【埼玉県平和資料館】

T:0493-35-4111 F:0493-35-4112

【堺市平和と人権資料館】 T:0722-70-8150

【創価大学平和問題研究所】

T:0426-91-5333 F:0426-91-9364

【地球市民かながわプラザ】

T:045-896-2121 F:045-896-2299

【長崎平和研究所】

T:095-848-6003 F:095-848-6037

【ピース大阪】 T:06-947-7208 F:06-943-6080

【広島市立大学広島平和研究所】

T:082-544-7570 F:082-544-7573

【広島大学平和科学研究センター】

T:082-542-6975

【PRIME】 = 明治学院大学国際平和研究所

【立命館大学国際平和ミュージアム】

T:075-465-8151 F:075-465-7899

## 国際平和研究所購入図書一覧

(2000年2月1日～3月31日)

文献表題	副題	著者	出版社
ユネスコ世界遺産 原爆ドーム	21世紀への証人	中国新聞社編	中国新聞社
拒絶された原爆展	歴史の中の「エノラ・ゲイ」	マーティン・ハーウィット著 渡会和子・原純夫訳	みすず書房
中国人被爆者・癒えない痛苦	獄中被爆の真相を追う	強制連行された中国人被爆者との交流をすすめる会編	明石書店
原爆投下・10秒の衝撃	NHKスペシャルセレクション	NHK広島「核・平和」プロジェクト	日本放送出版協会
無援の海峡	ヒロシマの声 被爆朝鮮人の声	平岡敬	影書房
いいたかことのいっぱいあっと		江口保	クリエイティブ21
ヒロシマの声を聞こう	原爆の碑と遺跡が語るもの	金子和士・高橋信雄・武田寛・村中好穂編	「原爆碑・遺跡案内」刊行委員会
はだしのゲンはピカドンを忘れない	岩波ブックレットNo. 7	中沢啓治	岩波書店
頭と手と足で学ぶ 平和・環境教材集		関根一昭編	平和文化
頭と手と足で学ぶ 平和・環境教材集 続		関根一昭編	平和文化
ヒロシマは語る	平和学習のために	河野通宏	広島県原爆被害者団体協議会
ヒロシマを世界に		広島平和記念資料館編	広島平和記念資料館
ヒロシマへの旅	平和学習のしおり	広島平和教育研究所・県被爆教職員の会編	広島県教育用品
広島修学旅行	学び・調べ・考え方 ハンドブック	平和・国際教育研究会編 森田俊男監修	平和文化
ヒロシマノート	平和学習	「平和学習ヒロシマノート」編集委員会編	平和文化
ガイドブック ヒロシマ	被爆の跡を歩く	原爆遺跡保存運動懇談会編	新日本出版社
さんげ	原爆歌人正田篠枝の愛と孤独	広島文学資料保存の会編	現代教養文庫
原爆ドーム		朝日新聞広島支局	朝日文庫

文献表題	副 題	著 者	出版社
いとし子よ		永井隆	アルバ文庫
この子を残して		永井隆	アルバ文庫
長崎の鐘		永井隆	アルバ文庫
ロザリオの鐘		永井隆	アルバ文庫
夏の花・心願の国		原民喜	新潮文庫
空白の天気図		柳田邦男	新潮文庫
黒い雨		井伏鱒二	新潮文庫
絶後の記録	広島原子爆弾の手記	小倉豊文	中公文庫
ヒロシマ・ナガサキへの旅	原爆の碑と遺跡が語る	水田九八二郎	中公文庫
原爆文献を読む	原爆関係書2176冊	水田九八二郎	中公文庫
ヒロシマ	HIROSHIMA CALLING	ポール・クエール著 澤田美和子訳	HIROSHIMA CALLING
海と大地を守れ	沖縄・平和の願いは燃えて	吉澤弘明	あけぼの出版
生活世界と対話の理論		佐藤慶幸	文眞堂
女性と協同組合の社会	生活クラブからのメッセージ	佐藤慶幸	文眞堂
韓国の労務管理と女性労働		明泰淑	文眞堂
国際メガメディア資本	M&Aの戦略と構造	奥村皓一	文眞堂
多国籍企業と帝国主義		アンリ・クロード著 久保田順・田部井英夫訳	文眞堂
ヒロシマ事典〈和英〉		平和のためのヒロシマ 通訳者グループ編	平和のためのヒロシマ 通訳者グループ
ピース・リンク叢書 広島・呉・岩国	合本10周年記念	トマホークの配備を許すな！呉市民の会	岩国市職労平和研究所
ピース・リンク叢書 広島・呉・岩国	合本10周年記念（Ⅱ巻）	トマホークの配備を許すな！呉市民の会	岩国市職労平和研究所
夏雲の丘	病窓の被爆医師	山下昭子	長崎新聞社・長崎文献社
新版ナガサキ-1945年8月9日	岩波ジュニア新書260	長崎総合科学大学平和文化研究所編	岩波書店
ジャワで抑留されたオランダ人女性の記録	教科書に書かれてなかった戦争PART23 歴史を生きぬいた女たち	ネル・ファン・デ・グラーフ著 渡瀬勝・内海愛子訳	梨の木舎
ジャワ・オランダ人少年抑留所	教科書に書かれてなかった戦争PART24	ファン・ヌフェレン著 川戸れい子訳	梨の木舎

文献表題	副 題	著 者	出版社
忘れられた人びと	教科書に書かれなかった戦争PART25 日本軍に抑留された女たち・子どもたち	ヒューイ著 伊吹由歌子訳 他	梨の木舎
金正日時代の北朝鮮		小此木政夫	財團法人 日本国際問題研究所
農業貿易と食料安全保障	食料自給崩壊のメカニズム	ケビン・ワトキンズ著 古沢広祐翻訳監修	市民フォーラム2001
WTOが世界を変える?	身近な矛盾からグローバル化が見える	市民フォーラム2001編	市民フォーラム2001
市民投票報告集 名護市民燃ゆ	新たな基地はいらない	海上ヘリ基地建設反対・平和と名護市政民主化を求める協議会	あけぼの印刷
資料集 名護市民投票裁判		名護市民投票裁判原告団	名護市民投票裁判原告団
日本地図	改訂新版	浅香幸雄編	株)国際地学協会
日本の論点 '99	生きるために	東屋敷久美子他	文藝春秋

文献表題	副 題	著 者	出版社
BETWEEN DISTINCTION & EXTINCTION	The Harmonisation & Standardisation of African Languages	KWESI KWAA PRAH	WITWATERSRAND UNIVERSITY PRESS
KNOWLEDGE IN BLACK AND WHITE	The Impact of Apartheid on the Production and Reproduction of Knowledge	KWESI KWAA PRAH	Creda Communications
US-Japan Trade Friction	Its Impact on Security Cooperation in the Pacific Basin	T.David Mason and Abdul M. Turay	MACMILLAN ACADEMIC AND PROFESSIONAL LTD
Japan, the United States, and prospects for the Asia-Pacific century	Three scenarios for the future	Richard P. Cronin	ST.MARTIN'S PRESS
"Rich Nation Strong Army"	National Security and the Technological Transformation of Japan	RICHARD J. SAMUELS	CORNELL UNIVERSITY PRESS
南京大屠殺		徐志耕	解放軍文藝出版社
拉貝日記		[德]約翰·拉貝=著 本書翻譯組=譯	江蘇人民出版社
東史郎訴訟案 与南京大屠殺真相		《南京大屠殺圖証》編纂工作委員會	人民出版社
東史郎日記		[日本]東史郎=著 本書翻譯組=譯	江蘇教育出版社
南京大屠殺新考		劉惠恕=編	上海三聯書店
灑血的武士刀	中国抗日戰爭史料叢書、日軍屠殺錄	左祿=主編	解放軍出版社
People Building Peace	35 Inspiring Stories from Around the World	Bureau M&O. Amsterdam	European Centre for Conflict Prevention
A READER IN INTERNATIONAL RELATIONS AND POLITICAL THEORY		HOWARD WILLIAMS MOORHEAD WRIGHT AND TONY EVANS	OPEN UNIVERSITY PRESS
I SAW IT	THE ATOMIC BOMBING OF HIROSHIMA	KEIJI NAKAZAWA	EDUCOMICS
A PLACE CALLED HIROSHIMA		BETTY JEAN LIFTON	KODANSHA INTERNATIONAL LTD.
L'ECONOMIE POLITIQUE DU POST-AJUSTEMENT		HAKIM BEN HAMMOUDA	KARTHALA
PROCEEDINGS OF THE FORTY-SEVENTH PUGWASH CONFERENCE ON SCIENCE AND WORLD AFFAIRS	LILLEHAMMER,NORWAY 1-7 AUGUST, 1997 REMEMBER YOUR HUMANITY	JOSEPH ROTBLAT	WORLD SCIENTIFIC

文献表題	副 題	著 者	出版社
HISTORIA VISUAL CINEMA BRASILERO		JOSE CARLOS MONTEIRO	ATRACAO PRODUCOES ILIMITADAS LTDA
Human Development Report 1998	Consumption for Human Development	United Nations Development Programme	United Nations Development Programme
Human Development Papers 1997	Poverty and Human Development	United Nations Development Programme	United Nations Development Programme
Terminology Bulletin No.349	Humanitarian Demining	United Nations	United Nations Publication
Changing Population Age Structures, 1990-2015	Demographic and Economic Consequences and Implications	United Nations	United Nations Publication
Nuclear Test Ban		United Nations	United Nations Publication
ON HUMANE GOVERNANCE	Toward a New Global Politics	RICHARD FALK	Polity Press
Islam in Malaysian Foreign Policy		Shanti Nair	ROUTLEDGE
Making Majorities	Constituting the Nation in Japan, Korea, China, Malaysia, Fiji, Turkey, and the United states	Dru C. Gladney	STANFORD UNIVERSITY PRESS
The Phoenix And The Dove		Barbara Reynolds	Nagasaki Appeal Committee
City of Silence	LISTENING TO HIROSHIMA	Rachelle Linner	ORBIS BOOKS
The Military Balance and Strategic Survey 1992/96			IISS (International Institute For Strategic Studies)
Repenser l'aide a l'Afrique		Nicolas van de Walle et Timothy A. Johnston	KARTHALA
La zone franc a l'heure de l'euro		Philippe Hugon	KARTHALA
Les politiques Economiques du Burkina Faso	Une tradition d'ajustement structurel	Pascal Zagre	KARTHALA
GHANA UNE REVOLUTION DE BON SENS	Economie politique d'un ajustement structurel	Christian Chavagneux	KARTHALA
DEMOCRATIES AMBIGUES EN AFRIQUE CENTRALE	Congo-Brazzaville, Gabon:1940-1965	Florence Bernault	KARTHALA

文献表題	副 題	著 者	出版社
LE PROPHETE DE LA LAGUNE	Les harristes de Cote-d'Ivoire	Rene Bureau	KARTHALA
LE DEFI DE L'ETHNISME	Rwanda et Burundi:1990-1996	Jean-Pierre Chretien	KARTHALA
LES CHEMINS DE LA GUERRE ET DE LA PAIX	Fin de conflit en Afrique orientale et australie	Roland Marchal et Christine Messiant	KARTHALA
LA CONFERENCE NATIONALE SOUVERAINE DU TCHAD	Un essai d'histoire immediate	Robert Buijtenhuijs	KARTHALA
LE PEUPLE DU FLEUVE	Sociologie de la conversion chez les Douala	Rene Bureau	KARTHALA
Pouvoirs traditionnels et pouvoir d'Etat en Afrique	L'illusion universaliste	Sophia Mappa	KARTHALA
Puissance et impuissance de l'Etat	Les pouvoirs en question au Nord et au Sud	Sophia Mappa	KARTHALA
L'Algérie par ses islamistes		M.Al-Ahnaf Bernard Botiveau Franck Fregosi	KARTHALA
La cause des armes au Mozambique	Anthropologie d'une guerre civile	Christian Geffray	KARTHALA
L'islam au Sénégal	Demain les mollahs?	Moriba Magassouba	KARTHALA
Patrice Lumumba	La crise congolaise revisitee	Jean-Claude Willame	KARTHALA
La bataille des entreprises publiques en Cote-d'Ivoire	L'histoire d'un ajustement interne	Bernard Contamin et Yves-A.Faure	KARTHALA
Un destin pour l'Afrique		Abdoulaye Wade	KARTHALA
A la recherche des logiques paysannes		Pierre-Marie Decoudras	KARTHALA
L'insertion urbaine à Bamako		Dieudonne Ouedraogo et Victor Piche	KARTHALA
Tontines et banques au Cameroun	Les principes de la Societe des amis	Alain HENRY, Guy-Honore TCENTE, Philippe GUILLERME-DIEUMEGARD	KARTHALA
L'arachide au Sénégal	Un Moteur en panne	Claude Freud, Ellen Hanak Freud, Jacques Richard, Pierre Thenevin	KARTHALA

文献表題	副 題	著 者	出版社
Femmes pionnieres de Guinee		Kristien De Boodt et Lisette Caubergs	KARTHALA
La releve paysanne en Cote d'Ivoire	Etude d'expériences vivrieres	Yapi Simplice Affou	KARTHALA
Femmes du Sahel	La desertification au quotidien	Marie Monimart	KARTHALA
NOUVELLES PAROLES DE BROUSSE	Experiences villageoises au Burkina Faso	Presentees par le Graap	KARTHALA
Une decolonisation pacifique	Chroniques pour l'histoire	Andree Dove-Audibert	KARTHALA
L'apres-Mandela	Enjeux Sud-africains et regionaux	Dominique Darbon	KARTHALA et MSHA
Mondialisation	Les mots et les choses	Michel Beaud,Olivier Dollfus,Christian Grataloup, Philippe Hugon,Gérard Kebabdjian,Jacques Levy	KARTHALA
La privatisation des Etats		Beatrice Hibou	KARTHALA
Democraties d'ailleurs		Christophe Jaffrelot	KARTHALA
Notre continent, notre avenir		Thandika Mkandawire et Charles C. Soludo	The International Development Research Centre
Our Continent, Our Future		Thandika Mkandawire and Charles C. Soludo	The International Development Research Centre
For Hunger-proof Cities		Mustafa Koc,Rod MacRae, Luc J.A. Mougeot, Jennifer Welsh	The International Development Research Centre
Coupe a blanc		Rob Glastra	The International Development Research Centre
Cut and Run		Rob Glastra	The International Development Research Centre
Supporting Democracy		S.L.Sutherland	The International Development Research Centre
Soutenir la democratie		S.L.Sutherland	The International Development Research Centre
Protecting Biodiversity		Susan Perkoff Bass, Manuel Ruiz Muller	

文献表題	副 題	著 者	出版社
Reforming Social Policy		Daniel Morales-Gomez, Necla Tschirgi, Jennifer L. Moher	
Transnational Social Policies		Daniel Morales-Gomez	
Working with Indigenous Knowledge		Louise Grenier	
Connaissances indigenes et recherche		Louise Grenier	
Japan's System of Official Development Assistance		Micheline Beaudry-Somcynsky, Chris M.Cook	
Agriculture urbaine en Afrique de l'Ouest		d'Olanrewaju B. Smith	
Human Security and Mutual Vulnerability		Jorge Nef	
Canada and Missions for Peace		Gregory Wirick, Robert Miller, Lloyd Axworthy, (Minister of Foreign Affairs, Canada)	
Les missions de paix et le Canada		Gregory Wirick, Robert Miller, Lloyd Axworthy, (Ministre des Affaires étrangères du Canada)	
Mondialisation, croissance et marginalisation		A.S. Bhalla	
Globalization, Growth and Marginalization		A.S. Bhalla	
From Defence to Development		Jacklyn Cock, Penny McKenzie	
Cover Crops in West Africa		D.Buckles, A.Eteka, O.Osiname, M.Galiba, N.Galiano	
L'AFRIQUE EST PARTIE!	Du desordre comme instrument politique	Patrick CHABAL, Jean-Pascal DALOZ	
RWANDA	Histoire d'un genocide	Colette Braeckman	FAYARD
Almanac of African people & Nations		Mohamad Z. Yakan	Transaction Publishers
When History Is a Nightmare	Lives and Memories of Ethnic Cleansing in Bosnia-Herzegovina	STEVAN M. WEINE	RUTGERS UNIVERSITY PRESS

文献表題	副 題	著 者	出版社
Migration, Globalization and Human Security	Routledge Research in Population and Migration	David T. Graham and Nana K. Poku	ROUTLEDGE
DEVELOPMENT IN THE NON-WESTERN WORLD	Proceedings of the Conference on Development in the Non-Western World held in Tokyo 22-31 March 1982	MICHIO NAGAI	University of Tokyo Press
GLOBALIZATION EUROPEANIZATION AND THE END OF SCANDINAVIAN SOCIAL DEMOCRACY ?		Robert Geyer, Christine Ingebritsen and Jonathon W. Moses	MACMILLAN PRESS LTD
THEORIES OF WORLD GOVERNANCE	A Study in the History of Ideas	CORNELIUS F. MURPHY, JR	The Catholic University of America Press
Issues in International Relations		Trevor C. Salmon	ROUTLEDGE
NATO, BRITAIN FRANCE AND THE FRG	NUCLEAR STRATEGIES AND FORCES FOR EUROPE, 1949-2000	BEATRICE HEUSER	MACMILLAN PRESS LTD
GLOBALIZATION AND CRITICS	PERSPECTIVES FROM POLITICAL ECONOMY	RANDALL D. GERMAIN	MACMILLAN PRESS LTD, POLITICAL ECONOMY RESEARCH CENTERE UNIVERSITY OF SHEFFIELD
Revolution and World Politics	The Rise and Fall of the Sixth Great Power	Fred Halliday	MACMILLAN PRESS LTD
The rebirth of democracy	12 constitutions of central and Europe	The International Institute for Democracy	Council of Europe Publishing
How Children Understand War and Peace	A CALL FOR INTERNATIONAL EDUCATION	Amiram Raviv, Louis Oppenheimer, Daniel Bar-Tal	Jossey-Bass Publishers
PLANNING WAR PURSUING PEACE	The Political Economy of American Warfare 1920-1939	PAUL A.C. KOISTINEN	UNIVERSITY PRESS OF KANSAS
LA BANQUE MONDIALE ET LES VILLES		ANNIK OSMONT	KARTHALA
GRANDS COMMERCANTS D'AFRIQUE DE L'OUEST	LONGIQUES ET PRATIQUES D'UN GROUP D'HOMMES D'AFFAIRS CONTEMPORATIONS	EMMANUEL GREGOIRE ET PASCAL LABAZZE	KARTHALA
NOUVEAUX LANGAGES DU POLITIQUE EN AFRIQUE ORIENTALE		DENIS-CONSTANT MARTIN	KARTHALA
ONG ET DEVELOPPEMENT.	SOCIETE, ECONOMIE, POLITIQUE	J.-P. Deler, Y.-A. Faure, A. Pineteau et P.-J.Roca	KARTHALA
LES OPERATEURS ECONOMIQUES AU SENEGAL	ENTRE LE FORMEL ET L'INFORMEL (1930-1996)	LAURENCE MARFAING ET MARIAM SOW	KARTHALA

文献表題	副 題	著 者	出版社
LES QUARTIERS DE LA SEGREGATION.	TIERS MONDE OU QUART MONDE?	RENE GALLISOT ET BRIGITTE MOULIN	KARTHALA
LA QUESTION FONCIERE DANS LES VILLES DU MALI.	MARCHES ET PATRIMOINES	MONIQUE BERTRAND	KARTHALA
REGIONALISATION, MONDIALISATION ET FRAGMENTATION EN AFRIQUE SUBSAHARIENNE		DANIEL C. BACH	KARTHALA
L'AFRIQUE PEUT-ELLE ETRE COMPETITIVE?		C.MAINGUY	KARTHALA
APPROCHES DE LA PATHOLOGIE DES CULTURES TROPICALES.	L'EXEMPLE DE L'ARACHIDE EN AFRIQUE DE L'OUEST	Serge SAVARY (sous la direction de)	KARTHALA
BIBLIOGRAPHIE ET LEXIQUE DU FONCIER EN AFRIQUE NOIRE		Milica CUBRILLO et Catherine GOISLARD	KARTHALA
BOOMS ET CRISES DU CACAO. LES VERTIGES DE L'OR BRUN		Francois RUF	KARTHALA
DEVELOPPEMENT DURABLE AU SAHEL		Philippe TERSIGUEL et Charles BECKER	KARTHALA
LE DEVELOPPEMENT URBAIN EN COTE-D'IVOIRE		Thierry PAULAIS	KARTHALA
INTEGRATION ET COOPERATION REGIONALES EN AFRIQUE DE L'OUEST		Real LAVERGNE	KARTHALA
LA PECHE DANS LE DELTA CENTRAL DU NIGER		J. QUENSIERE, éditeur scientifique	KARTHALA
LES POLITIQUES ALIMENTAIRES EN AFRIQUE DU NORD.		M. PADILLA, F. DELPEUCH, G. LE BIHAN et B. MAIRE (sous la direction)	KARTHALA
UNE POLITIQUE DU MEDICAMENT POUR L'AFRIQUE		Cassandra Y. KLIMEK et Georges PETERS	KARTHALA
POPULATIONS ET ENVIRONNEMENT DANS LES PAYS DU SUD		F. GENDREAU, P. GUBRY et J. VERON	KARTHALA
QUELLES POLITIQUES FONCIERES POUR L'AFRIQUE RURALE?		Philippe LAVILLE-DELVIGNE (ed.)	KARTHALA
SAVOIRS PAYSANS ET DEVELOPPEMENT		Georges DUPRE (sous la direction de)	KARTHALA
LA SECURISATION FONCIERE EN AFRIQUE	POUR UNE GESTION VIABLE DES RESSOURCES RENOUVELABLES	Etienne LE ROY, Alain KARSENTY et Alain BERTRAND	KARTHALA

文献表題	副 題	著 者	出版社
SOCIETES RORALES ET ENVIRONNEMENT.	GESTION DES RESSOURCES ET DYNAMIQUES LOCALES AU SUD	GROSSI Ph. LAVIGNE DELVILLE et D.NARBEBURU (eds)	KARTHALA
LE VILLAGE CAMEROUNAIS A L'HEURE DE L'AJUSTEMENT		Georges COURADE (sous la direction de)	KARTHALA
L'INTENSIFICATION AGRICOLE AU SAHEL		Henk BREMAN et Keffing SISSOKO (eds)	KARTHALA
LA SECURITE ALIMENTAIRE EN AFRIQUE..	MANUEL D'ANALYSE ET D'ELABORATION DES STRATEGIES	Gerard AZOULAY et Jean-Claude DILLON	KARTHALA
ESQUISSES SENEGALAISES		Abbe David BOILAT	KARTHALA
L'AFRIQUE DES GRANDS LACS EN CRISE	RWANDA, BURUNDI. 1988-1994	Filip REYNTJENS	KARTHALA
L'AFRIQUE ET LE MONDE DES ESPRITS.	LE MINISTRE DE GUERISON DE MGR MILINGO, ARCHEVEQUE DE ZAMBIE	Gerrie ter HAAR	KARTHALA
L'AFRIQUE EST-ELLE PROTECTOINNISTE?	LES CHEMINS BUSSONNIERS DE LA LIBERALISATION EXTERIEURE	Beatrice HIBOU	KARTHALA
RELIGION ET TRANSITION DEMOCRATIQUE EN AFRIQUE		Francois CONSTANTIN et Christian COULON	KARTHALA
LA SANTE DANS LA VILLE.	GEOGRAPHIE D'UN PETIT ESPACE DENSE:PIKINE (SENEGAL)	Gerard SALEM	KARTHALA
TRANSITIONS DEMOCRATIQUES AFRICAINES	ESSAI EN SOCIO-ANTHROPOLOGIE DU CHANGEMENT SOCIAL	Jean-Pascal DALOZ et Patrick QUANTIN (etudes reunies et presentees par)	KARTHALA
ANTHROPOLOGIE ET DEVELOPPEMENT		Jean-Pierre OLIVIER DE SARDAN	KARTHALA
ANTHROPOLOGIE ET SANTE PUBLIQUE EN PAYS DOGON		Thierry BERCHE	KARTHALA
UNE ASSOCIATION DE DEVELOPPEMENT EN PAYS MOSSI	LE DON COMME RUSE	Pierre-Joseph LAURENT	KARTHALA
HORIZONS NOMADES EN AFRIQUE SAHELIERNE	SOCIETES, DEVELOPPEMENT ET DEMOCRATIE	Andre BOURGEOT (sous la direction de)	KARTHALA
UN SOCIOLOGUE ENTRE AFRIQUE ET ETATS-UNIS	TRENTE ANS DE TERRAINS COMPARES	Remi CLIGNET	KARTHALA
TERRAINS ET ENGAGEMENTS DE CLAUDE MEILLASSOUX		Bernard SCHLEMMER (textes reunis et presentes par)	KARTHALA

文献表題	副 題	著 者	出版社
L'ERE DES DECOLONISATIONS	ACTES DU COLLOQUE D' AIX-EN-PROVENCE	Charles-Robert AGERON et Marc MICHEL (sous la direction de)	KARTHALA
LA FRANCE ET LA PREMIERE ABOLITION DE L'ESCLAVAGE (1794-1802)		Claude WANQUET	KARTHALA
HISTOIRE D'AFRIQUE.	LES ENJEUX DE MEMOIRE	Jean-Pierre CHRETIEN et Jean-Louis TRIAUD (sous la direction de)	KARTHALA
HISTOIRE DU PORTUGAL ET DE SON EMPIRE COLONIAL		A.H. de OLIVEIRA MARQUES	KARTHALA
LE TEMPS DES MARABOUTS	ITINERAIRES ET STRATEGIES ISLAMIQUES EN AFRIQUE OCCIDENTALE FRANCAISE V.1880-1960	David ROBINSON et Jean-Louis TRIAUD (eds)	KARTHALA
LA TRAITE ROCHELaise		Jean-Michel DEVEAU	KARTHALA
DICTIONNAIRE ORTHOGRAPHIQUE DU SANGO		Marcel DIKI-KIDIRI	KARTHALA
SYNTAXE HISTORIQUE CREOLE		Mervyn ALLEYNE	KARTHALA
L'AFRIQUE POLITIQUE 1996	DEMOCRATISATION: ARRETS SUR IMAGES		KARTHALA
L'AFRIQUE POLITIQUE 1997	REVENDICATIONS POPULAIRES ET RECOMPOSITIONS POLITIQUES		KARTHALA
L'AFRIQUE POLITIQUE 1998	FEMMES D' AFRIQUE		KARTHALA
LUSOTROPICALISME	DEOLOGIES COLONIALES IDENTITES NATIONALES DANS LES MONDES LUSOPHONES	Michel CAHEN (sous la direction de)	KARTHALA
TRANSITIONS LIBERALES EN AFRIQUE LUSOPHONE		Michel CAHEN (sous la direction de)	KARTHALA
Security Communities		Emanuel Adler and Micheal Barnett	CAMBRIDGE
Human Development Report1999 Grobalization with a Human Face	BACKGROUND PAPERS. Vol.1		United Nations Publications
Human Development Report1999 Grobalization with a Human Face	BACKGROUND PAPERS, Vol.2		United Nations Publications